

危機管理マニュアル



岩手県立山田高等学校

〒028-1361

岩手県下閉伊郡山田町織笠 8-6-2

電話 : 0193-82-2637 (事務室)

0193-82-2164 (職員室)

FAX : 0193-81-2055

HP : <http://www2.iwate-ed.jp/ymd-h/>

第1章 危機管理体制の確立

第1項 危機管理の目的	1
第2項 危機の対象	3
第3項 危機管理体制	
1 危機発生時の緊急対策	6
2 危機発生時における連絡体制の確認	7
3 報道機関への対応	8
4 地域社会や関係機関、保護者等との連携	9
5 訴訟への対応	10
6 危機対応支援チームの設置及び派遣	11

第2章 事項別危機管理の要点

第1項 幼児・児童・生徒及び施設利用者に係る事項

○ 学校生活等に係る事項	
1 授業中の事故（理科）	15
2 授業中の事故（体育）	17
3 部活動中の事故	19
4 暴力事件（対教師）	21
5 暴力事件（生徒間）	23
6 教育活動妨害	25
7 自殺（予告）	27
8 遠足・修学旅行時の事件・事故	29
9 実習船の事故	31
10 不審者の侵入（不審者情報の提供）	36
11 不審者の侵入（凶器携帯）	39
12 万引き	41
13 下校途中の交通事故	43
14 交通違反	45
15 家出	47
16 恐喝	49
17 盗難（生徒の起因）	51
18 各種大会開催時等の事件、事故	53
19 県営体育施設でイベント開催中の事故	55
○ 学校保健等に係る事項	
20 感染症	56
21 学校給食による食中毒	57
22 給食への針混入	59
23 毒物・劇物	61
24 飲料水の汚染	63
○ 施設等管理に係る事項	
25 施設からの落雪による事故	65
26 県営体育施設利用中の事故	67
27 盗難（施設外からの起因）	69

28	教育施設の爆破（予告）	70
29	教育施設の不法占拠	72
30	授業中の火災発生	74
31	下校途中の不審者による連れ去り未遂事件の発生	76

第2項 自然災害等に係る事項

1	地震	80
2	津波	96
3	火山噴火	113
4	風水害	117
5	猛獣（山林でクマを発見）	122
6	猛獣（学校周辺にクマが出没）	124

第3項 その他事項

1	窓口対応	127
2	空からの落下物	128
3	本庁における不審物対応	129
4	本庁における不審者対応	131
5	テロへの対処	132

【参考資料】

1	教育委員会危機管理検討委員会設置要綱	133
2	岩手県教育委員会危機管理対応方針	135
3	岩手県教育委員会事故（事件）対策本部設置要領	137
4	岩手県教育委員会危機対応支援チーム設置要領	138
5	地区別、警察・消防等連絡先一覧	139

【別冊参考資料】

関係法令等

第1章 危機管理体制の確立

第1項 危機管理の目的

学校の危機管理は、学校生活全般にわたって発生する事件や事故・疾病・災害等への対応策であり、そのねらいは、生徒の命と人権を守り安全を確保することにある。

- (1) 危機発生時または緊急時において、生徒及び教職員の安全を最優先とする。
- (2) 危機に対して組織として適正に対応し、生徒と教職員の信頼関係を維持する。
- (3) 教職員が一致協力して危機対応の意識を高め、学校に対する社会的な信用や信頼を確保する。

第2項 危機の対象

(1) 自然災害等に係る危機

ア 地震 イ 津波 ウ 火災 エ 落雷・竜巻・台風 オ 猛獣（熊等）

(2) 教育活動等に係る危機

ア 授業中の事故（実験・実技・実習中の事故）
イ 学校行事中の事故（クラスマッチ、さいかち祭等）
ウ 学校外の活動中の事故（遠足、他の教育機関での研修や活動、修学旅行、インターンシップ、職場見学・職場体験、ボランティア、復興教育等）
エ 部活動全般に関する事故
オ 登下校時の交通違反や交通事故
カ 学校不適應、不登校に関する事故
キ 性に関する問題行動

(3) 学校内外での事故・事件に係る危機

ア 学校内外での暴力行為（対教師、生徒間）
イ 生徒の刑事事件への関与
エ 家出や万引き、盗難、窃盗、恐喝
オ 自殺（予告）

(4) 学校保健に係る危機

ア 生徒や教職員の自転車・自動二輪車・自動車による事故（自損・他損）
イ 伝染病や（新興）感染症、食中毒に関すること
ウ 毒物・劇物に関すること
エ PM2.5等の大気汚染や水質汚染、放射線等教育環境に関すること

(5) 教職員に関する危機

ア 教職員と生徒や保護者とのトラブル
イ 教職員間のトラブル
ウ 教職員の不祥事（コンプライアンスに反すること）
エ 体罰
オ 事件や事故に関与した教職員に関すること

(6) 不審者に関する危機

- ア 不審者の侵入
- イ 不審電話（名簿等個人情報の問い合わせ、脅迫電話）
- ウ 不審物

(7) 施設・備品に関する危機

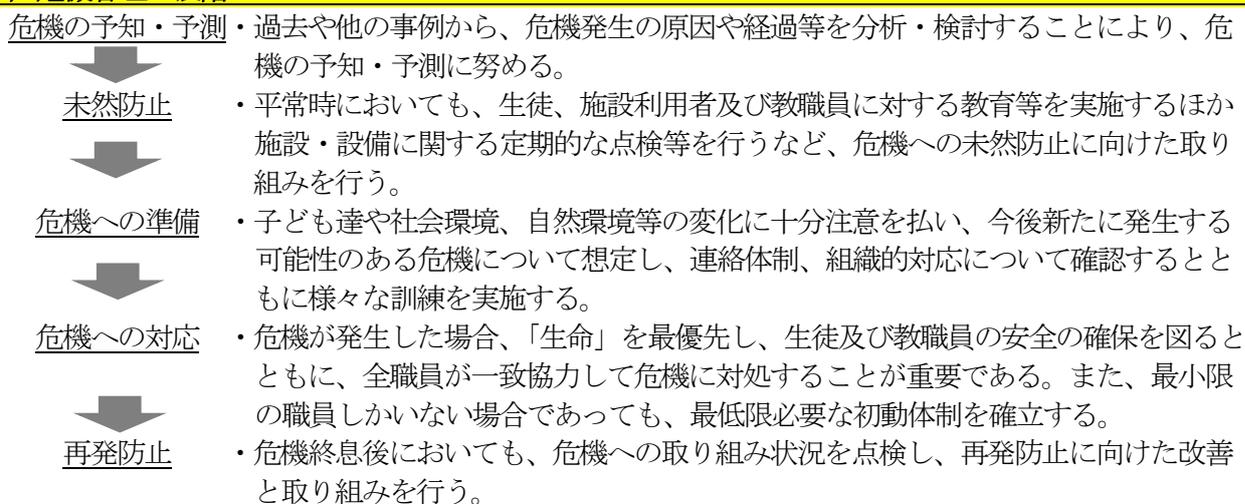
- ア 学校施設の破損・損害・備品（化学薬品、農薬、危険物）の保管と盗難
- イ 学校施設の爆破予告や不法占拠

(8) 人権侵害に関する危機

- ア いじめ等人権に関すること
- イ 事故や犯罪の被害者及び加害者に関すること
- ウ 生徒間や対生徒、対教師、職員間での人権侵害に関すること
- エ セクハラ・パワハラに関すること
- オ 情報通信などによるサイバー犯罪被害

第3項 危機管理体制

(1) 危機管理の段階



(2) 危機に対する基本対応

【別紙 チャートNo.1】

教職員は事件・事故、災害等の緊急事態発生直後は、短時間に多くの対応を求められるため、普段からの訓練に真摯に取り組み、十分な心構えを確立し、危機管理マニュアル等により初動体制を確立し、危機管理に当たることが重要である。

- ① 校内外に関わらず、危機発生時には、早急に、校長（不在時は副校長）に「何が、どこで、どのように」発生したかを直ちに報告する。
- ② 危機に直面した職員は、初動対応（危機の状況の把握、生徒の安全確保、避難誘導、危機現場の処置及び対応と協力要請、応急処置や救急車等の要請など）に当たる。
- ③ 通報を受けた後、校長の判断の下【対策本部】を設置する。（校長を本部長とし、副校長、事務長、各課主任により構成する。）
- ④ 対策本部は方針や決定事項を全職員にメールや電話等で周知徹底し、危機管理体制が構築された後、危機管理の対応や役割分担等について指示を行う。
- ⑤ 対策本部の業務
 - (ア) 情報の収集及び分析と教職員間での共有化
 - (イ) 危機管理の役割分担の指示

- (ウ) 関係機関への連絡・連携（県教委、警察、消防、病院、山田町役場、福祉課 その他）
- (エ) 保護者への連絡と協力要請
- (オ) 地域住民への協力要請と協力体制の確立
- (カ) 通信手段の確保（電子メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
- (キ) 緊急避難所としての対応（自然災害時において、生徒の帰宅が困難になり学校において保護する場合も想定される。また、地域住民等が避難してきた場合の対応も求められる。）

【別冊 山田町避難所運営マニュアル】

⑥ 外部対応

- (ア) 報道機関への対応（窓口の一本化＜校長が対応＞ → 県教委 → 報道機関等）
- (イ) 個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、非公開内容の確認（非公開理由の説明が必要）
- (ウ) 学校単独での対応が困難と判断される場合は、県教委に支援を要請する。

(3) 危機発生時における連絡体制

【緊急連絡網】【別紙 チャートNo.2】

- ① 校内連絡体制
- ② 救急（応急）措置
- ③ 関係機関
 - (ア) 岩手県教育委員会
危機管理の総合窓口

教育企画室 TEL : 019-629-6106 E-mail : DB0001@pref.iwate.jp

日本スポーツ振興センター及び財団法人岩手県学校安全互助会に関わる事項

学校教育室 TEL : 019-622-0027 E-mail : DB0003@pref.iwate.jp

(イ) 地域の各関係機関

山田消防署	0 1 9 3 - 8 2 - 3 1 3 9
宮古警察署山田交番	0 1 9 3 - 8 2 - 2 1 5 5
岩手県立山田病院	0 1 9 3 - 8 2 - 2 1 1 1
山田町役場	0 1 9 3 - 8 2 - 3 1 1 1
山田町健康福祉課	0 1 9 3 - 8 2 - 3 1 1 1 (146)
東北電力宮古営業所	0 1 2 0 - 1 7 5 3 6 6 (停電時)
	0 1 2 0 - 1 7 5 3 6 6 (その他)
東北電気保安協会 (釜石)	0 1 9 3 - 2 3 - 0 2 8 7
NTT宮古営業所	0 1 9 3 - 6 4 - 6 4 2 2
宮古教育事務所	0 1 9 3 - 6 4 - 2 2 2 2
宮古地区広域行政組合消防本部	0 1 9 3 - 6 2 - 5 5 3 3
宮古保健所	0 1 9 3 - 6 4 - 2 2 1 8
北上ビルメン (警備)	0 1 9 7 - 7 1 - 2 1 1 0
宮古地方振興局	0 1 9 3 - 6 4 - 2 2 1 1

第2章 対象別危機への対応

第1項 自然災害等に係る危機への対応

(1)地震 … 岩手県内陸部を震源とする震度6強の地震が発生した 【別紙 チャートNo.3】

【別に定める『地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合の対応』参照】

◆ 地震発生時の対応

ア 生徒在校時

① 安全確保

【教室】 落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、落ち着くまで待機の指示

【体育館】 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう明確に指示

(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意。例えば、天井からの落下物や体育館の屋根の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。)

【校庭】 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう明確に指示

→ 一時終息後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

緊急放送、緊急放送

①ただいま、強い地震が発生しました。全校生徒は直ちに机の下に入りなさい。

机が無い場合は壁際などに寄り、落下物に注意しなさい。

<繰り返す>

②更に地震の恐れがありますので、しばらくはそのまま身をを守ることを優先して下さい。

—————地震がおさまったと判断された後—————

③全校生徒は先生の指示に従い、校舎の外（グラウンド）に落ち着いて避難して下さい。

<繰り返す>

④先生方は、生徒・職員各自の避難・安全の確保を優先し、誘導・指示して下さい。

<繰り返す>

② 救急（応急）措置

・負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。

③ 一次避難及び状況把握

・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。

・施設周辺の被害状況及び危険箇所の確認、避難場所（一次避難場所）の安全確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。

・一次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

④ 二次避難

・一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導を行う。

・二次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

⑤ 危機管理体制の確立

・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。

・電源の確保を図る。（停電の場合は自家発電機等）

・通信手段を確保する。（携帯端末、一斉メール、無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）

・通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

⑥ 保護者（家庭）及び関係機関への連絡・報告

・安全に避難後、生徒の家庭等に速やかに現状についての連絡をする。また、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。

・生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合

【別紙 チャートNo.2】

は、引渡しカード等を活用し確実に確認する。

なお、引き渡す生徒は、当該生徒の保護者に限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。

- ・教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかに報告・相談し、対応についての指示を受ける。

⑦ 情報の収集及び関係機関との連携

- ・安否確認のできない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
- ・警察、消防、医療機関、岩手県災害対策本部との連絡体制の確保を図る。
- ・生徒及びその家族と連絡が取れない場合の安否の確認は、山田町と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、可能な限り家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
（自転車等を活用するとともに、山田町に協力を依頼し、車両やガソリンを確保する。）
- ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ・学校施設・設備の被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真を撮影・記録するなど。）

⑧ 情報の一元化（報道機関への対応）

- ・関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、窓口を校長に一本化して混乱を避ける。

※指定避難場所（避難所）ではない場所（避難所となっていない学校や公共施設等）に避難した場合の対応

- ・生徒の安全を確保できる場所であることを確認する。安全を確保できない場合は、安全を確保できる場所に移動する。
- ・安全を確保できる場所に避難後、周辺の状況を確認し、指定避難場所（避難所）に安全に移動できる場合は移動する。
- ・避難した場所から移動できない場合は、避難している場所、生徒の安否状況、避難場所の状況等を学校対策本部、保護者、関係機関等へ連絡する。
- ・連絡を取ることが難しく時間がかかる場合は、そこでの避難が長引く可能性があり、物資等の確保が必要になるため、教職員の役割分担を明確にし対応に当たる。（例：情報収集、関係機関への連絡、食料・水の確保、防寒対策、トイレの確保、医薬品の確保など）
- ・避難が長引く可能性がある場合、生徒に対して安心感をもたせ、励ますなど配慮した対応を行う。

イ 学校外における諸活動時

<教職員（引率者）の対応>

① 安全確保

- ・地形、施設や周囲の状況を確認し、安全確保の指示を行う。
- ・利用施設において、施設職員の指示がある場合は、それに従う。
- ・公共交通機関等を利用中の場合は、乗務員の指示に従う。



一時終息後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

② 救急（応急）措置

- ・負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。

【別紙 チャートNo.2】

③ 一次避難及び状況確認

- ・施設周辺の被害状況及び危険箇所の確認、避難場所（一次避難場所）の安全確認を行い、避難場所への安全での的確な誘導をする。
- ・一次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

④ 二次避難

- ・一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全での的確な誘導をする。
- ・二次避難後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

⑤ 通信手段の確保

- ・通信手段を確保する。（携帯端末、一斉メール、無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等）

⑥ 学校への報告

- ・生徒の状況等について、学校対策本部へ速やかに報告する。学校との連絡が取れない場合は、関係機関や地域住民の協力などにより連絡の手立てを講ずる。

⑦ 関係機関との連携

- ・山田町、警察、消防、医療機関との連絡手段の確保を図る。

<学校の対応>

- ① 危機管理体制の確立
 - ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
 - ・通信手段を確保する。(携帯端末、一斉メール、無線、公衆電話、災害用伝言板サービス等)
 - ・避難場所及び人的被害の的確な情報収集と把握を行う。
 - ・現地に複数の教職員を派遣し、現地の被害状況等の確認を行う。
- ② 保護者（家庭）及び関係機関への連絡・報告
 - ・生徒の保護者に対して速やかに連絡する。保護者への生徒の引渡しについては、現地の状況の確認後状況に応じて対応する。
 - ・教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかに報告・相談し、対応についての指示を受ける。
- ③ 移動手段の確保
 - ・生徒の現地から学校への移動手段の確保を図る。
- ④ 関係機関との連携
 - ・市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化（報道機関への対応）
関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

ウ 生徒登下校時

- ① 地震発生における安全確保
 - ・教職員は、校内に生徒がいる場合は、速やかに校内の生徒の活動場所等に向かう。(既に登校しているまたは放課後部活動等で在校している場合など)
 - ・校内（グラウンドも含む）の生徒に対して安全確保を行う。

(ア 生徒在校時)の①に準ずる。)

- ・地震終息後、校内の生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
 - ・安全が確保されていることを確認のうえ、教職員が通学路などに向かい、通学路上などの生徒等の人的被害（安否）の状況を確認する。
- ② 救急（応急）措置及び一次避難
 - ・負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。 **【別紙 チャートNo.2】**
 - ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
 - ・施設周辺の被害状況及び避難場所（第一次避難場所）の確認を行い、避難場所への安全での的確な誘導をする。
 - ・一次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
 - ③ 二次避難
 - ・第一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（第二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全での的確な誘導をする。
 - ・二次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
 - ④ 危機管理体制の確立
 - ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
 - ・電源の確保を図る。(例：停電の場合は自家発電機)
 - ・通信手段の確保を図る。(通信手段例：(携帯) 電話、(一斉) メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
 - ・通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
 - ⑤ 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・安全に避難した後、生徒の家庭等に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合

は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。

- ・所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。

⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等

- ・人的被害（安否）の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
- ・市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
- ・生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
- ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ・施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真に撮影・記録する。）

⑦ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◎通学電車・バス乗車中における対応ポイント

- ・教職員（乗務員）は安全な場所に停車させ、生徒の安全を確認し、被災のおそれがある場合生徒を避難場所（安全な場所）に誘導する。
- ・学校は教職員（乗務員）と連絡を取り合い、その後の対応について指示をする。
- ・校長は、連絡が取れない場合など必要に応じて、複数の教職員を避難場所に派遣する。

エ 生徒在宅時

① 参集体制

教職員は所属校に参集する。（震度6弱以上の地震が発生した場合は2号配備体制＝全員配備体制、震度5強以上で1号配備体制。）所属校に参集できないやむを得ない事情があるときには、出勤可能な公所（県立学校等）に参集し、当該施設の指示に従う。 **【別紙2参照】**

② 危機管理体制の確立

対策本部等を設置し、危機管理体制を速やかに整える。

③ 救急（応急）措置及び状況把握

- ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。
- ・電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
- ・通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
- ・家庭と連絡を取り、生徒等、人的被害（安否）の確認をする。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
- ・施設周辺の被害状況の確認をする。

④ 教育委員会への連絡・報告

- ・所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。

⑤ 情報の収集及び関係機関との連携等

- ・人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
- ・市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
- ・児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
- ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ・施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真に撮影・記録する。）

⑥ 情報の一元化（報道機関への対応）

- ・関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

オ 保護者や地域の方々等の来校時

① 安全確保

- ・生徒及び来校者に対して的確な指示を行うとともに、出口を確保する。

【教室】

- ・生徒へ落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示
- ・来校者へは頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から離れ、机間に移動するよう指示

【体育館】

○体育館に椅子など障害物がない場合

- ・窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示

○体育館に椅子など障害物がある場合（儀式等）

- ・生徒へその場での待機を指示（落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部を保護する。）
- ・来校者へは頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から速やかに離れ、椅子等の間に移動するよう指示

※状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意（例えば、天井からの落下物や体育館の屋根の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。）

【校庭】

- ・建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう特に大きな声（マイク等）で明確に指示
- ・地震終息後、生徒及び来校者等、人的被害（安否）の確認をする。

② 救急（応急）措置、状況把握及び一次避難

- ・負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
- ・施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
- ・施設周辺の被害状況及び避難場所（一次避難場所）の確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・一次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。

③ 二次避難

- ・一次避難場所において、火災、土砂災害などのおそれがある場合は、さらに安全な避難場所（二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・二次避難後、生徒等の人的被害（安否）の確認をする。

④ 危機管理体制の確立

- ・対策本部を設置し、危機管理体制を速やかに整える。
- ・電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
- ・通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
- ・通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

⑤ 家庭及び関係機関への連絡・報告

- ・安全に避難後、生徒の家庭等に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
- ・生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
- ・所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。

⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等

- ・人的被害（安否）の確認ができていない生徒の的確な情報収集と確認を行う。
- ・市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
- ・生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）

- ・行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ・施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。(写真に撮影・記録する。)

⑦ 情報の一元化 (報道機関への対応)

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◎学校行事等の実施可否の判断のポイント

生徒及び来校者の人的被害の状況、学校及び地域の被害の状況、生徒及び来校者の様子など、校長は情報収集及び現状把握を行い、的確に判断し、学校行事等の実施を継続するかどうか決定する。なお、校舎等から校外へ避難した場合は、当日の学校行事等は中止する。

◆ 危機終息後の対応

ア 応急的な対応

① 学校再開に向けた方針決定

- ・被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業等の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保について所管する教育委員会 (県教育委員会教育企画室) と調整する。
- ・学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施する。
(学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など)

② 心のサポート・ケア

- ・生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。(例：生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施)
- ・心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会 (県教育委員会学校教育室) 及びその他関係機関等に応援を要請する。

③ 第一体育館が避難所となった場合

- ・避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
- ・避難所として運営を開始することの要否を含め、基本的事項について山田町と調整して進める。
- ・避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、やむを得ない事情が生じた場合は、第二体育館、格技場、多目的ホール、保健室、会議室、校庭等を開放する。教室は原則開放しない。
- ・山田町との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
- ・避難所運営にあたる町職員の対応に協力する。なお、教職員は避難所の運営には携わらないことを山田町と確認しているが、緊急を要する等の状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合もある。(救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等)

イ 短期的な対応

① 復旧及び支援・援助

- ・施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、県教育委員会 (教育企画室) 及びその他関係機関等に対応を要請する。
- ・学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、県教育委員会 (学校教育室) と調整しながら、諸手続を行う。
- ・昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、山田町及び県教育委員会 (教育企画室) と調整する。
- ・教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、県教育委員会 (教育企画室) に要請する。

② 心のサポート・ケア

心のサポート・ケアの推進を図る。町福祉機関やスクールカウンセラーへの相談。

③ 避難所としての対応

- ・避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校と山田町、

及び自治組織代表者と調整しながら進める。

- ・必要に応じて、県教育委員会（教育企画室）及びその他関係機関等に応援を要請する。
- ・避難所の解消時期等について、被災状況を踏まえながら、山田町と調整する。

【別に定める『山田町避難所運営マニュアル』参照】

ウ 中長期的な対応

- ① 原因の究明
 - ・生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
 - ・危機管理体制の課題の確認を行う。
- ② 心のサポート・ケア
 - ・心のサポート・ケアの充実を図る。
- ③ 再発防止（危機の予防対策）
 - ・必要に応じ、危機管理体制の見直しを行い、それに対応した訓練を実施する。
 - ・防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
 - ・学校において保護しなければならない生徒に対応できる体制を整備しておく。
 - ・保護者への災害時における連絡体制の確立と連絡方法を周知・徹底しておく。

◆ 危機の予防対策（生徒の安全確保及び安否確認のための準備）

- ・危機発生時の対応について、避難場所及び生徒の引渡し方法など生徒、保護者に周知するとともに、地域との連携を図る。
- ・生徒の在宅時、登下校時等における避難場所を確認する。（例えば、連絡カードや生徒個票などに避難場所を記入する欄を設ける。）
- ・家庭の連絡先は、可能な限り把握する。（例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等）ただし、個人情報の管理に十分注意する。
- ・引渡しカード等を作成する。（引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す相手は、原則、当該生徒の保護者に限る。）
- ・災害時における学校と家庭の連絡は、山高お知らせメール（一斉メール）や災害用伝言板サービスが有効な場合があり、連絡体制を周知する。
- ・ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード（生徒個票、引渡しカード）、救急医薬品、避難場所（避難所）リスト、懐中電灯、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
- ・速やかな安全の確保及び初動体制の確立のために、緊急地震速報を活用する。
- ・地震の規模や災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。（通学バス乗車時、校外での活動時、避難所対応なども想定）
- ・多くの来校者が想定される学校行事等の実施にあたっては、行事ごとに危機管理マニュアルに基づいた対応方法を教職員に周知するとともに、来校者に対して危機発生時の対応を事前に連絡（アナウンス）する。
- ・生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など管理の徹底を図る。

◆ 関係法令等

- ① 災害対策基本法
- ② 岩手県地域防災計画
- ③ 岩手県災害対策本部規程
- ④ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑤ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑥ 「学校防災・災害対応指針」

(2) 津波 …… 地震の発生にともない町内に津波警報または津波注意報が発令された。

【別に定める『地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合の対応』参照】

◆ 津波警報・注意報発令時の対応

ア 生徒在校時

- ①校地内にいる生徒は、学校待機とする。必要があれば、生徒・職員は校舎の高いところへ移動する。
- ②保護者が迎えに北来たとしても生徒の引き渡しは行わず、学校に待機させるなど学校管理下で保護する。その場合、します。

1 在校時に地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合

地震等の災害が発生し、避難指示等が発令されるなど二次災害のおそれがある場合や津波警報・津波注意報が発令された場合は、学校に引き取りに来られた場合は、別室等で待機をお願いすることにします。津波警報・津波注意報が解除になった時は、生徒の安全を確認後に引き渡しを行います。

なお、災害等の規模によっては、保護者の連絡先・避難先・帰宅経路の安全を確認した上で、校長が引き渡しを行う場合があります。

2 登下校時に地震・津波に関する警報・注意報等が発令された場合

公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従ってください。保護者等が送迎している場合は、保護者等の判断で行動(避難等)してください。徒歩・自転車で移動している際は、生徒自身の判断で水辺から離れる高台に避難するなど、学校に登校する必要はありません。安全第一で行動してください。通学路の危険な場所と安全な場所を、保護者と生徒が事前に確認しておくことも、大切なことと考えています。

なお、学校への連絡は安全が確保できてからで構いません。連絡が少し遅れても、保護者・生徒・家族の安全が第一です。

3 在宅時に地震・津波に関する注意報等が発令された場合

可能な限り速やかに的確な情報を収集し、自宅に待機、または安全な場所に避難をしてください。特に、津波警報・注意報等が発令中は登校せずに安全な避難場所に待機し、時間をみて学校に連絡をお願いします。

◆ 地震発生時の対応

ア 生徒在校時

① 安全確保

【教室】 落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、落ち着くまで待機の指示

【体育館】 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう明確に指示

(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意。例えば、天井からの落下物や体育館の屋根の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。)

【校庭】 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう明確に指示

→ 一時終息後、生徒・教職員の安否確認、人的被害の状況把握を行う。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

緊急放送 緊急放送

- ①先程の強い地震により、津波警報（注意報）が発令されました。校内にいる生徒は、下校せずに校舎内で待機しなさい。
<繰り返す>

————津波警報（注意報）が解除された後————

- ②津波警報（注意報）が解除されました。校舎内にいる生徒は気をつけて下校しなさい。
<繰り返す>

(3) 火 災 …… 校舎内（あるいは校地内）で火災が発生した。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

緊急放送、緊急放送

- ①ただいま、〇〇で火災が発生しました。全校生徒は先生の指示に従い直ちに校舎の外（グラウンド）に避難して下さい。
<繰り返す>
- ②先生方は、生徒・職員各自の避難・安全の確保を優先し、誘導・指示して下さい。
<繰り返す>

(4) 落 雷 …… 校地上空に雷雲が発生し、落雷の危険がある。

【別に定める『雷事故防止及び熱中症事故防止について』参照】

◆ 授業中及び部活動中の対応

- ① 校舎内で活動している場合
- ・担当教職員が校舎外へ出ないよう注意指導を行う。
- ② グラウンド等校舎外で活動している場合
- ・雷が聞こえたら早急に校舎内に避難させる。雷が聞こえなくなるまで校舎内で待機させる。
 - ・衣類等がぬれている場合は、落雷の影響を受ける可能性もあるので可能な限り着替えさせる。

◆ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

- ① 校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。
- ・速やかに近くの建物内に生徒を避難させる。
 - ・近くに建物等が無い場合は、できるだけ低い場所へ避難する。
 - ・現場関係者の指示に従う。

(5) 竜巻・台風 …… 校地内に竜巻や暴風が発生し、怪我等の危険がある。

◆ 授業中及び部活動中の対応

- ① 校舎内で活動している場合
 - ・担当教職員が校舎外へ出ないよう注意指導を行う。
- ② グラウンド等校舎外で活動している場合
 - ・竜巻や暴風の発生を確認したら早急に校舎内に避難させる。安全が確認されるまで校舎内で待機させる。

◆ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

- ① 校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。
 - ・速やかに近くの建物内に生徒を避難させる。
 - ・近くに建物等が無い場合は、できるだけ安全な場所へ避難する。
 - ・現場関係者の指示に従う。

(6) 猛獣（熊等） …… 校地内または学校周辺に出没し、危害の及ぶ危険がある。

- ① 教職員は詳細な情報の把握に努め、早急に情報の周知を行う。緊急を要する場合は全校放送する。
- ② 校舎内で活動している場合
 - ・担当教職員が校舎外へ出ないよう注意指導を行う。
- ③ グラウンド等校舎外で活動している場合
 - ・出没した場所等を確認早急に校舎内に避難させる。

◆ 校外活動（大会等の遠征含）の対応

- ① 校外活動の場合は周囲の状況に応じた対応を行う。
 - ・速やかに近くの建物内に生徒を避難させる。
 - ・近くに建物等が無い場合は、できるだけ安全な場所へ避難する。
 - ・現場関係者の指示に従う。

第2項 教育活動等に係る危機への対応

(1) 授業中の事故 …… 実験・実技・実習中に事故が発生した。

◆ 事故発生時の対応 ◆

- ① 救急（応急）措置
 - ・教職員は、生徒の負傷の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- 【別紙 チャートNo.2】**
- ・教職員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に副校長（校長）への連絡、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請する。
 - ・教職員は、ガス漏れや火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
 - ・養護教諭等（状況に応じて担任や学年長）は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
 - ・救急車到着までの間、AED（自動体外式除細動器）の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
 - ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
 - ・教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
 - ・教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
 - ・状況によっては学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。
- ② 状況把握
 - ・担当教職員は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
 - ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、副校長（校長）へ連絡する。
 - ・校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
 - ・教室や器具の被害の状況を確認するとともに、他の生徒への動揺を抑える。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- 消防(119番) — 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
- 医療機関 — 負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。
- 警察(110番) — 校長は、必要であれば状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
- 保護者 — 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)を伝える。
- 教育委員会 — 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

◆ 危機終息後の対応 ◆

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・校長と関係教職員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ・事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のサポート・ケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)に報告する。

◆ 危機の予防対策 ◆

① 生徒がゆとりをもって実験・実技・実習に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。

② 教職員が予備実験等事前のシミュレーションを行い、安全性を確かめる。

③ 生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方等を指導するとともに、安全教育の充実を図る。

④ 実験・実技・実習中は、適切な机間指導を行う。

⑤ 服装に配慮する。

⑥ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、マニュアルの掲示により対応が確実にできるようにする。

◆ 関係法令 ◆

① 国家賠償法 第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)

② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第714条(責任無能力者の監督義務者等の責任)、第715条(使用者等の責任)、第722条(損害賠償の方法及び過失相殺)

③ 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)

④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

※AEDについて

AEDは、Automated External Defibrillatorの頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器といいます。小型の器械で、体外(裸の胸の上)に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断します。もし心室細動という不整脈(心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態)を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えること(電気ショック)で、心臓の状態を正常に戻す機能を持っています。

器械の電源を入れれば音声を使い方を順に指示してくれるので、誰でもこの器械を使って救命することができます。

(出典：財団法人 日本心臓財団ホームページ)

(2) 校外活動全般での事故 …… 国内外での研修、部活動、インターシップ、ボランティア活動等における事故

◆ 事故発生時の対応 ◆

① 救急（応急）措置

- ・教職員は、生徒の負傷の有無、意識の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。

【別紙 チャートNo.2】

- ・教職員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請するとともに副校長（校長）への連絡、他の教職員への応援を依頼する。
- ・教職員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
- ・養護教諭等（状況に応じて担任や学年長）は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
- ・救急車到着までの間、AED（自動体外式除細動器）の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・状況によっては学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

② 状況把握

- ・担当教職員は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- ・医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、副校長（校長）へ連絡する。
- ・校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|--|
| 消防（119番） | — | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。 |
| 医療機関 | — | 負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。 |
| 警察（110番） | — | 校長は、必要であれば状況に応じて事故が発生したことを連絡する。 |
| 保護者 | — | 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | — | 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。 |

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

◆ 危機終息後の対応 ◆

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

活動計画に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因について調査し、再発防止に取り組む。

② 支援・援助

- ・校長と関係教職員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ・事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のサポート・ケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検、活動計画の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

◆ 危機の予防対策 ◆

- ① 生徒の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。
- ② 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。
- ③ 教職員が、引率・監督につけない場合の活動については、内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを生徒に周知する。
- ④ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、マニュアルの掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ⑤ AEDの使用法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

◆ 関係法令 ◆

- ① 国家賠償法 第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)
- ② 民法第709条(不法行為による損害賠償)、第714条(責任無能力者の監督義務者等の責任)、第715条(使用者等の責任)、第722条(損害賠償の方法及び過失相殺)
- ③ 学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等)、第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)、第27条(学校安全計画の策定等)
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条(学校の管理下における災害の範囲)

(3) 学校内外での事件 …… 暴力行為(対教師、対生徒)

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 救急(応急)措置

- ・ 負傷した教員や生徒、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で現場に向かうとともに、副校長(校長)に連絡する。
- ・ 加害生徒を個室等に移動させ落ち着かせるとともに、状況等の話を聞く。
- ・ 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した教員や生徒の応急措置を行う。負傷の程度により救急車(119番)の出動を要請する。
- ・ 養護教諭等(状況に応じて担任や学年長)は、負傷した教員や生徒の応急措置を引き継ぐとともに、負傷の程度が大きい場合は、校長は速やかに負傷した教員や生徒の家族に事故の概要を連絡する。
- ・ 救急車到着までの間、AED(自動体外式除細動器)の使用や心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

② 状況把握

- ・ 教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 副校長が教職員の状況、担任等が生徒の状況を把握し、特に心理的なダメージを受けている場合は保健室等で落ち着かせるなどの処置を行う。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した教員や生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・ 早急に、全教職員で事件の概要について共通理解を図り、他の生徒や保護者、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|---|
| 消防(119番) | — | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し状況説明を行う。 |
| 医療機関 | — | 必要に応じて医師に状況説明を行う。 |
| 警察(110番) | — | 校長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。 |
| 保護者 | — | 加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、保護者へ来校を促す。 |

(加害者)

- 家 族 — 負傷した教員や生徒の家族へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、
(被害者) 搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
- 教育委員会 — 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

◆ 危機終息後の対応 ◆

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・学校は、加害生徒の保護者と面談し、さらに、被害を受けた教員や生徒を交えて事件の説明と双方の話し合いの場を設定する。
- ・PTA役員、所管する教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。

③ 心のサポート・ケア

- ・事件により周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ・加害生徒のカウンセリングは、児童相談所の児童心理司やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら行う。
- ・被害者の心のサポート・ケアを図る。

④ 再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日常の言動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で情報交換し、多角的に生徒を捉えられるよう努める。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

◆ 危機の予防対策 ◆

① 教育相談の充実

- ・学校や家庭のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一人の生徒に教師が積極的に声をかけ、不安や悩み等がうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。
- ・自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折りに触れ伝える。

② 保護者との連携

家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

③ 関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や少年サポートセンター等に学校の現状や指導方針について説明するなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

④ 校内研修等の実施

校内研修等を通じて、事例研究や最新の実態を認識し、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

(4) 自殺(予告) … 生徒（不特定）から自殺の予告があった場合

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 状況把握

状況を把握した教職員は副校長に、副校長は校長に速やかに状況を報告する。校長は、関係教職員等により早急に会議を開き、情報の収集・外部との連絡・他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。

② 情報の収集

自殺予告をした生徒の保護の観点から、生徒についての気になること等情報交換を行い、予告した生徒の特定・推定作業を進め、状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

③ 緊急（応急）措置

- ・校長や関係教職員で、これまでの情報をもとに、各所に設置してある電話相談等に連絡するなど、該当する生徒の特定等に努める。
- ・収集した情報は、速やかに副校長（校長）に連絡する体制を整備する。

◆ 危機終息後の対応 ◆

① 原因の究明

調査をもとに自殺予告の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺防止について、教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

【生徒が特定された場合】

- ・本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- ・精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- ・軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- ・生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

【生徒が特定されない場合】

- ・日頃の言動から気になる生徒について、悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ・次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。
 - (ア) 緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教師や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
 - (イ) 生徒会主催の生徒集会で、緊急アピールをする。
 - (ウ) 道徳・学級活動等の時間で話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場を持つ。
 - (エ) 緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。

③ 関係機関との連携

- ・校長は、事故の概況を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、対応を協議するとともに、PTA役員、少年サポートセンターや警察署（110番）等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようする。
- ・自殺予告者は、相談電話等にも電話をする場合があるので、日頃から連絡網の整備と連携を図る。

④ 再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

◆ 危機の予防対策 ◆

① 校内体制の確立

- ・関係機関と連携して教職員研修を行い、教職員の認識を高める取り組みや悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、早期発見に向けた取り組みを充実する。
- ・教育活動全体を通して「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を図るとともに、教職員と生徒及び生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。

② 教育相談の充実

- ・定期的な教育相談や、教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多く設ける。
- ・個人面談や集団面談等、面談方法を工夫する。

③ 保護者との連携

保護者や地域の人々から生徒の様子で、気になることがあれば、すぐに情報（例：登下校の様子等）が得られるような体制を確立する。

④ 相談機関等との連携

地域の相談電話等へ相談が入る場合もあるので、各相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、あらかじめ協議しておく。

※自殺予告電話の対応について

- I 自殺予告電話を直接受けた場合に対応する上での留意点
- (1) 緊急かつ重大な訴えと受けとめ、落ち着いて真剣に対応することが大切である。
 - (2) 電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。
 - (3) 「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。
 - (4) 時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等についての情報を得ることに努める。
 - (5) 叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。話題をそらさせない。
 - (6) 相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。
 - (7) こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。
- II 試験等の学校行事の中止を求められた場合の対応
- (1) 行事の実施・延期・中止等については、校長が総合的に判断する必要がある。
 - (2) 判断に当たっては、先入観を持たず、確認や指導等の対策の状況、児童生徒や保護者の意識の状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見等を考慮し、細心の配慮をする。
 - (3) 生徒の状況について、判断後も継続して把握する。

(5) 学校保健関係① — 交通事故等 —

◆ 危機発生時の対応 ◆

① 状況把握

- ・交通事故の通報を受けた教職員は、速やかに副校長（校長）に報告する。
- ・校長は、教職員を2名以上、現場に派遣する。

② 救急（応急）措置

- ・救急車やパトカーが到着していない場合は、消防署及び警察署へ連絡の有無を確認する。
- ・自校生徒であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確保する。
- ・救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・教職員1名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか若しくは別途搬送先の医療機関に赴く。
- ・教職員1名は現場に残り、事故の経緯について情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会う。
- ・保護者へ、事故の発生の事実を知らせ、搬送先の医療機関へ向かうように伝える。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|--|
| 消防(119番) | — | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し状況説明を行う。 |
| 医療機関 | — | 負傷者の治療のため、状況説明を行う。 |
| 警察(110番) | — | 校長は、状況に応じて事件が発生したことを連絡する。校長は、事故の発生状況等について情報収集を行う。 |
| 保護者 | — | 負傷した生徒の保護者に連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | — | 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、後日、文書で提出する。 |

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

◆ 危機終息後の対応 ◆

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故の原因や問題点を調査・究明のうえ、所管する教育委員会に報告する。

- ② 支援・援助
 - ・校長と担任等が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。また、保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。
 - ・生徒が、通常の経路及び方法により通学をしていた時に事故に遭った場合は、校長と関係教員は、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等について説明を行う。
- ③ 心のサポート・ケア
 - ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ④ 報告
 - ・事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

◆ 危機の予防対策 ◆

- ① 定期的な通学路の点検を実施するなど、全職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む体制を整える。
- ② 生徒に対する交通安全指導については、通学上の危険要因を具体的に引き上げ指導する。
- ③ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練を通じて、応急手当を全教職員が実行できるようにする。

◆ 関係法令等 ◆

- ① 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）
- ② 交通安全対策基本法第24条（交通安全業務計画）
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

(6) 学校保健関係② — 感染症・食中毒等 —

◆ 危機発生時の対応 ◆

- ① 状況把握
 - ・校長は、生徒の欠席状況、出席者の異常の有無や、早退者などの状況把握を行うほか、学校医や保健所、医療機関等の関係機関から情報を収集する。
- ② 応急措置
 - ・校長は、生徒の健康状況に応じ、当日の学校運営の措置（出席停止、臨時休業）を判断する。
 - ・校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
 - ・校長は、保存食、原材料の廃棄禁止、生徒の嘔吐物の保存措置をとる。
- ③ 関係機関との連携
 - ・校長は、速やかに所管する教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡する。
 - ・校長は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
 - ・校長は、保健所の指示に従い、検査や調査に全面的に協力し、立ち入り検査には、担当責任者を定めて的確に対応する。
 - ・学校医、山田町感染症担当課、宮古保健所との連携、情報交換に努める。
- ④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
 - ・校長は、職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
 - ・関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。
- ⑤ 保護者、教育委員会への連絡
 - ・校長は、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告を行い、その後も状況の変化に対応して続報を入れる。
 - ・保護者に対しては、学校保健委員会、PTA役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、生徒の健康、喫食、検便等の各種調査を依頼する。

◆ 危機終息後の対応 ◆

- ① 原因の究明
 - ・発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。
 - ・情報を整理し、感染症や食中毒の原因を調査して、状況報告書等を作成し、所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に提出する。

- ② 支援・援助
 - ・校長と関係教員は、症状のある生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等今後の対応について説明を行う。
 - ・重症となった生徒に対しては、登校後もその健康状況に注意する。
 - ・生徒に対して、緊急の全校集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、感染症や食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。
- ③ 心のサポート・ケア
 - ・心的外傷後ストレス症候群（PTSD）にも留意し、カウンセリング等の支援を行う。
 - ・罹患生徒が、いじめに遭わないよう配慮するとともに、心のサポート・ケアに努める。

◆ 危機の予防対策 ◆

- ① 施設設備及び食材の日常検査、定期検査を行い、衛生管理の徹底に努める。
- ② 調理担当者への衛生管理の指導と健康状態の把握に努める。
- ③ 生徒の保健指導を充実させる。
- ④ 衛生管理責任者を定め、関係職員、保護者、学校医、学校薬剤師、保健所長などと連携し、衛生管理体制を整える。
- ⑤ 保存食を確保する。
- ⑥ 校長は、検食し結果を記録する。
- ⑦ 給食に関する書類を整理する。

◆ 関係法令等 ◆

- ① 学校給食法
- ② 学校保健安全法第 13 条（児童生徒等の健康診断）、第 19 条（出席停止）、第 20 条（臨時休業）
- ③ 文部省体育局長通知（腸管出血性大腸菌感染症の学校保健上の取扱い等）
- ④ 学校給食衛生管理基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）
- ⑤ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第 5 条（学校の管理下における災害の範囲）

(7) 不審者の侵入 — 校内に不審者が侵入した場合 —

◆ 危機発生時の対応 ◆

- ① 状況把握・緊急措置

発見者は、校長ほか、全教職員に直ちに情報が伝達され、生徒への注意喚起、避難誘導や、万一、生徒や教職員が負傷した場合の応急手当の処置など、生徒の安全を第一に考えた対応を行う。
- ② 生徒の安全確保
 - ・不審者の状況に応じて、教職員が大声を出すなどして、周辺に危険を知らせるとともに、危険のない方向に生徒を誘導する。また緊急放送で全校生徒に危険を知らせる。

※校舎内（職員室）にいる職員は、以下のような内容を全校放送する。（校内放送、緊急放送）

①全校生徒に連絡します。
 ただ今からLHRを行いますので、生徒及び職員は直ちに近くの教室に入りなさい。教室にいる場合には、そのまま待機し、先生の指示に従いなさい。
 <繰り返す>

②生徒・職員は〇〇の場所（(例)昇降口、1階教室等西側 など）から離れなさい。
 <繰り返す>

- ・状況によっては、自動火災報知器を使用し周辺に危険を知らせる。

※ 人命に差し迫った危難が及んでいる場合において、自動火災報知器を使用することは、消防法が禁ずる「みだり」に使用する場合には該当しない旨、消防庁から通知されている（平成 13 年 6 月 21 日付け消防庁予防課長通知）。（ただし、自動火災報知器を使用した後は、火災でない旨、消防機関に連絡すること。）

- ・ 校長に情報を伝達する際は、教職員が連携し、教職員が生徒から離れ不審者と生徒だけとなる状態をつくらない。
 - ・ 刃物等の凶器を持った不審者と対峙する場合は、児童と教職員の身を守るため、さすまた・ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して防御し、応援が到着するまでの時間を確保する。(危険な不審者に対しては、児童生徒の安全が確保されていれば、決して近づかない。)
 - ・ 児童の避難場所を複数(校庭、体育館等)設定し、校長・副校長の指示のいとまがない場合でも、予め定める手順に従い、教職員の判断により避難誘導等の対応をする。(児童を避難場所に避難させた場合、避難完了後人員確認を行う。)
 - ・ 万一の場合に備えて、養護教諭等を中心として、応急手当の準備体制を整える。
 - ・ 危険の回避後は、他の教職員と連携して、児童の精神的な動揺を静めるよう努める。
- ② 校長・副校長への情報伝達
- ・ 事件発生の状況を校長・副校長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。
 - ・ 情報の内容に応じ、全教職員に一齐に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。
- ③ 関係機関との連携
- 警察(110番) — 校長は、警察に速やかに出動を要請する。
緊急時に警察に連絡する場合は、交番等が不在の場合があることから、110番通報を行うこと。)
- 消防(119番) — 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。
- 保護者 — 負傷した児童の保護者へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ(見込みの話は混乱のもと)伝える。
- 教育委員会 — 校長は、所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)に連絡し、指導・援助を受ける。
- その他 — PTA、地域諸団体、近隣校等に連絡し、支援等を受ける。
- ④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)
- ・ 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。
 - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

※ 特別支援学校(特別支援学級)における児童生徒の避難について、P86「特別支援学校(特別支援学級)における配慮すべきポイント」を参照のこと。

●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
教職員等から状況を確認し、事故調査の記録を作成し、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。
- ② 支援・援助
校長、関係職員は負傷した児童を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立法人日本スポーツ振興センターの手続き及び給付等について説明を行う。
- ③ 心のサポート・ケア
- ・ 心的外傷後ストレス症候群(PTSD)にも留意し、カウンセリング等の支援を行う。
 - ・ 市町村教育委員会・県教育委員会と連携し、県医師会や、県臨床心理士会の協力を得て、精神科医やカウンセラー等を学校に派遣し、子どもたちや保護者の心のサポート・ケアを行う。
 - ・ 教員による家庭訪問を実施し、子どもたちの状況把握と心のサポート・ケアを行う。

- ④ 学校教育の再開
必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）による支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。
- ⑤ 再発防止
事故の状況、その後の対応を検証し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑥ 報告
事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

「10 不審者の侵入（不審者情報の提供）」の「●危機の予防対策」と同じ。

●関係法令等

刑法第 130 条（住居侵入等）、銃砲刀剣類所持等取締法第 22 条（刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）

詳細なマニュアルは、「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成 19 年 11 月文部科学省作成）を参照のこと。

（8）校外活動全般 … 国内外での研修、部活動等各種大会、インターンシップ、ボランティア等に

第3章 危機管理

第4章 危機管理

第5章 危機管理

6 教育活動妨害

A中学3年のB男は、日頃から教師の指導を受け入れず、暴言、授業妨害、教室を抜け出す等をくり返している。教員はその都度、その生徒の対応に追われ、授業の進捗に遅れが目立ち始めた。また、これを知ったクラスの保護者から、何とかしてほしいという電話が校長のもとにあった。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・ 校長は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。その後、今後の対応方針について関係教職員と協議する。
- ・ 他の生徒への影響が大きい場合には、出席停止も視野に入れながら対応を検討する。

② 緊急（応急）措置

【担任及び教科担任への支援体制】

全教員による指導

- ・ 生徒が教科により授業態度を変えないよう、全教員が「学習の決まり」等、どの教科でも共通して守るべき事項等を確認・共通理解し、授業に取り組む。
- ・ 担任及び該当教科の担任のみが負担を感じる場合があるので、常に全教員で指導する体制の確立と確認する場を設ける。

授業形態の工夫

ティーム・ティーチングなどの授業形態を取り入れ、複数指導及びわかる授業に取り組む。

【保護者への対応】

問題行動を起こす生徒の保護者と話し合いの場をもつほか、家庭訪問を行い、保護者に本人の行動の事実を伝える。また、学校の指導方針を説明し協力を依頼する。

更に、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接し、保護者と学校の信頼関係の構築に努める。

【生徒への対応】

- ・ 問題行動を起こす生徒の指導
行為の背景に不満や悩み等がある場合は、共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。担任との信頼関係が不十分な場合は、教育相談担当等の他の教員が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。なお、生徒一人一人と向き合う機会を数多く持つ。
- ・ 学級全体の指導
学級づくりに力を入れ、問題を起こす生徒もクラスの一員であるという連帯感を持たせる。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ これまでの経過や原因・背景等について、情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握するとともに、正確に記録を取る。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し混乱を避ける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

④ 教育委員会への報告

校長の文書による事故報告の前に、電話で事故の概要を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、助言を受ける。

⑤ 出席停止の措置を行う場合について

上記の対応をとっても生徒の性行に改善が見られない場合には、出席停止の措置をとることができる（学校教育法第35条・第49条）。

出席停止の要件としては、以下の4点である。

- ・ 他の児童（生徒）に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ・ 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ・ 施設又は設備を損壊する行為
- ・ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

その場合、所管する教育委員会規則に基づいて手続きを行うこととなる。権限が教育委員会、教育長、校長のいずれにあっても、常に所管する教育委員会と連携し、手続きを進めなければならない。また、決定に際しては、当該生徒や保護者の弁明の機会を持つなど、十分な配慮が必要である。

出席停止の措置がとられた場合、その期間における生徒の学習に対する支援やその他の教育上必要な措置を講じる必要があるため、学校では、家庭訪問、学習課題の準備、添削等学習面と心のサポート・ケアの両面において生徒を支援する措置を講じなければならない。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

調査の記録をもとに発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・ 学校は、校長、学級担任、教科担任等の関係職員と生徒の保護者を交えた話し合いの場を設け、事件発生の原因や問題点を明らかにするとともに、状況改善のための方策を話し合う。
- ・ 校長は、教職員が学校、学級、生徒の実態や指導等について、いつでも、何でも、気軽に相談できる体制を整える。

③ 心のサポート・ケア

- ・ 事件により周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ・ 校長、副校長あるいは同僚からの声かけなどにより、担任の心のサポート・ケアを図る。

④ 再発防止

- ・ 学年での交換授業や教科を分担しながら複数の教師が関わり、学級の生徒の動揺を静める。
- ・ 担任は、家庭の協力のもとに、生徒一人一人と向き合う機会を数多く設けながら、学級の生徒たちとの信頼関係づくりに努める。

⑤ 報告

事故措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

① 早期の実態把握と早期対応に努める。

日頃から生徒の気持や行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。また、事態が進行する前に、学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

② 生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努める。

③ ティーム・ティーチングや少人数学級等の指導方法や指導形態の工夫・改善に努める。

④ 情報交換と共通理解に努める。

生徒指導委員会・学年会議等を随時行い、生徒指導を巡る問題について日頃から学校・学年全体で取り組み解決していく。また、悩みを何でも相談できる雰囲気大切に、担任が一人で問題を抱え込まないようにする。

⑤ 保護者との連携に努める。

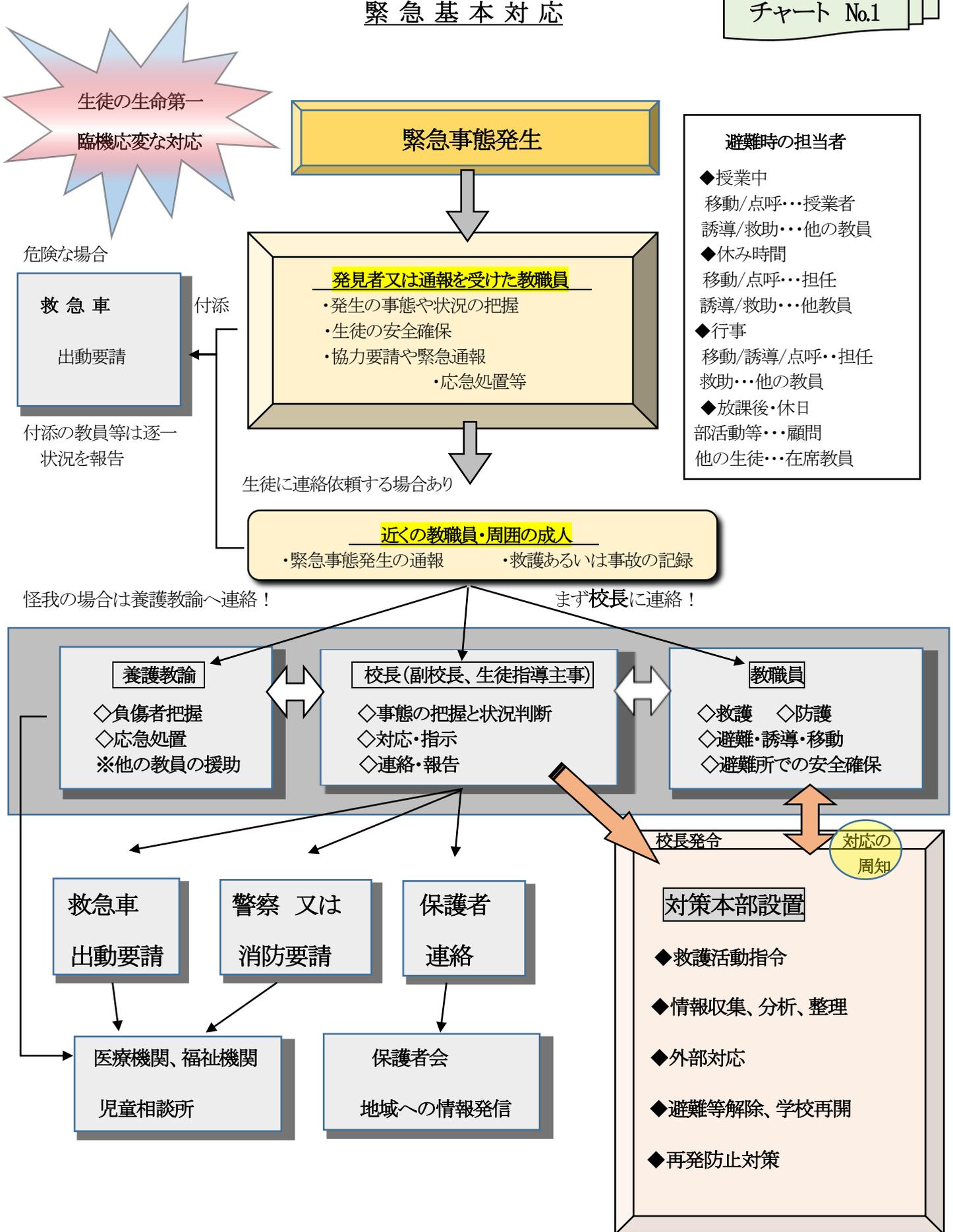
学級懇談会や学年懇談会を積極的に行い、学級・学年の指導方針を年度始めに知らせ、また、生徒の変化や問題行動についてタイミングを失しないように保護者に伝えるようにする。

●関係法令

学校教育法第 35 条（児童の出席停止）、第 49 条（準用規定（中学校））

緊急基本対応

チャート No.1



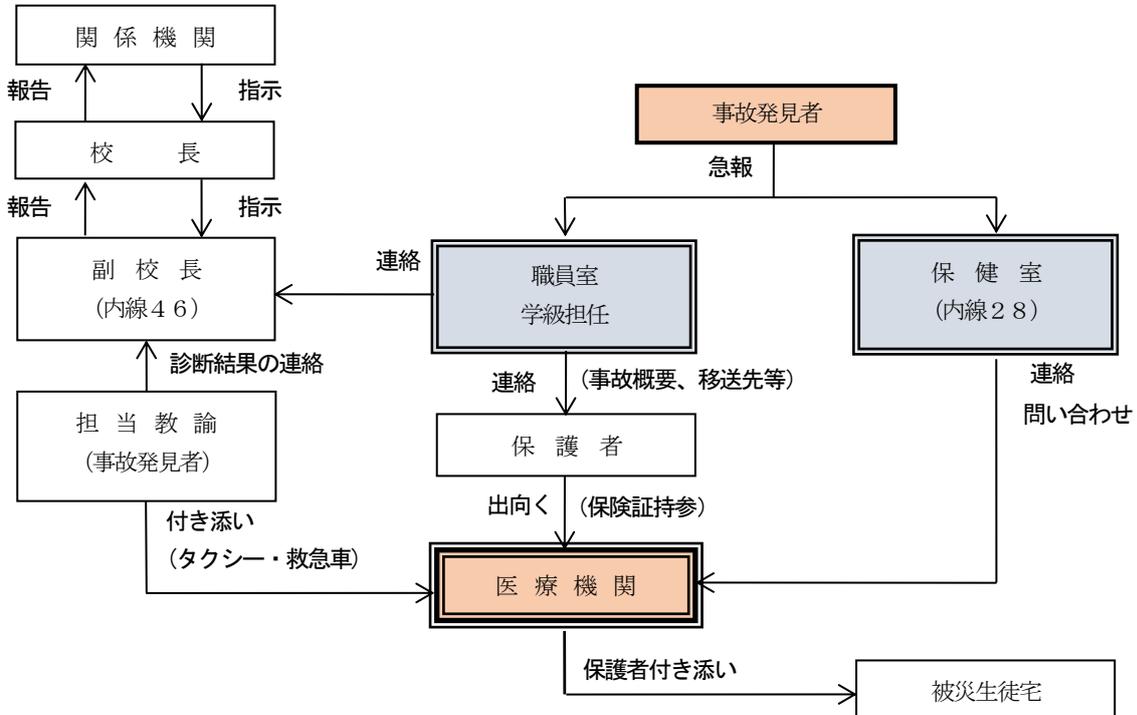
災害事故発生時の救急処置と緊急連絡体制

チャート No.2

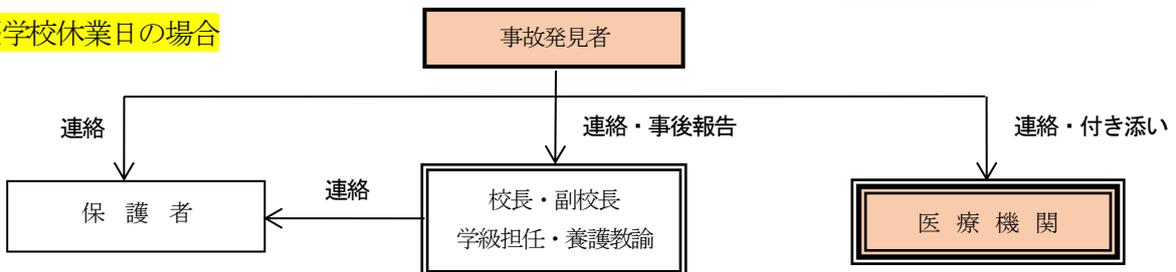
1 学校で行う救急処置の原則

- (1) あくまで医師の診察を受けるまでの応急処置であること。
- (2) 医薬品は原則として使用しないこと。

2 学校管理下における災害事故発生時の緊急連絡体制



※学校休業日の場合



- (1) 学級担任は事故の内容を保護者に連絡し、希望の移送先を聞く。
(指定がない場合は最寄りの医療機関に移送することの許可を得る)
- (2) 医療機関への連絡や問い合わせ、移送車の手配は保健主事あるいは養護教諭が行う。
- (3) 付き添いは事故発見者が望ましい。やむを得ない場合は学級担任が付き添う。
(事故発生状況の報告が診断・治療の指針となる)
- (4) 医療機関に移送する場合は原則としてタクシーを利用する。
- (5) 医療機関から自宅までは原則として保護者が責任をもつ。
- (6) 医療機関での診断結果は付き添いの職員が学校および家庭に連絡する。
- (7) 原因などの事情調査・事後処理は担当教諭、学級担任、生徒指導・保健厚生課を中心に行い、場合によっては資料を作成する。
- (8) 教育関係機関、その他の機関との連絡は校長および副校長が行う。(窓口の一本化)

3 救急車の要請について

(1) 基準

- ア 心停止、呼吸停止、呼吸困難（異物による窒息など）
- イ 意識のない状態が続いている
- ウ ショック症状（皮膚蒼白、冷汗、血圧低下、頻脈または徐脈、呼吸不全など）

- エ けいれんが続いている
- オ 激痛が続いている
- カ 多量の出血
- キ 骨の変形
- ク 大きな開放創
- ケ 広範囲のやけど

(2) 留意点

- ア 原則として校長・副校長の承諾を得ることとするが、状況によっては教職員の判断によって要請しても構わない。
- イ 電話（119）をかけるのは状況を把握している者とする。
- ウ オペレーターの指示に従って救急車を要請し、到着までの対応を確認する。
- エ 生徒等の動揺を避けるため、サイレンは早めに止めてもらえるようお願いする。
- オ 救急車の誘導のため、職員1名は外で待機する。
- カ 健康手帳を持参する。（保健室のオレンジ色の棚）

4 家庭への連絡について

- (1) 状況を説明する。過度のショックを与えないよう言葉に配慮する。
- (2) かかりつけの病院があるか確認する。
- (3) 保険証を持って病院に来てもらえるようお願いする。

5 医療機関への連絡について

- (1) けが・身体の状況を説明し、受け入れをお願いする。
- (2) 病院到着までの所要時間を伝え、移送中に注意することを確認する。

6 医療機関等の連絡先

救急車 119 ※携帯電話の場合は0193-119

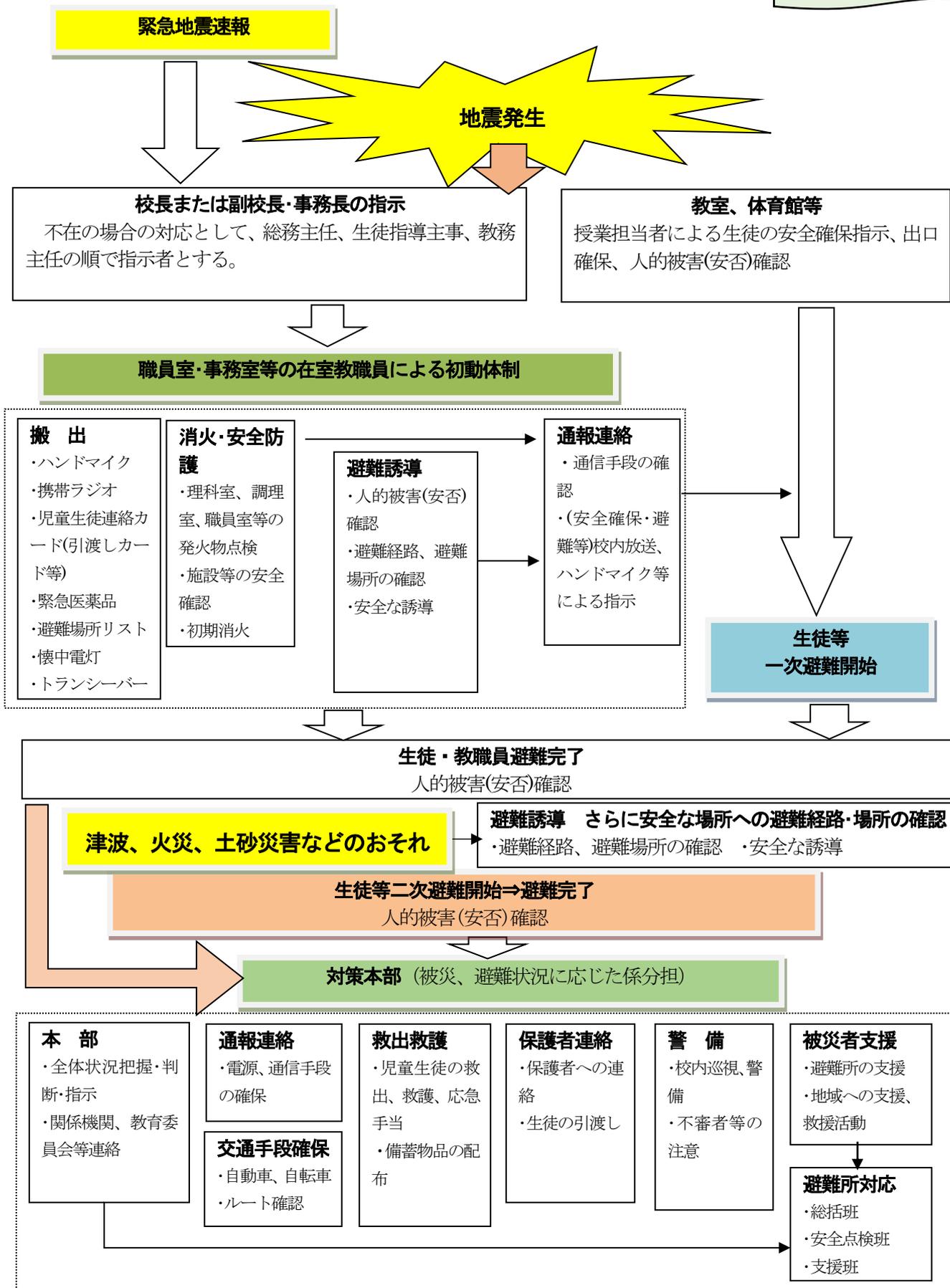
学校 医 等	うらべ内科クリニック	0193-89-7465
	小林眼科	019-624-2611
	いしかわ耳鼻咽喉科クリニック	019-626-4187
	木澤歯科医院	0193-81-1188
	山田調剤薬局（菊屋薬局）	0193-82-3224

近 隣 の 病 院	岩手県立山田病院	0193-82-2111
	岩手県立宮古病院	0193-62-4011
	岩手県立大槌病院	0193-42-2121
	岩手県立釜石病院	0193-25-2011
	近藤医院	0193-82-3328

山崎タクシー 0120-023-511 マルヨタクシー 0120-089-044

地震発生における初動体制 【生徒在籍時】

チャート No.3



【別紙1】

【学校用引渡しカード】

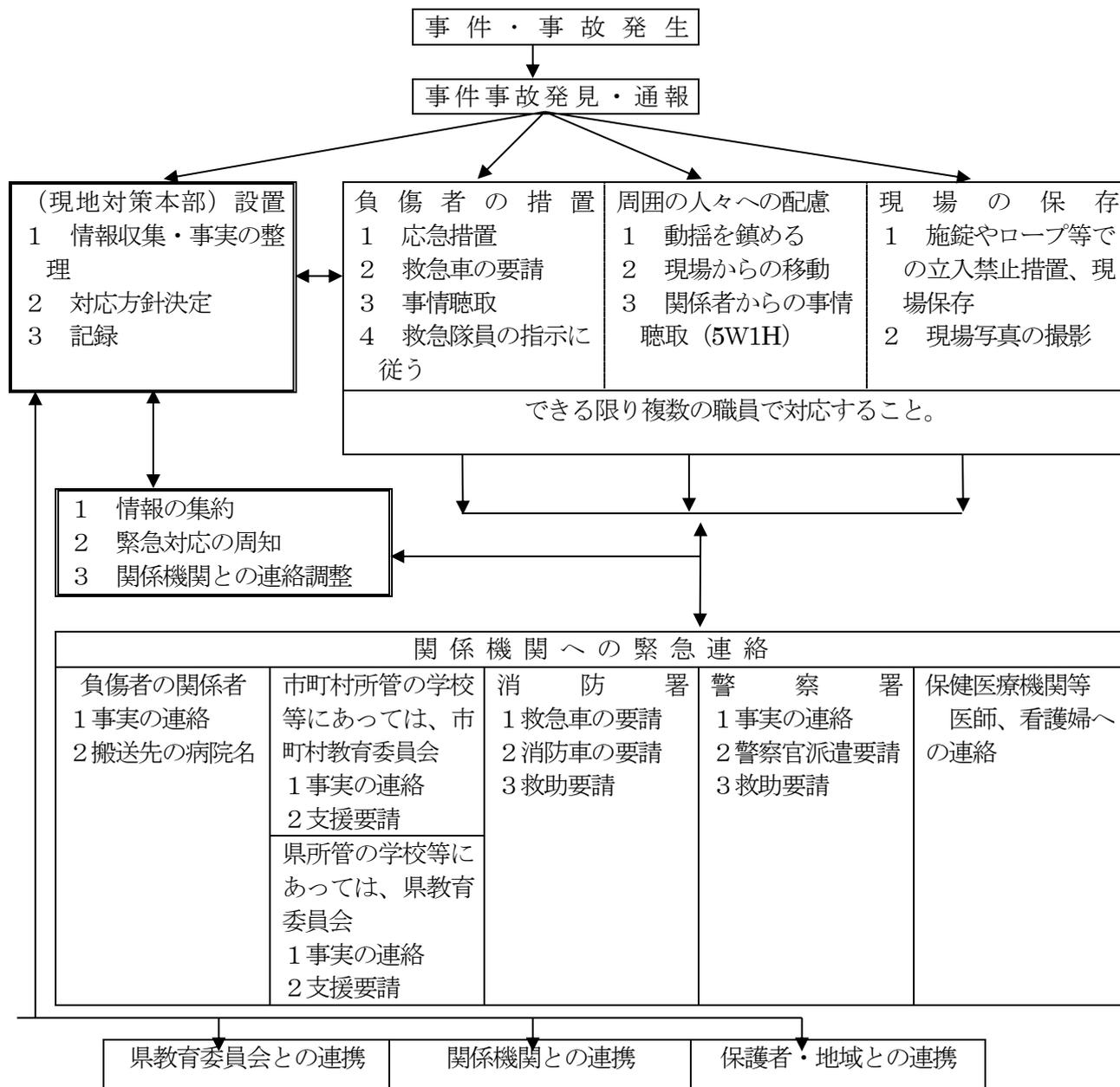
学年・組・番号・生徒氏名		年 組 番氏名		性別	
住 所					
保護者名		生徒との関係			
在籍している 兄弟姉妹		年 組 番氏名			
		年 組 番氏名			
連絡先 (電話番号、メールアドレス等)		①名前 ()		②名前 ()	
		電話 ()		電話 ()	
		携帯 ()		携帯 ()	
		メールアドレス { }		メールアドレス { }	
		勤務先名 () 電話 ()		勤務先名 () 電話 ()	
引取者氏名		生徒との関係			
連絡先 (避難場所)		電話番号、メールアドレス等			
特記事項					
引渡し日時		月 日 ()		時 分	
引渡し職員氏名					

- ※ 保護者があらかじめ太線内の事項について記入する。
- ※ 生徒連絡カード、生徒個票など学校において作成している保護者の連絡先等を記載するものに、引渡しに確実に確認できる記入欄を設けるなども考えられる。
- ※ 引渡しにあたっては、自宅（避難場所）等行き先までの経路についても確認する。

【生徒（保護者）用災害対応携帯カード例】

<p>災害時対応携帯カード(〇〇学校)【平成××年度】 (災害時とは、.....の場合)</p> <p>生徒： 年 組 番氏名 _____ 保護者氏名 _____</p> <p>1 在宅時 ・自宅が安全でない場合は避難場所(▲▲)に避難する。</p> <p>2 登下校時 ①自宅に近い場合→自宅が安全な場合→自宅に避難 →自宅が安全でない場合→避難場所(▲▲)に避難 ②学校に近い場合→学校が安全な場合→学校に避難 →学校が安全でない場合→避難場所(●●)に避難 ③鉄道やバス等に乗車中の場合→乗務員(引率教員)の指示に従う。 ④通学途中の避難場所→△△、◇◇ ※登校前及び登校途中→安全が確認された場合や鉄道・バス等が回復した場合は、原則として学校に登校</p>	<p>3 在校時 ・学校が安全な場合→学校に待機 ・学校が安全でない場合→避難場所(●●)に避難 ・保護者が迎えに来た場合→安全が確認されない場合→一緒に待機 →安全が確認された場合→一緒に帰宅 ・鉄道やバス等が回復しない場合→学校で保護 ※保護者は、安全が確認されない場合（二次災害のおそれや津波警報等が発表されている場合など）→迎えに来ない。保護者も避難する。</p> <p>4 連絡、情報の手段等 ①災害時の情報→学校のHPや電話、山高お知らせメールで確認。 ②連絡や情報等の手段が確保できない場合 学校情報を避難所及び地区等の掲示板に掲示→確認する。 岩手県立山田高等学校 TEL : 0193-82-2164 FAX : 0193-81-2055 HP : http://www.2iwate-ed.jp/yumd/h/</p>
---	---

- ※ 引取りカードを兼ねた保護者用携帯カードとしての活用も考えられる。
- ※ 携帯カードの避難場所の▲▲、△△、◇◇は、生徒または保護者が記入し、●●は、学校が記入する。
- ※ 在宅時や登下校時の生徒の避難場所を把握しておくため、学校で記入後の写を保管する。



関係機関への緊急連絡

<p>負傷者の関係者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事実の連絡 2 搬送先の病院名 	<p>市町村所管の学校等にあつては、市町村教育委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事実の連絡 2 支援要請 <p>県所管の学校等にあつては、県教育委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事実の連絡 2 支援要請 	<p>消 防 署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急車の要請 2 消防車の要請 3 救助要請 	<p>警 察 署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事実の連絡 2 警察官派遣要請 3 救助要請 	<p>保健医療機関等 医師、看護婦への連絡</p>
---	---	---	---	-------------------------------

県教育委員会との連携

関係機関との連携

保護者・地域との連携

このマニュアルにおいて、用語の定義は、次のとおりとする。

- ・ 校長等とは、「校長及び施設の長」をいう。
- ・ 学校等とは、「教育委員会が所管又は管理する学校、社会教育施設、文化施設及び社会体育施設」をいう。

このマニュアルの「第2章事項別危機管理の要点」における標記形式は、概ね次のとおりとする。

事 例

- 危機発生時の対応
- 危機終息後の対応
- 危機の予防対策
- 関係法令等

第2項 危機管理の現状と課題

危機管理の現状と課題

●危機管理の現状

県教育委員会においては、危機管理対応方針及びそれぞれの個別事象に応じた指針やマニュアル等を作成し、各学校や施設に対し指導・助言等を行っているところであり、また、学校や各施設においても、独自のマニュアル等を作成し安全確保について不断の努力を重ねているところである。

なお、これまでに県教育委員会が策定した方針及び指針や通知等の主なものは次のとおりである。

- ① 「学校の防災体制の充実に関する指針」（平成8年12月教育長通知）
〔平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、学校の防災体制の充実を図るため作成した。〕
- ② 「岩手山火山被害対策マニュアル（学校防災マニュアル）」（平成10年11月教育長通知）
〔岩手山の火山活動の活発化を受けて作成した。〕
- ③ 「岩手県教育委員会危機管理対応方針」（平成13年12月教育長通知）
〔教育委員会が所管する又は管理する学校、社会教育施設、文化施設、社会体育施設等及び教育委員会事務局における危機への対応について策定した。〕
- ④ 「教育委員会危機管理マニュアル」（平成13年12月教育長通知）
〔学校等での事故・事件の事例を掲げ、事例ごとに、危機発生時や危機終息後の対応策、日頃からの予防策等について標準的・共通的な項目を雛型としてまとめたものを作成した。〕

●方針及び指針・通知等と「教育委員会危機管理マニュアル」との関係

このマニュアルは、緊急時に「何を」、「どのように」行うべきかを要約したものである。

基本的な文書処理や、日常の点検項目などの詳細については、個別のマニュアルが出されているので、それらを参照し危機管理について適正な事務処理を図っていただきたい。

なお、このマニュアルは、学校等において危機管理の常備の綴りとして活用していただくとともに、各学校等においては、それぞれの実態に応じた危機管理マニュアル等を作成するにあたっての参考としていただきたい。

●危機管理の課題

これまで、平成13年12月に作成した「教育委員会危機管理マニュアル」をもとに、各学校や施設においては、個別に実態に応じたマニュアル等を作成し危機に対応してきた。

しかし、今般の東日本大震災津波は、予測を大きく上回る未曾有の被害をもたらした。このような大震災津波が今後も発生する可能性があることから、緊急な対応が求められている。また、本マニュアルを作成してから10年が経過していることから、内容について、実態にあったものに見直しを行う必要がある。

このことから、これらの課題を解決するため、「教育委員会危機管理マニュアル」【改訂版】を作成したものである。

なお、今回作成したマニュアル【改訂版】は、以下の事項を中心に見直しを行ったものである。

- ① 学校等での事故・事件のうち、標準的・共通的な事例について、それぞれの実態に対応した修正等を行ったものであること。
- ② 「自然災害等に係る事項」について、東日本大震災津波の被災に係る個別の学校の状況等についての聞き取り、及び沿岸地区県立学校との意見交換等を行い、その中でいただいた意見等を参考にしながら、検討を行い、作成したものであること。

●課題解決のため、このマニュアル【改訂版】において見直した事項

自然災害等に係る事項（特に、地震、津波等の事項）について、

- ① 「危機発生時の対応」については、発災時別（在校時、登下校時、学校外における活動時、在宅時、保護者や地域の方々の来校時）に明記した。

- ② 「危機終息後の対応」については、時系列（応急的、短期的、中長期的）に明記した。
- ③ 情報収集及び連絡については、東日本大震災津波において、情報収集や連絡体制が難しい状況があったことから、可能性のある手段について例示した。
- ④ 避難後の児童生徒の引渡しについて記述した。
- ⑤ 避難所として指定されていない学校が、避難所となった事例があることから、避難所となった場合の対応について記述した。
- ⑥ 危機の予防対策として、児童生徒の安全確保及び安否確認のための事前準備について、必要最小限の範囲で記述した。
- ⑦ 各学校等において、危機管理マニュアル等を作成する際、参考となる初動対応等を例示した。

第3項 危機管理体制の整備

第1章／第3項 危機管理体制の整備

●このフローチャート図は、危機発生時における連絡網を例示したものである。

- ① 各学校等においては、これらを参考として連絡網を整備する。
- ② 休日・夜間における連絡網についても併せて整備する。

第1章／第3項 危機管理体制の整備

3 報道機関への対応

●対応の基本的な考え方

- ① 情報の公開
 - ・ 個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限尊重する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。
 - ・ 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由、範囲等について、明確な説明を行うものとする。
- ② 公平な対応
報道機関に情報提供する場合、情報の量・質に差異が生じないよう公平な対応に努める。

●留意すべき事項

- ① 対応窓口の一本化
報道機関の取材に対しては、校長等又は予め校長等から指示を受けた者を報道担当者（複数が望ましい）と定め、窓口を一本化する。
- ② 報道担当者の職務
 - ・ 速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。
 - ・ 報道資料の作成に当たり、関係機関と協議する必要がある事項については、協議後に報道資料を作成する。
- ③ 報道機関への要請
報道担当者は、報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め文書で報道機関に要請する。また、同文書を県教育委員会（教育企画室）を通じ教育記者クラブに提供する。
(例)・校地（施設）内への立ち入りに関して
 - ・ 教職員、児童生徒への取材に関して
 - ・ 取材場所、時間に関して
 - ・ 報道資料の提供（記者会見）予定に関して 等
- ④ 報道機関の取材・報道資料の提供・記者会見
 - ・ 報道担当者は、報道機関の取材があった際には、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料の提供又は取材に対応する。また、報道資料は、県教育委員会（教育企画室）を通じ教育記者クラブに提供する。
 - ・ 報道担当者は、報道機関への説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、必要に応じて記者会見を行う。
 - ・ 事件等が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。
- ⑤ 県教育委員会への支援要請
報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、県教育委員会（教育企画室）に支援を要請する。

4 地域社会や関係機関、保護者等との連携

●地域社会との連携

学校や教育施設等はその地域における中核的な施設であり、日常、様々な場面での交流を通じて、学校等から地域に対して適時・適切な情報提供を行うとともに、地域からの情報収集を行うことにより相互の連携、意思疎通を図る必要がある。

具体的には、

- ① 町内会役員、民生・児童委員等の関係者との連携
- ② 商店、ガソリンスタンドなど地域の中核となる商業施設等との連携
- ③ 地域住民との連携
- ④ 市町村における地域防災等の関係者との連携

これら地域の関係者と十分に連携をとることにより、「子ども110番の家」等の設置や避難場所（避難所）等になった場合など、緊急事態発生時の協力関係の構築、また、地域における様々な情報の収集を図り、学校や教育施設等の運営に活用する。

●関係機関との連携

ア 県教育委員会との連携

- ① 危機発生時には様々な問題が発生し、適時・適切に対応する必要があるが、事案によっては学校等だけで対応するには限界があることから、県教育委員会に対して指導・助言あるいは職員の派遣を求めるとも必要となる。
- ② 県教育委員会が行う具体的な支援内容
危機対応の当事者である学校等では、現場が非常に混乱しており、業務も輻輳していることが考えられ、必要な措置や対応を見落とすことがあると思われることから、概ね次の支援が考えられる。
 - ・ 学校等への指導・助言
 - ・ 関係機関との協議、連絡調整
 - ・ 危機対応支援チームの派遣（11ページ参照）

イ 関係機関との連携

- ① 日常の連携
学校や教育機関の運営に関し密接不可分な関係にある市町村、警察、消防、保健医療機関等の各種関係機関とは、例えば、学校であれば、学校の指導方針や現状等の説明を行うなど、連携を強化し、日頃から相談できるような関係を構築する必要がある。
- ② 危機発生時の連携
危機発生時の被害やその後の被害の拡大を最小限にするため、市町村、警察、消防、保健医療機関等の各種関係機関に対して支援要請を行うことを基本とする。
なお、支援要請を行うに当たって、校長等は正確な事実関係を把握し、その必要性を判断するものである。

●保護者等との連携

学校は、これまで学校運営を行っていく上で、様々な場面で保護者との関わりをもっていることから、危機発生時においても、日常の関わりの中から協力関係を構築すべきものである。

ただし、危機発生時における学校から保護者に対する連絡体制等については十分整備しておくことが重要である。（例：携帯電話のメール、災害用伝言板サービスなど）

5 訴訟への対応

●県が被告となる場合

ア 訴訟の種類

教育委員会において、教育委員会（岩手県）又は教育委員会の職員を相手に訴訟が提起される場合としては、おおむね次のようなものが想定される。

類 型	被 告	原 告	事 例
処分の取消訴訟	岩手県	処分を受けた者	職員の懲戒処分の取消訴訟 情報公開請求に係る非開示決定の取消訴訟
住民訴訟	職員	住民（住民監査を請求した者）	違法な公金の支出にかかる返還請求
国家賠償法第1条（公務員の権力行使による不法行為）に基づく損害賠償請求訴訟	岩手県	損害を受けた者	教師からの体罰により財産的損害（治療費等）、精神的損害を受けたとして提起する損害賠償請求訴訟
国家賠償法第2条（公の営造物の設置又は管理の瑕疵）に基づく損害賠償請求訴訟	岩手県	損害を受けた者	県立学校、県営体育施設等の設置管理の瑕疵により財産的損害を受けたとして提起する損害賠償請求訴訟
その他民事訴訟	岩手県	利害を有する者	学校用地と隣接する民地との境界確認、工事契約、委託契約に起因するトラブル等

イ 訴訟が提起された場合の対応

- ① 法務学事課との協議
- ② 応訴手続
 - ・ 訴訟代理人（弁護士）の選任
 - ・ 方針決定（一部認容、全面的に争う等）
 - ・ 指定代理人選任（県が被告となった場合）

ウ 弁護士との訴訟委任契約

（準備書面提出、第1回口頭弁論への対応等、訴訟代理人の指示に従う）

●県が原告となる場合の対応

県が国家賠償請求訴訟に敗訴し、原告に損害賠償した場合、この真の原因者に対する求償権を行使する場合や、県が営造物の設置の瑕疵により、生じた損害を賠償した場合において、施工業者に瑕疵担保責任を追及するような場合には、県が原告となり訴訟を提起する必要がある。

- ① 訴えを提起するか否かの方針検討
- ② 議会の議決手続き（地方自治法第96条：議決事件）
- ③ 弁護士との訴訟委任契約
- ④ 訴え提起（準備書面提出、第1回口頭弁論への対応等、訴訟代理人の指示に従う）

6 危機対応支援チームの設置及び派遣

●趣旨

危機対応支援チーム（以下「支援チーム」という。）は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号イに定める支援を行うために設置し派遣するものである。

●設置及び派遣基準（岩手県教育委員会危機管理対応支援チーム設置要領 第2）

- ① 教育長は、教育機関の長若しくは県営施設の管理の委託を受けた者又は市町村教育委員会からの要請を受け、必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うものとする。
- ② 前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うことができる。

●支援業務

ア ①により派遣される支援チームは、派遣先の長の指示に基づき支援業務を行う。

①の業務について例示すると

幼児、児童、生徒の動揺回避、保護者等への対応、市町村及び警察・消防等の関係機関との連絡調整、報道機関への対応、その他必要と認められる事項等が挙げられる。

イ ②により派遣される支援チームは、教育長が別に指示する支援業務を行う。

②により派遣される場合とは

広域的な危機等により総合的な調整が必要と認められる場合等をいう。

●組織

支援チームは、教育長が指名する職員をもって組織する。

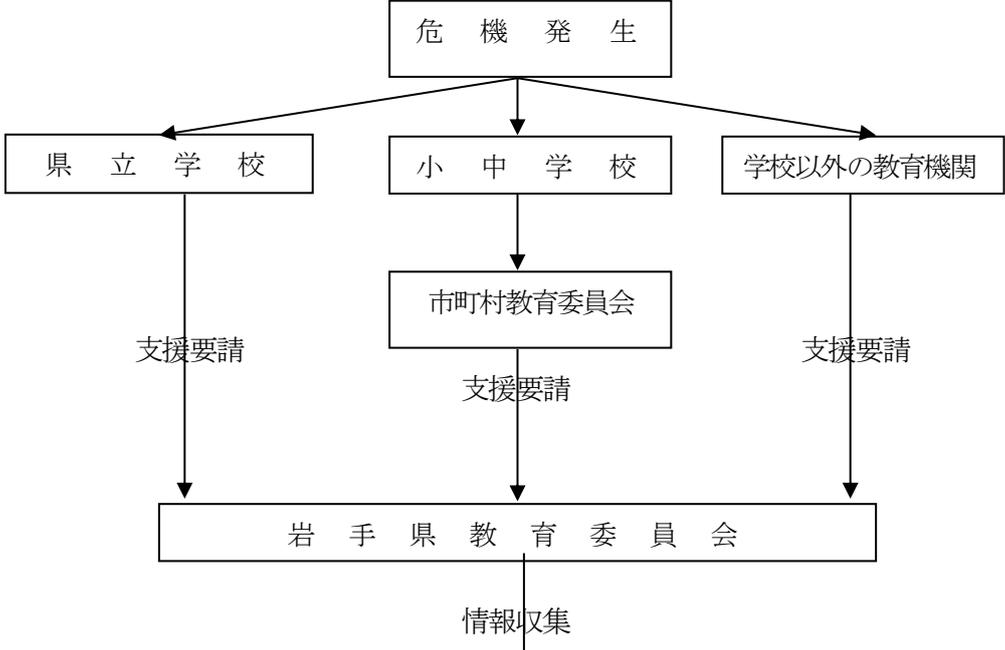
●庶務

支援チームに関する庶務は、教育企画室において処理する。

●解散等

支援チームは、教育長が指示した日に解散する。

危機対応支援チーム派遣フローチャート



危機対応支援チーム			
	所 属	派 遣 職 員	人 員
1 職員の選定 2 派遣開始 ※ この表は、小学校への派遣を想定したものであり、派遣職員は個々の事象ごとに異なるものである。	教育企画室	法規担当者	1
	教 職 員 課	経営指導主事	1
	学 校 教 育 室	指導主事 (生徒指導担当、義務教育担当)	1
	教育企画室	市町村助成担当者	1
	スポーツ健康課	保健体育主事 (体育・スポーツ担当、施設・学校健康担当)	1
	教育事務所	経営指導主事、指導主事等	2
	必要に応じて専門的知識を有する職員		

現 場	事 項
	1 幼児、児童、生徒の動揺回避
	2 保護者等への対応
	3 市町村及び警察・消防等の関係機関との連絡調整
	4 報道機関への対応
	5 その他必要と認められる事項

危機終了に伴う業務終了

第2章 事項別危機管理の要点

第1項 幼児・児童・生徒及び施設利用者に係る事項

9 実習船の事故

A水産高校の2年生が実習船で乗船実習を行っている時に、船舶と衝突をする事故が発生した。

水産高等学校における実習中の事故発生時の対応については、「緊急時対応マニュアル」（岩手県立水産高等学校共同実習船運営協議会策定、全国実習船運営協会了解）によって対応することとしている。

以下に「緊急時対応マニュアル」を掲載する。

緊急時対応マニュアル

1 目的

岩手県水産高等学校共同実習船における緊急事態発生時の救助体制等の確立と、人命及び財産の安全確保を図ることを目的とする。

2 緊急事態の定義

- (1) 船体、機関の重大な損傷等の事故によって安全な航行に支障が出るなど、船舶に急迫した危険がある場合
- (2) 航行中等において事故、火災、転落等により生徒、乗組員に傷害等があった場合
- (3) 低気圧及び台風等の異常気象、海象、津波などによる被害の発生が予想され、船舶に急迫した危険がある場合
- (4) 実習船内にある者が重傷病にかかり、速やかに専門医の治療を必要とする場合
- (5) 不測の事態による燃料、清水又は食料等の欠乏によって、実習船の安全又は生徒、乗組員等の生命に急迫した危険がある場合
- (6) 遭難船などの救助が必要となり、航海計画に変更が生じるおそれがある場合
- (7) その他、海賊、暴動などの危険から避難する場合など

3 緊急時ランク識別

- (1) ランクA 人命及び船体等に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合
- (2) ランクB 疾病又は傷害が発生し至急医師の診断及び治療を要する場合
- (3) ランクC その他

4 緊急事態の宣言と対応

船長は、上記の緊急事態が発生した場合、緊急事態宣言を行い、乗組員にその旨を周知徹底し、速やかに緊急時対応マニュアルに従って連絡するとともに、必要によっては緊急事態対策委員長への了解のもとに、これらの事態の收拾のために必要な処置を講じなければならない。

5 緊急事態対策委員会の設置並びに県教育委員会への報告

- (1) 実習船管理校の校長は、緊急事態発生時の連絡を受けた場合は、早急に緊急事態対策委員会を設置し、緊急事態に対する対策を講じること。
- (2) 緊急事態対策委員長は、県教育委員会へ緊急事態の状況並びに対策委員会設置の報告を行うこと。
- (3) 緊急事態対策委員会のメンバーは、下記のとおりとする。
 - ア 委員長は岩手県立宮古水産高等学校長が当たる。
 - イ 委員は下記のとおりとする。
 - (7) 当該高等学校長、実習船担当副校長
 - (8) 当該高等学校事務長
 - (9) 当該高等学校実習船運航部主任及び担当者
 - (10) 当該高等学校海洋系学科主任
 - (11) その他

6 入港中に津波警報等が発せられた場合の対応

- (1) 港内で停泊中に津波警報が発令され至急避難することが必要な場合、停泊当直員は、船長又は実習船管理校長の指示に従い、速やかに陸上の避難指定場所等の安全な場所に避難すること。
- (2) 港内等において、津波警報（注意予報）が発せられ、沖合に避難することが最善と判断される場合において、避難するまでに時間的余裕があり、実習船を運航できる乗組員が在船している時は、速やかに沖合に避難すること。
- (3) 停泊実習中に津波警報が発せられた場合、前項の理由に関わらず速やかに陸上の避難指定場所等の安全な場所に生徒を避難させること。

(4) 津波予報の種類

予報種類		予 報 文	程度
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想される	注意
津波警報	津波	高いところで2 m程度の津波が予想される	警戒
	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想される	厳重警戒

- (5) 津波注意報解除、津波警報解除が公的機関から通知された場合は、速やかに帰船すること。

7 緊急時における乗組員の対応

休暇中の当該乗組員は、緊急事態宣言が発せられ、当該実習船への招集連絡を受けた場合は、やむを得ない場合を除き、至急当該実習船に乗り込むこと。

やむを得ない場合とは

- (1) 遠隔地に出かけており、至急当該実習船に赴くことができない場合
- (2) 病気など健康上の理由で当該実習船に赴くことができない場合
- (3) その他

8 緊急時の連絡体制

連絡体制の基本

ア 実習船→実習船管理校、海上保安庁（コーストガード）、代理店、医療機関

イ 実習船管理校→県教育委員会（学校教育室）、文部科学省、代理店、医療機関、海上保安庁（コーストガード）

※ 詳細は緊急連絡フローチャート、緊急連絡網による

9 緊急入域の要請

(1) 緊急入域

緊急入域とは、緊急事態が発生し、至急最寄りの港等に入港する必要がある場合で、日本及び外国の領海又は港に入域する事をいう。

(2) 緊急入域の要請方法

ア 当該実習船は日本鯉鮪漁業協同組合連合会（日鯉連）の現地代理店に緊急入域の許可申請を要請するとともに、実習船管理校に連絡を行う。

イ 実習船管理校は、日鯉連に日鯉連現地代理店が緊急入域手続き等を行うように依頼する。

10 緊急医療要請（疾病、傷害）の救助活動要請（緊急事態対策委員会）

(1) 日本近海

緊急事態対策委員長は、海上保安庁への緊急事態の詳細報告と、必要に応じた洋上救助活動の要請を行う。

(2) 遠洋海域及び外国海域

緊急事態対策委員長は、日鯉連へ緊急事態の詳細報告と、必要に応じた外地入港の手続き、医療機関への手配、さらに、帰還させる場合は航空機の手配を依頼する。

(3) 緊急事態対策委員長は、救助活動要請後の船長への連絡、海上保安部又は日鯉連からの指示内容、救急に対する指示等は的確に伝達すること。

11 その他

(1) 実習船管理校の校長は、必要に応じ関係機関等（海上保安庁、学校教育室、当該高等学校、船員家族）に連絡を取り、必要な措置を講じるとともに、当該高等学校長は、生徒の保護者に連絡をすること。

(2) 船長は、危険回避のために必要な措置（乗組員の招集、避難等）を取った場合、速やかに学校に報告すること。また、船体に被害があった場合及び生徒、乗組員等にけががあった場合についても同様とす

- る。
- (3) 土曜日・日曜日・祝日及び夜間の場合は、岩手県水産高等学校共同実習船非常連絡網に従い連絡すること。
 - (4) 緊急時対応マニュアルは関係機関に送付し、理解を得るとともに協力を依頼する。

12 万引き

A中学の生徒Bは、CデパートのCDコーナーでCD 2枚を万引きし、店員に見つかり、警察に通報された。

警察から、保護者と連絡が取れないということで、学校に連絡があった。

●危機発生時の対応

① 状況把握・緊急（応急）措置

- ・ 電話を受けた教員は、校長及び副校長等の関係教員に報告する。
- ・ 校長は、指示系統を明確化し、関係教員に今後の指導方針を検討するよう指示を出すとともに、生徒を引き取るため担任等を警察に出向かせ、保護者と連絡を取るよう指示する。
- ・ 生徒が学校に到着後、事情を聞き取り、事実確認を行う。
- ・ 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
- ・ 本人への指導並びに保護者との面談を行う。
- ・ 全職員に対して事実、指導経過について報告し、今後の指導方針について確認する。

② 関係機関との連携

警察との連携が必要な場合は、校長・副校長の指示のもと、生徒指導主事が中心になって行う。

③ 情報の収集と一元化

- ・ 警察や関係者から情報を収集のうえ、事件の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

④ 教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

校長は、事件の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

⑤ 対応における配慮事項

- ・ 万引きは犯罪であるという重大性を生徒に自覚させる。
- ・ 発覚した件以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合には、すべて話させる。
- ・ 店に対して謝罪を行うよう指導する。
- ・ 場合によっては、保護者が万引きを重大な事件としてとらえていない場合もあるので、親子ともに罪を犯したという事の重大性を認識させる指導を行う必要がある。
- ・ 再発防止のためにも、生徒・保護者とも納得するまで指導する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

事件調査の記録を基に事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

② 心のサポート・ケア

- ・ 必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。
- ・ 担任は、声かけなどにより生徒の心のサポート・ケアを図る。

③ 再発防止

- ・ 本人に行為の重大性を認識させ、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・ 行為に至った背景等については、共感的に聞き取る。

④ 報告

措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

- ① 早期の実態把握と迅速な対応に努める。
万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。
- ② 生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努め、学校生活の充実を図る。
- ③ 生徒指導委員会、学年会議等を定期的に行い、生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談できる体制とし、一人で問題を抱え込まないような体制づくりをする。
- ④ 保護者と学校との連絡を密にし、生徒の変化や問題行動についてタイミングを逸することなく保護者に伝える。また、家庭からも生徒の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。
- ⑤ 警察との連携は、非行問題の解決の時だけではなく、日常から情報交換を行い、青少年健全育成のための話し合いの場を持つ。
- ⑥ 学校報等の活用
学校報等を活用し、規範意識を高めるよう啓発を図る。
- ⑦ 善悪の判断
道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、善悪の判断を適切に行うことができるよう指導する。

1 4 交通違反

A中学の生徒Bは、夜、家族が寝静まった後に兄のバイクを無断で持ち出し乗り回していたところ、カーブを曲がりきれずに駐車していた乗用車に激突し、転倒した。事故処理をしようとしていたところを巡回中の警官に補導された。
翌日、事件の概要について、警察から学校に報告があった。

●危機発生時の対応

ア 状況把握・救急（応急）措置

- ① 校長に電話で受けた内容について報告する。
- ② 校長は指示系統を明確化するとともに、関係職員に今後の指導方針を検討するよう指示を出す。
 - ・ 生徒からの事情聴取（けがや精神状態を考慮し、いつ、誰が行うのか）
 - ・ 家庭の指導について（保護者に対し、学校側がどのような対応を取るか）
 - ・ 被害者（乗用車の所有者）への対応
 - ・ 生徒本人のケア
 - ・ 全校生徒への報告の必要性や指導（全校朝会、学級指導等）

イ 関係機関との連携

- ・ 警察（110番）－警察から情報を収集し、助言を受ける。
- ・ 教育委員会　－校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、後日文書で提出する。

ウ 保護者への対応

家庭では生徒が問題を起こした場合、保護者は責任を感じ、不安を抱いていると思われる。従って、家庭教育について指導するという姿勢ではなく、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接しながら、協力を求める。

●危機終息後の対応

ア 原因の究明

事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

イ 心のサポート・ケア

必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。

ウ 再発防止

- ① 生命の尊重及び法の遵守について、生徒へ強く指導する。
- ② 家庭におけるバイクの鍵の管理など、十分注意するよう協力を求める。
- ③ 生徒自身が被害者に対して誠意を持って謝罪等の対応をさせる。

エ 報告

事故措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

① 生徒の観察・指導

- ・ 日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するよう配慮する。
- ・ 学級担任等は、事態が進行する前に学年内はもちろん校長・副校長等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

② 交通安全教室の実施

交通ルール遵守を徹底する。必要に応じて警察等と連携し、交通ルール遵守の重要性について指導する。

③ 全校及び学級の指導

- ・ 全校朝会等の機会を捉えて、安全教育や生命尊重、法の遵守に触れ、生徒の意識を高めるようにする。
- ・ 学級においては、道徳や学級会活動、「朝の会」や「帰りの会」など、機会を捉えて生命尊重、法の遵守に触れ、生徒の意識を高めるようにする。

④ 家庭との連携

- ・ 学校報等を活用し、生命尊重、法の遵守に触れ、保護者の意識の高揚を図る。
- ・ PTA総会や学年PTAなどの機会を捉え、生徒の状況を伝えるとともに、生命尊重、法の遵守に触れ、保護者の意識の高揚を図る。

●関係法令等

道路交通法第64条（無免許運転の禁止）

15 家出

A中学3年B子の家から連絡があった。母親が朝、B子を起こしに行くと姿が見えず、机の上に「しばらく帰らないが心配しないでほしい」旨の書き置きがあった。驚いた母親は、子どもの仲の良い友人に電話をしたところ、携帯電話の出会い系サイトで知り合い、親しくなった20歳の県外の男性と会う約束をしていたことが分かった。しかし、相手の男性の所在がわからず、家出ではないかと心配し、母親が担任に連絡してきた。

●危機発生時の対応

① 状況把握・緊急（応急）措置

担任は速やかに校長に報告し、校長は、早急に職員会議を開き、家出の連絡があった生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について検討する等の共通理解を図る。

また、同時に、犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に搜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。

② 関係機関との連携・搜索

- ・ 警察や少年サポートセンター等と連携を図りながら搜索を行う。
- ・ 搜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化するほか、地域割等により、もれなく円滑に進むようにする。
- ・ 搜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に校長に報告し指示を受ける。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人等への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。（友人から情報を収集する場合は、家出した生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。）
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

④ 教育委員会への報告

校長は、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に連絡・報告し、助言を受ける。

●危機終息後の対応

① 他の者が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の者の関与や非行との関わりがある場合には、警察等との連携を図りながら指導する。

② 家出を繰り返し、深刻化している生徒の背景には、その生徒を取り巻く家族の在り方、学校の在り方、社会環境の在り方等が大きく関わっている場合があり、スクールカウンセラーや関係機関の助言を得て指導する。

③ 心のサポート・ケア

家出の原因・背景は複雑であり、特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方向的に責めるのではなく、担任は対話を継続しながら、立ち直りを支援する。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

① 児童生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

② 教育相談の充実

- ・ 生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談に応じて早期に悩み等を発見できるようにする。
- ・ スクールカウンセラーや相談機関の協力を得る。

③ 保護者との連携

保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等の機会を利用して発達段階に応じた子どもとの関わり方についての情報を提供し、良好な親子関係づくりの一助としてもらう。

④ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもとの関わり方等について助言する。

○ 障がいのある児童生徒の行方不明時の捜索について

障がいのある児童生徒の行方不明は、学校活動中に発生する場合と、登下校中に発生する場合が考えられる。学校の活動中における行方不明は、学校を中心とした地域の捜索となり、地域を限定することができるが、登下校中における行方不明の場合、J Rや路線バスを使って登下校していることもあるので、捜査の範囲は拡大し、地域を限定することは難しくなる。

いずれの場合でも、生命の安全確保の観点から初期段階での保護が重要であり、行方不明となった場合の対応について、学校や地域に応じた捜索マニュアル等を作成しておく必要がある。

●関係法令等

少年法第3条（審判に付すべき少年）

※少年法では、無断外泊や家出をする少年に共通する環境にあるものについては、ぐ犯少年、触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為）として一時的に身柄を拘束する例がある。

16 恐喝

おとなしい性格の中学2年のA男は、同級生を中心とした不良グループ3名から執拗に金銭を持ってくられるように言われ、数千円単位の金銭をしばしば強要された。

人目のつかないところで暴力を用いて強要されることも多くなり、担任に訴えようとしたが、仕返しが怖いので、家族の財布からお金を抜き取るなどして支払った。母親がそれに気づき、学校に連絡し明るみに出た。

●危機発生時の対応

① 状況把握・緊急（応急）措置

- ・ 仕返しを恐れている場合が多いので、被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして、本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。
- ・ 加害者や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」などと行為を正当化し、罪を逃れようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
- ・ 周囲の者から事情を聞くときは、「最近、困っていることはないか」「最近A君元気ないようだね」など、工夫して問いかけをする。
- ・ 恐喝は、集団で行われることが多く、加害者が上級生など上部非行集団に操られている場合もあることを想定する。
- ・ 校長は、暴力を伴ったり、恐喝が繰り返し行われるなど悪質な場合には、躊躇せずに警察への通報を行う。

② 関係機関との連携

- ・ 悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。
- ・ 恐喝事件については非行集団によるものがその大半であることから、リーダーに対する指導を強めるなど学校や家庭、地域、関係機関と連携して非行集団の解体を図る。

③ 情報収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

④ 教育委員会への報告

校長は、事故の概況を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告をするとともに、対応を協議する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

事故の調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、その認識と改善の方策について、全教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・ 被害者の救済と保護を第一に確保し、学校への信頼を得る。
- ・ 加害者に、恐喝は犯罪であることと、自分を大切にすることが必要であることを理解させ、謝罪させる。
- ・ 加害者側の保護者に監護能力がない場合は児童相談所に相談する。

③ 心のサポート・ケア

- ・ 後難を恐れ、誰にも相談できずに一人で悩み、苦しんでいる被害者の立場や心情に十分に配慮する。
- ・ 被害者やその保護者を孤立させないような環境づくりを行う。

④ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

- ① 学校内で生徒指導体制を確立し、日頃から他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許さないという教師の姿勢を児童生徒に示す。
- ② 優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力など非行を許さない学校、学級づくりを進める。
- ③ 警察や少年サポートセンター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から関係機関に相談できる関係づくりをしておく。

●関係法令等

刑法第 249 条（恐喝）

17 盗難（生徒の起因）

体育の授業中、無人になった教室で、教室内に置いていた中学1年A子の鞆の中の財布から、現金5,000円が抜き取られるという事件が発生した。このB中学では、外部から侵入した形跡はない。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・ どのような状況で現金の盗難が発生したのか関係生徒から情報を集めるほか、他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
- ・ 広く生徒に情報提供を求めるなど情報を収集する。
- ・ 各教室の巡回等、これまでの管理状況を確認する。
- ・ 被害生徒に対するいじめ等、盗難の背景について分析する。
- ・ 当該生徒の人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与えないように配慮する。
- ・ 情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その生徒への指導の機会を得るために行うことを共通理解する。

② 緊急（応急）措置

早急に、事件の概要について全教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。

③ 関係機関との連携

悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。

④ 情報の一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

⑤ 教育委員会への報告

校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告するとともに、対応を協議する。

●危機終息後の対応

ア 原因の究明

- ① 事故調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。
- ② 盗みを行った生徒が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境などその背景についても把握するように努める。

イ 支援・援助

盗難事件に関わった生徒の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

ウ 心のサポート・ケア等

① 被害生徒

共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。

② 盗難実行者を特定した場合

- ・ 本人の行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- ・ 叱責や説諭のみに終わることなく、行為に至った背景等について共感的に聞き取り、共に考えながら指導する。

エ 学級または、学年全体の指導

被害の程度等により、学級または学年全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

オ 再発防止

- ① 盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ② 貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、生徒の注意の喚起を促すとともに、授業中や部活動中などは、貴重品係や貴重品管理袋を活用するなど予防対策を講じる。

カ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

① 児童生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえると同時に、悩みや願いの把握に努める。

② 保護者との連携

- ・ 保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等、学校内の情報を提供し、学校の現状や指導方針について理解を得る。
- ・ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

●関係法令等

① 刑法 235 条（窃盗）

② 判例（昭和 34. 10. 9 福岡地裁飯塚支部判決）

「教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために容疑者ないし関係者としての生徒につきその取り調べをなすことができるものと解しなければならない。」

18 各種大会開催時等の事件、事故

高校2年のサッカー部男子が、高校総合体育大会（県大会）の試合中に、ヘディングシュートをしようとしたが、ゴールポストに頭部が衝突し、転倒した。
一度は立ち上がってプレイしようとしたが、再び倒れて意識不明となった。

●危機発生時の対応

① 状況把握及び応急措置

【大会役員の対応】

- ・ 大会役員は、負傷者の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し負傷者への応急処置を行う。
- ・ 大会役員は、救急車（119番）の出動を要請し、到着するまでの間、AED(自動体外式除細動器)や心肺蘇生法など救命処置を的確に実施し、部顧問、生徒の引率者、所属学校等へ連絡する。
- ・ 大会役員は、応急手当を施す際に、傷病者を運搬する場合は、安静を保つ（体位、保温等環境の整備を考慮する）ことが必要である。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

【部顧問等学校関係者の対応】

- ・ 部顧問は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の医療機関に出向く。
- ・ 部顧問は、医師から傷害の状況、診断、治療等の把握を行い、校長への連絡を密にとる。また、速やかに、保護者への連絡をとり、事故の発生と搬送先の医療機関名を知らせる。
- ・ 部顧問は、保護者到着後も、校長の指示があるまでは、生徒に付き添い続ける。

② 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

医療機関 — 連携を図り、情報の収集に協力を要請する。

保護者 — 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。

教育委員会 — 校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告し、後日、文書で提出する。

③ 情報の収集と一元化

- ・ 部顧問は、生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から傷害の状況、診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理し、事故の原因を調査のうえ、所管する教育委員会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への事故報告書の作成、関係資料を整える。

② 支援・援助

- ・ 校長と部顧問は、速やかに医療機関に駆けつけ見舞うとともに、保護者に事故の状況を説明する。
- ・ 保護者には、給付等について説明するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター等への手続きを行う。
- ・ 保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

③ 心のサポート・ケア

事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら、心のサポート・ケアを行う。

- ④ 報告
事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告する。

●危機の予防対策

- ① 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ② 部顧問は、大会などの際には部員名簿を持参するなど、部の生徒の家庭連絡先などの資料を持参する。

●関係法令等

- ① 国家賠償法第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）
- ② 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者等の責任）、第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）
- ③ 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

19 県営体育施設でイベント開催中の事故

県営運動公園陸上競技場で、民間団体主催のゲートボール大会を開催中に、突然の雷雨に襲われ、選手に落雷し、起き上がれない状況になった。

●危機発生時の対応

【大会主催者】

- ① 大会主催者は、直ちに競技を中止し、落雷で負傷した選手の応急処置に努めるとともに、フィールド内にいる他の選手を観客席下等に避難・誘導させる。
- ② 負傷者への救急措置のため、主催者自ら、又は、施設管理者に、AED(自動体外式除細動器)による救命処置や救急車(119番)の出動を要請する。
- ③ 大会役員は、観客席での混乱防止のため、観客等に冷静な避難行動をとるよう場内放送でアナウンスする等、観客の避難誘導に努める。

【施設管理者】

- ① 施設管理者は、要請を受けたならば、直ちに、AED(自動体外式除細動器)や心肺蘇生法などの救命処置及び消防署に救急車の出動要請(119番)や必要ならば所轄警察署(110番)への連絡を行う。
- ② 職員を現場に派遣し、主催者と共に、避難場所等の指示、観客の誘導を行う。
- ③ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ④ 事故の状況を、所管する教育委員会(県教育委員会スポーツ健康課)に報告する。

●危機終息後の対応

- ① 施設管理者は、主催者と共に、消防署、警察署との連絡を取り、事故の詳細な内容把握に努め、事故の内容を所管する教育委員会に報告する。
- ② 所管する教育委員会は、消防署、警察署所管の内容を除き、報道機関等への対応に努める。
- ③ 所管する教育委員会は、事故原因の究明について、関係機関に協力し、再発防止に努める。

●危機の予防対策

- ① 施設管理者は、気象情報等の収集に努め、大会継続が困難と見込まれる場合には、主催者に対し、競技の継続を中止するよう要請する体制を整えておく。
- ② 施設使用者(主催者)には、施設使用上の注意を徹底し、事故発生を未然に防ぐための指導を行う。
- ③ 事故が発生した場合、その被害を最小限に食い止めるために、定期的に避難訓練や通報訓練を実施し、AED及び心肺蘇生法などによる救命処置や救急車出動要請、迅速な避難等に対応できるよう訓練を行う。

20 感染症

A市においてインフルエンザが小・中・高校生に集団発生し、患者が多量に発生した学校では学校閉鎖・学級閉鎖等の措置をとった。

●危機発生時の対応

① 状況把握

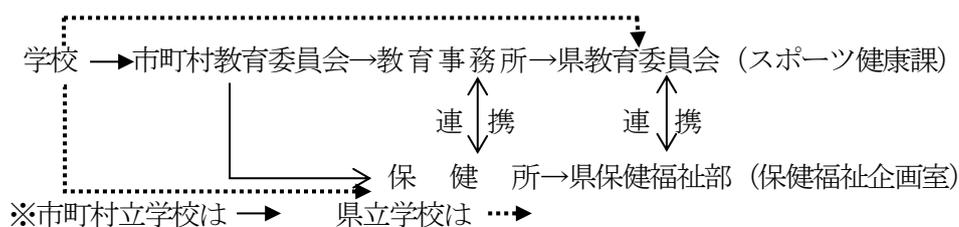
校長は、自校の欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。

② 応急措置

- ・ 罹患した生徒には、速やかに家庭での安静、栄養、保温及び医療機関での適切な医療が受けられるよう指導する。
- ・ 校長は、欠席率が通常の欠席率より高くなったとき又は罹患者が急激に多くなったときは、学級や学年、学校の状況及びその地域の流行状況を把握し、場合によっては学校医の指導を得て、時期を失することなく出席停止、臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）の措置を講ずる。

③ 関係機関との連携

- ・ 校長は、学校医、市町村感染症担当課、当該地区保健所との連携、情報交換に努める。
- ・ 感染症の報告の経路は次のとおりである。



④ 情報の一元化（報道機関への対応）

報道機関への対応は、県保健福祉部保健福祉企画室を窓口とする。

●危機終息後の対応

- ① 校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理・保健指導を行う。
- ② 事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告する。

●予防措置

- ① うがいや手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
- ② 感染症予防についての保健指導を徹底する。
- ③ 校長は、学校環境衛生基準の遵守に努める。
- ④ 感染源対策として、免疫力の弱い児童から隔離し、感染した場合には早期治療を施す。
- ⑤ 感染源経路対策として、感染源を遠ざけたり、消毒を施したりする。
- ⑥ 児童・生徒の日常の健康の保持・増進対策を行う。

●関係法令等

- ① 学校保健安全法第19条（出席停止）第20条（臨時休業）
- ② 学校保健安全法施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）、第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- ③ 学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）、第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症の予防に関する細目）

第2章／第1項 幼児・児童・生徒及び施設利用者に係る事項

2 1 学校給食による食中毒

A小学校の児童が帰宅後、夜になって相次いで吐き気や腹痛を訴えた。翌日、新たに同様の症状で病院にかかる児童が相次ぎ、全校児童の三分の一にあたる児童が欠席し、一部の児童は入院した。

A小学校は、自校施設で学校給食を実施しているが、症状の原因は、この学校給食による集団食中毒の疑いがあると考えられる。

第2章／第1項 幼児・児童・生徒及び施設利用者に係る事項

2 2 給食への針混入

A小学校において給食時間になり、担任以下クラス全員で昼食を始めたところ、ある児童がパンの中に縫い針が入っていたと担任に持ってきたので、担任は、急いで校長室に行き報告した。

●危機発生時の対応

① 応急措置

- ・ 担任は、児童の負傷の有無を確認し、周囲にいる者（教職員・児童）に校長への連絡を依頼する。
- ・ 校長は、報告を受けた時点で、直ちに校内放送等を使い全校に給食を中断するように指示を行う。

② 状況把握

- ・ 校長は、針発見時のパンの包装状態や混入の状態、混入した針の大きさを確認し、現物を保存する。
- ・ 校長は、パンの搬送に携わった者と搬送状況（時刻等）を確認する。
- ・ 針混入のあったクラス（立ち入り検査）以外でも、残ったものに異常がないか各担任が確認し、後片付けをする。
- ・ 来校者の確認をする。
- ・ 校長は、翌日以降の給食の中止、あるいは、献立変更について対応策を検討する。
- ・ 緊急対策として、授業を中止し、全校児童を下校させる措置をとることも考えられる。

③ 関係機関との連携

校長は、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に第一報を入れるとともに、警察・保健所に連絡し、今後の対応についての指導・助言を得る。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状況の把握、関係機関の対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

⑤ 保護者、教育委員会への連絡

- ・ 校長は、所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に状況の変化に対応して続報を入れる。
- ・ 保護者に対しては、給食のパンに異物混入があったこと及び学校の対応策について文書（緊急連絡文書）等で知らせ、理解と協力を求める。
- ・ 事件発生後、早く下校させた場合には、各担任から学級連絡網により連絡する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、関係機関、来校者、児童等から情報を得て、原因の究明にあたる。

② 復旧及び支援・援助

学校給食安全管理体制が整った時点で、給食用パンの使用を再開する。

- ③ 心のサポート・ケア
 - ・ 児童に対し、食べ物に異物が混入されることは、人命に関わることであり、絶対にあってはならないことを指導する。
 - ・ 事件により、児童でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ④ 再発防止
配膳室指導として、給食安全管理のために指導担当者を置く。
- ⑤ 報告
事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告する。

●危機の予防対策

- ① 配膳室に食品が搬送されてから、指導担当者が監視にあたる。（空白の時間がないようにする。）
- ② 当面の管理（保管場所等）について確認する。
- ③ 児童への指導を徹底する。
（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）
- ④ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

●関係法令等

- ① 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）、第20条（臨時休業）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）
- ② 学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第9条（事後措置）
- ③ 学校給食衛生管理基準（平成21年4月1日施行）

23 毒物・劇物

A高校の教諭が出勤したところ、化学準備室の窓が少し開いていて、室内の薬品棚から、トルエン1瓶、メタノール1瓶がなくなっていた。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・ 化学室の管理責任者は、薬品の数量や有無を薬品台帳等により確認し、紛失・盗難の状況を校長に報告し、速やかに全教職員に連絡する。
- ・ 校長は、現場を保存し、直ちに警察（110番）に連絡する。

② 救急（応急）措置

- ・ 全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。
- ・ 生徒へ薬品の危険性について説明し、紛失・盗難に関する情報を集める。また、念のため、生徒の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭等による手当てを受けさせ、状況によっては救急車（119番）を要請する。

③ 関係機関との連携

- ・ 直ちに警察へ連絡する。必要に応じ、保健所等に連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に連絡する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

⑤ 教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

- ・ 校長は、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に事件の概要を報告し、助言を受ける。
- ・ 保護者に事件の発生、事件への対応の経過などを伝える。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

事件の経緯の記録をもとに事件発生の原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

教職員に対して、毒物及び劇物に関する研修を行い、薬物に関する安全意識を高める。

③ 再発防止

- ・ 生徒に薬品の危険性や適切な取り扱いについて十分指導する。
- ・ 教職員に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

④ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

① 薬品を分類して所定の場所（薬品戸棚、危険薬品庫）に保管する。保管場所には、「医薬用外毒物」または、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

② 薬品を使用した教員は、必ず薬品使用記録簿に記入するよう、平素から徹底する。

③ 理科室の管理責任者は、薬品台帳や使用記録簿等により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する。

- ④ 担当教員が理科室を離れる場合は、薬品棚、準備室等の施錠を徹底する。施錠に際しては、生徒に任せるなど鍵を安易に教職員以外に使用させない。
- ⑤ 必要に応じて、学校薬剤師の指導と助言を受け、薬品の安全な管理に努める。
- ⑥ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

●関係法令等

- ① 毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）、第 12 条（毒物又は劇物の表示）、第 16 条の 2（事故の際の措置）
- ② 学校における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第 501 号 平成 12 年 1 月 11 日）

●学校で指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物

- ① 理科
毒物に指定されているもの…黄磷、水銀
劇物に指定されているもの…塩酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸銅、ほか
- ② 農業・水産
劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、硫酸銅、ほか
- ③ 工業
毒物に指定されているもの…水銀
劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、トルエン、ほか

2.4 飲料水の汚染

A小学校の児童が、朝、水を飲もうとしたら、水の濁りがあると訴えてきた。養護教諭が直ちに水を採取し、調べてみると確かに濁りと色の異常が見られたので、直ちにその旨を校長に報告した。水道水は、毎日、給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として使用している。

●危機発生時の対応

① 応急措置

- ・ 校長は、報告を受けた時点で、直ちに校内放送等を使い全校に水道水の使用を禁止するように指示を行う。
- ・ 校長は、水道水を飲用した児童及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無等を確認し応急措置を行うほか、体調の異常の状態により救急車（119番）の出動を要請する。

② 状況把握

- ・ 応急措置後に、体調の異常を訴える者の人数、症状等を調査する。
- ・ 学校によっては、給食調理場への給水系統と飲料水用系統が別系統になっている場合もあるので、給水系統の確認を行う。
- ・ 給食の中止又は献立変更について対応策を検討する。
- ・ 緊急対策として、授業を中止し、全校児童を下校させる措置をとることも考えられる。

③ 関係機関との連携

- ・ 校長は、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に状況を報告するとともに、水道事業所、保健所等の関係機関へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ・ 学校施設である受水槽・高置水槽での異物混入、又は、貯水槽等までの経路の途中で異物が混入した可能性も考えられるので、警察等の関係機関との連携を図り、対策を協議する。
- ・ 受水槽や配管等の施設設備の点検を行うとともに、指定業者に点検を依頼する。
- ・ すべての使用場所の水道水を採取して、採取した場所と時間を記録する。
- ・ 学校薬剤師に検査を依頼する。
- ・ 飲料水を確保する必要がある場合は、水道事業所に給水車の出動等を依頼する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

⑤ 保護者への連絡

- ・ 保護者に対して、水質に異常があったこと及び学校の対応策について文書（緊急連絡文書）で知らせ、理解と協力を求める。
- ・ 事件発生後、早く下校させた場合には、各担任から学級連絡網により連絡する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

関係機関による原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

② 復旧及び支援・援助

学校薬剤師、関係機関の調査等に協力する。

③ 心のサポート・ケア

復旧後の水道水に対して過敏になっている児童への指導・支援を行う。

④ 再発防止

児童及び教職員に対して、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心を持たせ、万一異常を発見したときには、絶対に飲まないこと、直ちに担任等に報告することを徹底する。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告する。

●危機の予防対策

（日常点検）

- ① 衛生管理者や養護教諭等による飲料水の蛇口での色、濁り、臭気、味及び残留塩素濃度等については、毎日検査を行い、飲料水の異常の早期発見に努める。点検後は記録に残し保存する。
- ② 貯水槽、蛇口等の施設設備の点検は、月に1回程度行い、不良個所を発見した場合は、修繕等適切な措置を講ずる。点検結果は、記録し保存する。
- ③ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。
連絡体制、役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

（定期検査）

- ① 飲料水の定期水質検査は6月以内ごとに1回行う。
- ② 貯水槽の遊離塩素濃度の検査については、7日以内ごとに1回、定期に行う。
- ③ 貯水槽は、1年以内ごとに1回、清掃を行う。

●関係法令等

- ① 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）、第23条（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
 - ② 学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）
 - ③ 水道法第4条（水質基準）、第20条（水質検査）、第22条（衛生上の措置）、第34条の2（簡易専用水道）
 - ④ 水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査）、第17条（衛生上必要な措置）第55条（管理基準）、第56条（検査）
 - ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条（建築物環境衛生管理基準）
 - ⑥ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条（給水に関する衛生上必要な措置等）
 - ⑦ 水質基準に関する省令
 - ⑧ 学校事業所等水道条例第3条（水質基準）、第7条（水質検査）、第8条（衛生上の措置）
 - ⑨ 学校事業所等水道条例施行規則第2条（水質基準）、第6条（水質検査）、第6条の2（衛生上必要な措置）
- ※ ⑧、⑨は、井戸水を使用している学校等に適用される。

25 施設からの落雪による事故

2月の大雪が降った某日、A高校で昼食後の休憩時間中、体育館の屋根に降り積もった雪が落雪、体育館脇に設置されていた野球の防球ネットに当たり、その圧力で防球ネットのポールが破損し、グラウンドで遊んでいた生徒の上に倒壊した。

近くで事故を目撃していた生徒が、職員室に駆け込んできた。

●危機発生時の対応

ア 初期対応

① 状況把握

- ・ 生徒の救護を最優先に対応する。
- ・ 教職員は直ちに現場に出向き、生徒の負傷の状況を確認する。
- ・ 施設の被害の程度、被害拡大の可能性を確認する。

② 救急（応急）措置

- ・ 事故の再発が予想される場合は、負傷者を直ちに現場から安全な場所へ移動する。
- ・ 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、負傷の程度により医療機関の治療を受けさせるとともに、特に重傷の場合は、消防署（119番）へ通報し救急車の出動を要請する。
- ・ 校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。但し、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 負傷した生徒の救急車による搬送の際は、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明を行う。

③ 通報、報告

- ・ 校長は、関係機関（警察（110番）、消防（119番）等）に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事故の発生後、速やかに所管する教育委員会に報告する。

イ 事後の対応

① 保護者への連絡

- ・ 負傷した生徒の保護者（家族等）に、負傷の程度、搬送された医療機関及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。
- ・ 負傷者の氏名、負傷の程度を整理し、負傷した生徒以外の保護者からの照会に対して、適切に対応する。

② 生徒等の安全対策

現場からの救護活動を実施した後、事故の再発に備えて、生徒等が危険区域内に立ち入らないよう措置する。

③ 関係機関との連携

警察に事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

④ 情報の収集と一元化

- ・ 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

⑤ 教育委員会への報告

- ・ 校長は、事故処理が終息するまで、状況に応じて適宜、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、事故発生の原因を究明する。
- ② 支援・援助
 - ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等今後の対応について説明を行う。
 - ・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。
- ③ 心のサポート・ケア
 - ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
 - ・ 学校での対応が困難な場合は、所管する教育委員会を（県教育委員会学校教育室）通じて専門家の派遣を要請する。
- ④ 復旧
 - ・ 教育活動に支障をきたす場合は、速やかに復旧のための措置を講ずる。
 - ・ 施設等の復旧が完了するまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- ⑤ 教育委員会への報告
電話で報告するとともに、事故の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に報告する。（学校事故報告、財産事故報告等）

●危機の予防対策

- ① 安全管理
 - ・ 危険箇所の再点検を実施し、速やかに改善する措置を講ずる。
 - ・ 日頃から、教職員の安全管理意識を高め、施設・設備の点検・管理体制を確立する。
- ② 安全指導（教育）
全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導の徹底を図り事故防止を図る。
- ③ 初動対応の周知徹底
万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

●関係法令等

- ① 国家賠償法第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）
- ② 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）
- ③ 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ④ 学校保健安全法施行規則第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）
- ⑤ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

26 県営体育施設利用中の事故

県営体育館で、地域の体操スポーツクラブが体育館の設備を使用して競技の練習中に、クラブ員の高校生Aが、使用していた鉄棒のバーが金属疲労により折損し、Aは鉄棒から落下し、骨折した。

●危機発生時の対応

① 状況把握及び救急（応急）措置

- ・ 施設管理者は、直ちに救急車（119番）の出動を要請し、負傷したクラブ員を医療機関に搬送する。
- ・ 救急車の到着までの時間、応急手当が必要と認められる場合（出血等の手当て、安静状態の確保等）は、的確に対応する。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 職員は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の医療機関に出向く。
- ・ 負傷者の保護者、学校、勤務先等に事故の連絡をする。
- ・ 事故の詳細について、目撃者等からの聴取も含めて文書で記録し、その内容を所管する教育委員会に報告する。

② 関係機関との連携

施設管理者は、負傷者の負傷の程度、目撃者等の聴取を含めた事故の状況を所管する教育委員会（県教育委員会スポーツ健康課）に報告する。

●危機回避の方策

① 日常点検の励行

施設管理者は、使用前及び使用後に目視、触感で、通常と異なる音、揺れ、ガタツキ、動き具合等の点検をし、併せて汚れた箇所等の清掃も行う。

② 定期点検

施設管理者は、ボルト・ナットの緩み、回転部の注油、磨耗程度及び変形の有無などを定期的に点検する。

③ 保守点検

施設管理者は、専門家、専門業者に定期的に保守点検を依頼する。

④ 点検マニュアルの作成等

施設管理者は、日常点検、定期点検、保守点検の3段階について、器具の取扱説明書に沿った点検マニュアルを作成し、点検履歴を整え、施設使用者の安全確保に努める。

●関係法令等

- ① 国家賠償法 第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）
- ② 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

27 盗難(施設外からの起因)

A高校で、早朝、野球部の男子生徒が練習のため、部室に行くと窓ガラスが割られ、鍵が開けられていた。野球部の顧問は、グローブ等の紛失に気づいた男子生徒から連絡を受けた。外部の者による侵入と思われる。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・ 連絡を受けた顧問は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行い、器物損壊・盗難等の状況を可能な範囲で把握し、校長に速やかに報告する。
- ・ 校長は、全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。被害を受けた生徒に対しては、顧問から被害の状況等について確認する。
- ・ 担任を通じて、全生徒に不審者による器物損壊・盗難があった事実を伝え、生徒の持ち物に被害がないか確認する。

② 関係機関との連携

- ・ 警察（110番）－ 校長は、状況を警察（110番）に通報する。警察の捜査が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、生徒が負傷しないよう、ガラスを片付けたり窓をふさいだりするなどの応急措置をする。
- ・ 教育委員会－ 校長は、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告し、対応について助言を受ける。
- ・ 近隣校－ 近隣校に盗難発生の実事を伝え、被害が他に拡大しないよう努める。
- ・ 保護者－ 盗難があったことを保護者に連絡し、生徒が貴重品等を学校に保管しないよう、注意を呼びかける。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

●危機の予防対策

① 施錠等の管理の徹底

- ・ 教室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行う。最終退勤者は、校舎の施錠を確認する。
- ・ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実に行うほか、巡回時刻や回数の見直し等を行う。
- ・ 学校への侵入は構造上容易なことがあるので、備品や私物等の保管場所等に十分配慮する。

② 生徒に対する指導

盗難の被害に遭わないために、貴重品等については、自己管理するよう日頃から指導する。

③ 来校者の確認

- ・ 来校者の通常の出入口を限定し、来校者に対し教職員が素早く対応できるよう努める。
- ・ 来校者に対し入口を明示し、事務室又は職員室に立ち寄るよう指示したプレートや立て看板を設置する。また、必要に応じて立入禁止区域を明示する。
- ・ 来校者に対し、教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来校者の状況について注意を払う。
- ・ 教職員が名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。

④ 不審者の侵入により被害が続く場合

警察にパトロール強化を依頼するほか、被害の日時や場所等のデータを分析し、傾向を把握する。

●関係法令等

- ① 刑法第 130 条 (住居侵入等)、第 235 条 (窃盗)、第 260 条 (建造物等損壊及び同致死傷)
- ② 民法第 709 条 (不法行為による損害賠償)

28 教育施設の爆破（予告）

A高校で、授業時間中、事務室に男の声で「校内に爆弾を仕掛けた」との電話がかかった。電話を受けた職員は、突然のことで対応に苦慮したが冷静さを取り戻し、電話の相手方から「爆発の時間、目的、相手の素性等」を聞き出そうとしたが、何も言わず電話を切られた。

●危機発生時の対応（予告の場合）

ア 初期対応

① 避難

- ・ 爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明であるので、まず生徒及び教職員の安全の確保を最優先させるため、電話の内容を校長に報告し、速やかに校内放送等により避難指示をする。
- ・ 避難の指示を受けた教職員（担当教員）は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示し校地外の安全な場所に避難する。なお、避難に当たっては、不審物に触らないよう徹底する。
- ・ 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

② 通報、報告

- ・ 校長は、警察（110番）に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 校長は、事件の発生後、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

イ 避難後の対応

① 避難確認及び安全対策

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。（職員を配置するなど）

② 警察、消防等関係機関との連携（施設設備の状況により、電力会社、ガス会社等の対応もある）

- ・ 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ・ 不審者や不審物の情報がある場合は、関係機関（警察等）に伝達する。
- ・ 爆発物の捜索等には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。

③ 情報の収集と一元化

- ・ 不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。
- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

④ 保護者への連絡

- ・ 生徒の避難完了後、速やかに保護者に対して生徒の安全確保等について連絡する。
- ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。

⑤ 教育委員会への報告

- ・ 校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機発生時の対応（爆発が発生した場合）

爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加えて次の対応をする。

① 状況把握

- ・ 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速に情報収集する。
- ・ 生徒及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。

- ・ 施設の被害状況を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。

② 救急（応急）措置

- ・ 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、消防署（119番）へ通報し救急車の出動を要請する。
- ・ 校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 負傷した生徒等の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明をする。
- ・ 負傷した生徒の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された医療機関及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

② 心のサポート・ケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ・ 学校での対応が困難な場合等は、所管する教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

③ 復旧及び措置要請

- ・ 施設等の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に措置を要請する。

④ 教育委員会への報告

電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に報告する。（学校事故報告、財産事故報告等）

●危機の予防対策

- ① 不審者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。
- ② 日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。
- ③ 教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。
- ④ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。
- ⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

●関係法令等

- ① 刑法第 117 条（激発物破裂）、第 130 条（住居侵入等）、第 233 条（信用毀損及び業務妨害）、第 234 条（威力業務妨害）
- ② 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

29 教育施設の不法占拠

A高校で、授業時間中、数人の男が包丁等を携帯して乱入し、校長が在室する校長室を占拠、さらに1年B組の教室を占拠し、教員1名と生徒40人を人質にして立てこもった。

●危機発生時の対応

ア 初期対応

① 通報、報告

- ・ 副校長は、直ちに警察（110番）に通報し出動を要請、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 副校長は、事件の発生後、速やかに所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。
- ・ 副校長は、占拠者から要求等があった場合は、速やかに関係機関（警察等）に伝達する。

② 状況把握等

- ・ 副校長は、教職員に指示して可能な範囲において情報収集し、その情報をもとに生徒及び教員の安全確保のための対策を検討する。
- ・ 副校長は、生徒及び教職員に対し占拠者を刺激するような、不用意な行動は慎むよう指示する。
- ・ 人質となった教員は、生徒の安全を最優先に冷静に行動し、生徒の動揺を静めるとともに、不用意な行動を慎むよう生徒に徹底する。
- ・ 占拠者から、校内での行動について制限する要求があった場合は、人質の安全を最優先に対応する。
- ・ 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速な情報収集を行う。

③ 救急（応急）措置

- ・ 生徒及び教職員の負傷の有無等を確認し、負傷者に対して養護教諭等により応急処置を講じる。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。ただし緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 救急車による搬送の際は、隊員の許可を得て、その指示により教職員が付き添い、負傷の状況説明をする。

④ 避難

- ・ 施設の状況等を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。
- ・ 生徒の安全確保が最優先であるので、避難が可能な場合は、副校長は速やかに避難の指示をする。
- ・ 指示を受けた教職員は、生徒に対し状況を説明し、落ち着いて避難するよう指示し、校地外の安全な場所に避難する。
- ・ 避難に当たっては、占拠者を刺激しないよう、整然と速やかに行動するよう徹底する。
- ・ 副校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

イ 避難後の対応

① 避難確認及び安全対策

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。（教職員を配置するなど）

② 関係機関との連携

- ・ 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ・ 占拠者に関する情報がある場合は、関係機関（警察等）に伝達する。
- ・ 警察等の対応上、校内の配置図が必要と思われることから、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。

③ 情報の収集と一元化

- ・ 占拠者に関する情報について取りまとめ、副校長に報告する。
 - ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
 - ・ 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、副校長等に窓口を一本化して混乱を避ける。
 - ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関（所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）、警察等）と十分協議のうえ対応する。
- ④ 保護者等への連絡
- ・ 生徒の避難完了後、速やかに保護者に連絡をとり、人質となっている生徒の保護者に状況を説明するとともに、生徒の安全確保等について連絡する。
 - ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。
 - ・ 負傷した生徒の保護者及び職員の家族に、負傷の程度及び搬送先の医療機関を連絡する。
- ⑤ 教育委員会への報告
- ・ 副校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
- 関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。
- ② 心のサポート・ケア
- ・ 人質となった生徒等、精神状態を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
 - ・ 学校での対応が困難な場合等は、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）を通じて専門家の派遣を要請する。
- ③ 復旧及び措置要請
- ・ 施設の損傷等により危険箇所がある場合は、安全が確保されるまで立入り禁止措置を講ずる。
 - ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に措置を要請する。
- ④ 教育委員会への報告
- 電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

- ① 占拠者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。
- ② 日中においては、不審者の出入りの監視を強化する。
- ③ 夜間における占拠も想定されることから、教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。
- ④ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。
- ⑤ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

●関係法令等

- ① 刑法第 130 条（住居侵入等）、第 220 条（逮捕及び監禁）、第 222 条（脅迫）
- ② 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）

30 授業中の火災発生

A高校で、授業時間中、1階給湯室から出火し、火災が発生した。
たまたま近くの廊下を歩いていた用務員が発見し、大声で「火事だ!」と周囲に知らせ、駆けつけてきた教職員に事務室に連絡するよう頼んだ。

●危機発生時の対応

ア 初期対応

① 避難等

- ・ 火災発生時の対応は、消防計画に基づき、迅速かつ安全に行う。
- ・ 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室等へ連絡する。
- ・ 火災の報告を受けたら、直ちに消防署（119番）へ通報し、校内放送等により避難指示をする。
- ・ 教職員が現場へ急行し、初期消火に当たる。
- ・ 窓やドアを閉め、火気の使用中的場合はガスの元栓を閉め、電気器具等の使用中にはコンセントを抜く。
- ・ 避難指示を受けた教職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示（押すな、慌てるな、騒ぐな等）し、校地外の安全な場所に避難する。
- ・ 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

② 通報

校長は、関係機関（消防（119番）、警察（110番）等）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

イ 避難後の対応

① 避難確認等

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ・ 負傷者の有無を確認し、応急救護をする。
- ・ 教職員は、生徒に対して、整然と避難場所において待機するよう指示する。

② 報告

火災の発生後、速やかに所管する教育委員会に報告する。

③ 関係機関との連携

消防、警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

④ 情報の収集と一元化

- ・ 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、犯罪性を伴う場合があることから、消防、警察の対応に委ねるものとする。

⑤ 保護者への連絡

生徒の避難完了後（安全確認後）、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者に連絡するとともに、状況に応じて保護者への引渡しについても連絡する。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。（引渡しカードについては、P95を参照のこと。）

⑥ 教育委員会への報告

校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的な被害状況等について、状況に応じて、適宜、所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に報告する。

※ 特別支援学校（特別支援学級）における児童生徒の避難について、P86「特別支援学校（特別支援学級）における配慮すべきポイント」を参照のこと。

●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
関係機関（消防、警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。
- ② 復旧及び措置要請
 - ・ 状況に応じて、危険箇所の立入禁止等の措置を講ずる。
 - ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、所管する教育委員会に措置の要請をする。
- ③ 心のサポート・ケア
 - ・ 生徒の精神状態等を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
 - ・ 学校での対応が困難な場合等は、所管する教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。
- ④ 再発防止
所管する教育委員会及び関係機関（消防、警察等）の指示・指導を受け、再発防止について、その対策を講ずる。
- ⑤ 教育委員会への報告
事故の概要を取りまとめ、文書で所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に報告する。（財産事故報告、学校事故報告等）

●危機の予防対策

- ① 安全指導（教育）
 - ・ 学校における防災教育は、安全教育の一環として継続的に実施し、学校教育活動全般を通じて計画的に行う。
 - ・ 災害時に生徒の安全を確保するうえで、教職員の防災教育に関する指導力、危機管理能力及び応急処置能力を高めるための校内研修等を実施する。
 - ・ 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するよう努める。
- ② 安全管理
 - ・ 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
- ③ 初動対応の周知徹底
万一火災が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全教職員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

●関係法令等

- ① 消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- ② 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ③ 失火ノ責任ニ関スル法律

3 1 下校途中の不審者による連れ去り未遂事件の発生

小学生が、下校途中一人で歩いていたところ、車に乗っている不審者から声をかけられ、さらに腕をつかまれ車に引き込まれそうになったので、相手の腕を振り切り自宅に逃げ帰った。
その後、話しを聞いた母親から学校に連絡が入り事件の発生を知るところとなった。

●危機発生時の対応

① 状況把握・応急措置

- ・ 校長等全ての教職員へ情報が伝達され、児童への注意喚起、通学路上での街頭指導、家庭への情報提供など、児童の安全確保を第一に考えた対応を行う。
- ・ 被害を受けた児童に対しては、担任・学年長等が訪問し、心のサポート・ケアを図るとともに、事件の概要を把握する。なお、その際には、精神的なショック等があることを十分配慮する。
- ・ 緊急時の児童の登下校の方法について、集団登下校、保護者等の同伴など、各学校の状況に応じて、あらかじめ定める対応方針に基づき、児童を指導する。

② 関係機関との連携

- ・ 警察（110番） — 警察に110番通報し、パトロール等の実施を要請するなど、速やかに警察との連携を図る。
- ・ 教育委員会 — 所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に連絡し、助言を受ける。
- ・ 近隣校 — 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。
- ・ ボランティア — 児童の安全確保を図るため、PTA、地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。
- ・ 地域関係団体 — PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携・協力のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組を行う。
- ・ 家庭 — 学校や関係機関等から注意依頼の文書等を各家庭に配布したり、地域への掲示を求めるなど、速やかに周知する。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示の下で対応する。
- ・ 校長が不在の場合は、あらかじめ定める校内体制に基づき対応する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明・再発防止

- ・ 緊急時の対応について問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、児童への指導を行う。
- ・ 警察、教育委員会、PTA、地域関係団体等との一層の連携強化を図る。

② 報告

- ・ 事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策（学校安全に関する具体的な留意事項）

① 実効あるマニュアルの策定

- ・ 学校安全の具体的な取組を進めていくためには、学校や地域の実情を踏まえた「学校独自のマニュアル」を作成する。
- ・ 実効性を高めるためには、危機対応訓練等を行うことにより、内容面、役割分担など、多角的な観点から不断に検証し、随時改善を図る。

② 学校安全に対する校内体制の整備

- ・ 校長、副校長及び学校安全に関し教職員間の連絡調整や指導・助言に当たる中心的な役割を果たす担当者等による安全組織を設けるなど、校内体制を整備する。
- ・ 日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなどして、教職員一人ひとりの共通理解を深める。
- ③ 児童の防犯教育の充実
 - ・ 児童自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教室や防犯訓練などの実施により、防犯意識や安全対応能力を高めるための知識・技能を習得させる。
- ④ 登下校時や外出時の安全確保
 - ・ 登下校や外出時には、定められた通学路を守ること、できるだけ複数で歩くこと、知らない人の誘いにのらないことなど、安全確保の方法について、児童に指導する。
 - ・ 通学路において、人通りが少ないなど、児童が登下校の際に注意を払うべき場所等をあらかじめ把握し、例えば安全マップを作成し児童や保護者に周知するなどして注意を喚起する。
 なお、安全マップなどを作成するに当たっては、家庭や地域の協力を得たり、教職員が定期的に巡回するなどして、常に最新の情報に更新していく。
 - ・ 登下校時における万一の場合、交番や「子ども 110 番の家」等の緊急避難できる場所を、児童に周知する。（「子ども 110 番」ボランティアの名簿が、所轄警察署生活安全課に備え付けられていることから、定期的に確認すること。また、「子ども 110 番」ボランティアには、「家」のほか、タクシーやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便集配等が依頼されていることから、所轄警察署に確認のうえ、児童に周知すること。）
 (例) 児童が、身近な存在として「子ども 110 番の家」を意識することができるよう、「子ども 110 番の家カード」の作成や、「子ども 110 番の家」の訪問を取り入れるなどして、緊急時の危険回避の方法を指導する。
 (例) 児童の発達段階に応じて、児童自身に、通学路の地図を作成させ、「子ども 110 番の家」、危険箇所等を地図に記入させることにより、「子ども 110 番の家」などを意識させる。
 - ・ 児童に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。
- ⑤ 不審者情報に係る関係機関等との連携
 - ・ 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できるようにする。
 (例) 定期的に所轄警察署や交番を訪問したり、PTAや地域住民等との会合を開催する。
 (例) 保護者や地域の人々に、学校の電話番号、FAX番号、メールアドレスなどを知らせ、学校が不審者に関する情報を得やすい体制づくりに努める。
 - ・ 近隣の学校や幼稚園、保育所等との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。
- ⑥ 家庭や地域社会の協力
 - ・ 保護者等が不審者情報を収集した場合、警察、学校等への速やかな連絡が行われるよう協力を求める。
 - ・ 児童が、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。
 - ・ 児童の自己防衛手段として、防犯ブザー、ホイッスルなどの活用が有効であることの理解とそれらの携帯について協力を得る。
 - ・ 防犯ブザー・ホイッスルなどが使用された場合の対応について、保護者や地域住民等との会合などで確認し協力を得る。
 - ・ PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」をはじめとする取組を行う。
 (例) 岩手県PTA連合会が県内の全小・中学校単位PTAに配付した「防犯パトロール」ステッカーを活用し、随時巡回活動を行う。
- ・ PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携のもと、通学路の安全点検、登下

校時・授業中・放課後・学校開放時等における学校内外の巡回等の取組を行う。

- ・ 登下校時等に、児童が緊急避難できる「子ども 110 番の家」等の地域のボランティア協力を得る。

●関係法令等

刑法第 224 条（未成年者略取及び誘拐）、第 225 条（営利目的等略取及び誘拐）、第 225 条の 2（身の代金目的略取等）、第 228 条（未遂罪）

第2項 自然災害等に係る事項

1 地震	
●危機発生時の対応・・・・・・・・・・	80
ア 児童生徒在校時	
イ 学校外における諸活動時	
ウ 児童生徒登下校時	
エ 児童生徒在宅時	
オ保護者や地域の方々等の来校時	
●危機終息後の対応・・・・・・・・・・	87
ア 応急的な対応	
イ 短期的な対応	
ウ 中長期的な対応	
●危機の予防対策・・・・・・・・・・	88
●関係法令等・・・・・・・・・・	88
【地震発生における初動対応例】・・	89
【地震発生における初動体制例】・・	94
【学校用引渡カード様式例】・・	95
【児童生徒(保護者)用災害対応携帯カード例】 ・・・・・・・・・・	95
2 津波	
●危機発生時の対応・・・・・・・・・・	96
ア 児童生徒在校時	
イ 学校外における諸活動時	
ウ 児童生徒登下校時	
エ 児童生徒在宅時	
オ保護者や地域の方々等の来校時	
●危機終息後の対応・・・・・・・・・・	104
ア 応急的な対応	
イ 短期的な対応	
ウ 中長期的な対応	
●危機の予防対策・・・・・・・・・・	105
●関係法令等・・・・・・・・・・	105
【津波警報の発表における初動対応例】・・	106
【津波警報の発表における初動体制例】・・	111
【学校用引渡カード様式例】・・	112
【児童生徒(保護者)用災害対応携帯カード例】 ・・・・・・・・・・	112
3 火山噴火	
●危機発生時の対応・・・・・・・・・・	113
ア 児童生徒在校時	
イ 児童生徒在宅時	
●危機終息後の対応・・・・・・・・・・	114
ア 応急的な対応	
イ 短期的な対応	
ウ 中長期的な対応	
●危機の予防対策・・・・・・・・・・	116
●関係法令等・・・・・・・・・・	116
4 風水害	
●危機発生時の対応・・・・・・・・・・	117
ア 始業後に発生した場合	
イ 始業前に発生した場合	
ウ 休日・夜間に発生した場合	
●危機終息後の対応・・・・・・・・・・	120
ア 応急的な対応	
イ 短期的な対応	
ウ 中長期的な対応	
●危機の予防対策・・・・・・・・・・	121
●関係法令等・・・・・・・・・・	121
5 猛獣（山林でクマを発見）	
●危機発生時の対応・・・・・・・・・・	122
●危機終息後の対応・・・・・・・・・・	123
●危機の予防対策・・・・・・・・・・	123
6 猛獣（学校周辺にクマが出没）	
●危機発生時の対応・・・・・・・・・・	124
●危機終息後の対応・・・・・・・・・・	125
●危機の予防対策・・・・・・・・・・	125

2 津波

三陸沖を震源とする、震度6強の地震が発生し、沿岸地区において、津波警報（大津波）の発表があり、避難指示が発令された。

●危機発生時の対応

ア 児童生徒在校時

① 地震発生における安全確保

- ・ 児童生徒に対して的確な指示を行うとともに、出口を確保する。

【教室】 落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示する。

【体育館】 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示する。（ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意。例えば、天井からの落下物や体育館の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。）

【校庭】 建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示する。

- ・ 地震終息後、児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。

② 救急（応急）措置、状況把握及び一次避難

- ・ 負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。
- ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
- ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所（第一次避難場所）の確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・ 一次避難後、児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。

③ 津波情報の収集

速やかに的確な情報を収集する。（例：ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等）

④ 二次避難

- ・ 第一次避難場所が津波被害のおそれがある場合は、さらに高台の避難場所（第二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・ 二次避難後、児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。

⑤ 防災体制の確立

- ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
- ・ 電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
- ・ 通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
- ・ 津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。

⑥ 家族及び教育委員会への連絡・報告

- ・ 安全に避難した後、児童生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
- ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、津波警報が解除されるまでは、引渡しは行わない。（津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。）引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。

- ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ⑦ 情報の収集及び関係機関との連携等
 - ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真に撮影・記録する。）
- ⑧ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◆定時制（夜間）における対応のポイント

- ・ 停電時のパニックを防止するため、的確な指示を行い、照明（教室等の懐中電灯）を確保する。
- ・ 停電のため避難場所及び避難経路の確認に時間を要する場合、避難誘導の指示があるまで、その場で待機させ、避難経路を確保しながら安全な場所に誘導する。
- ・ 津波情報の収集ができない状況も想定し、早めに高台へ避難する。

◆指定避難場所（避難所）ではない場所に避難した場合の対応ポイント（避難所となっていない学校に避難した場合も含む）

- ・ 児童生徒の安全を確保できる場所であることを確認する。安全を確保できない場合は、安全を確保できる場所に避難する。
- ・ 安全を確保できる場所に避難後、周辺の状況を確認し、指定避難場所（避難所）に安全に移動できる場合は移動する。
- ・ 避難した場所から移動できない場合は、避難している場所、児童生徒の安否状況、避難場所の状況等を連絡する手立てを講ずる。
- ・ 関係機関や地域住民等と連絡を取ることに時間がかかる場合は、そこでの避難が長引く可能性があり、物資等の確保が必要になるため、教職員の役割分担を決める。（例：情報収集、関係機関への連絡、食料・水の確保、防寒対策、トイレの確保など）
- ・ 避難が長引く可能性がある場合、児童生徒に対して、被災状況を見せないように努めながら、安心感をもたせ、励ますなど配慮した対応を行う。

イ 学校外（海岸付近）における諸活動時

【引率教員等の対応】

- ① 地震発生における安全確保
 - ・ 地形、施設や周囲の状況を確認し、安全確保の指示を行う。
 - ・ 利用施設において、職員の指示がある場合は、それに従う。
 - ・ 公共交通機関等を利用中の場合は、乗務員の指示に従う。
 - ・ 児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ② 状況把握及び一次避難
 - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所（第一次避難場所）の確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。（利用施設の職員の指示がある場合は、それに従う。）
 - ・ 児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ③ 津波情報の収集

速やかに的確な情報を収集する。（例：ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等）

- ④ 救急（応急）措置及び二次避難
 - ・ 第一次避難場所が津波被害のおそれがある場合は、さらに高台の避難場所（第二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
 - ・ 安全な避難場所に避難後、通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス等）
- ⑤ 学校への報告
 - ・ 児童生徒の状況等について、学校へ速やかに報告する。学校との連絡が取れない場合は、関係機関や地域住民を通じるなどにより連絡の手立てを講ずる。
- ⑥ 関係機関との連携
 - ・ 状況によっては、市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡手段の確保を図る。

【学校の対応】

- ① 防災体制の確立
 - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 避難場所及び人的被害の的確な情報収集と把握を行う。
 - ・ 現地に複数の教職員を派遣し、現地の被害状況等の確認を行う。
- ② 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・ 児童生徒等の家族に対して、速やかに連絡する。保護者への児童生徒の引渡しについては、現地の状況の確認後、状況に応じて対応する。
 - ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ③ 移動手段の確保
 - ・ 現地から学校へ、児童生徒の移動手段の確保を図る。
- ④ 関係機関との連携
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化（報道機関への対応）
 - ・ 関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

ウ 児童生徒登下校時

- ① 地震発生における安全確保
 - ・ 教職員は、速やかに校内の児童生徒の活動場所等に向かう。（例えば、既に登校しているまたは放課後部活動等で在校している場合など）
 - ・ 校内（校庭も含む）の児童生徒に対して的確な指示を行う。

（ア 児童生徒在校時）の①に準ずる。）

- ・ 地震終息後、校内の児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。安全が確保されていることを確認のうえ、教職員が通学路などに向かい、通学路上などの児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ② 救急（応急）措置、状況把握及び一次避難
 - ・ 負傷者がいる場合は迅速な救護活動を開始する。
 - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
 - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所（第一次避難場所）の確認を行い、校内にいる児童生徒について、

避難場所への安全で的確な誘導をする。

- ・ 一次避難後、児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ③ 津波情報の収集
速やかに的確な情報を収集する。（例：ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等）
- ④ 二次避難
 - ・ 校内の児童生徒の避難場所（第一次避難場所）が津波被害のおそれがある場合は、さらに高台の避難場所（第二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。また、通学路上の児童生徒について、近くの避難場所や高台への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 二次避難後、児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ⑤ 防災体制の確立
 - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
 - ・ 通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ⑥ 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・ 安全に避難した後、児童生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、津波警報が解除されるまでは、引渡しは行わない。（津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。）引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
 - ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ⑦ 情報の収集及び関係機関との連携等
 - ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真に撮影・記録する。）
- ⑧ 情報の一元化（報道機関への対応）
関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◆通学バス乗車中における対応ポイント

- ・ 教職員（乗務員）は安全な場所に停車させ、児童生徒の安全を確認し、被災のおそれがある場合児童生徒を避難場所（安全な場所）に誘導する。
- ・ 学校は教職員（乗務員）と連絡を取り合い、その後の対応について指示をする。
- ・ 校長は、連絡が取れない場合など必要に応じて、複数の教職員を避難場所に派遣する。

エ 児童生徒在宅時

① 参集体制

（所属校が津波浸水想定区域内にある場合は、津波警報または避難指示の解除後）教職員全員（津波警報（大津波）が発表された場合は全員配備体制）が所属校に参集する。所属校に参集できないやむを

得ない事情があるときは、県立学校教職員においては、出勤可能な県立学校に出勤し、当該学校の校長の指示に従う。（「学校防災・災害対応指針」P3を参照）

- ② 防災体制の確立
学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
- ③ 津波情報の収集
速やかに的確な情報を収集する。（例：ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等）
- ④ 救急（応急）措置及び状況把握
 - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。
 - ・ 電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
 - ・ 通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 家庭と連絡を取り、児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 施設周辺の被害状況の確認をする。
- ⑤ 教育委員会への連絡・報告
所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携等
 - ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。（写真に撮影・記録する。）
- ⑦ 情報の一元化（報道機関への対応）
関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◆寄宿舎における対応ポイント

- ・ 基本的に児童生徒在校時の対応と準じた対応をする。
- ・ 児童生徒の安全を確保するため、的確な指示を行う。
- ・ 夜間時、停電になった場合、児童生徒の心理的な不安を取り除くよう声をかけるとともに、照明を確保する。

オ 保護者や地域の方々等の来校時

- ① 地震発生における安全確保
 - ・ 児童生徒及び来校者に対して的確な指示を行うとともに、出口を確保する。
 - 【教室】
 - ・ 児童生徒は、落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示
 - ・ 来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から離れ、机間に移動するよう指示
 - 【体育館】
 - 体育館に椅子など障害物がない場合
 - ・ 窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示

○体育館に椅子など障害物がある場合（儀式等）

- ・ 児童生徒は、そのままの場所での待機を指示（落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部を保護する。）
- ・ 来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から速やかに離れ、椅子等の間に移動するよう指示

※ 状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意（例えば、天井からの落下物や体育館の倒壊などのおそれがあると判断した場合は体育館の外に避難させる。）

【校庭】

建物や体育施設・器具付近から速やかに離れ、中央部に集合するよう特に大きな声（マイク等）で明確に指示

- ・ 地震終息後、児童生徒及び来校者等、人的被害（安否）の確認をする。
- ② 救急（応急）措置、状況把握及び一次避難
- ・ 負傷者がいる場合は迅速な救護活動を開始する。
 - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の確認及び適切な処置をする。
 - ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所（第一次避難場所）の確認を行い、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 一次避難後、児童生徒及び来校者等、人的被害（安否）の確認をする。
- ③ 津波情報の収集
- 速やかに的確な情報を収集する。（例：ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等）
- ④ 二次避難
- ・ 避難場所（第一次避難場所）が津波被害のおそれがある場合は、さらに高台の避難場所（第二次避難場所）及び避難経路を決定し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 二次避難後、児童生徒及び来校者等、人的被害（安否）の確認をする。
- ⑤ 防災体制の確立
- ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 電源の確保を図る。（例：停電の場合は自家発電機）
 - ・ 通信手段の確保を図る。（通信手段例：（携帯）電話、（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ⑥ 家族及び教育委員会への連絡・報告
- ・ 安全に避難した後、児童生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、津波警報が解除されるまでは、引渡しは行わない。（津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。）引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
 - ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ⑦ 情報の収集及び関係機関との連携等
- ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関、岩手県災害対策本部当該地方支部等との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。（例：緊急車両ステッカーの交付を市町村等に申請するなどして、ガソリンを確保する。自転車等を活用する。）

- ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
 - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。(写真に撮影・記録する。)
- ⑧ 情報の一元化(報道機関への対応)
関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◆学校行事等の実施可否の判断のポイント

児童生徒及び来校者の人的被害の状況、学校及び地域の被害の状況、児童生徒及び来校者の様子など、校長は、情報収集及び現状把握を行い、的確に判断し、学校行事等の実施を継続するかどうかを決定する。なお、校舎等から避難した場合は、当日の学校行事等は中止する。

◆特別支援学校(特別支援学級)における配慮すべきポイント

《各障がい種共通》

- ・ 危険の認知や避難能力にかかわって、児童生徒一人一人異なることから、安全な避難方法について、事前に校内全教職員で共通理解をしておく。
- ・ 一次避難場所が津波被害を受ける可能性がある場合、障がいの種類、程度によってかかる時間を想定し、早めに二次避難場所等に移動を開始する。
- ・ 連携が必要となる医療機関、福祉事業所、保護者などと緊急時に連絡できる体制を整えておく。
- ・ 一人で登下校中の場合や集団からはぐれたことを想定し、氏名、連絡先等を書いたカード、名札等を身に付けたり、所持するものに記載するなどの対応を図る。
- ・ 夜間に寄宿舎から避難しなければならないことを想定し、近隣の住民からの支援を受けることができるような体制を整える。
- ・ 津波発生時等の児童生徒の保護者への引き渡し方法について共通理解を図っておく。

《祖賞障がい》

●危機終息後の対応

ア 応急的な対応

- ① 学校再開に向けた方針決定
 - ・ 被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業等の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保について所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）と調整する。
 - ・ 学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施

する。(学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など)

② 心のサポート・ケア

- ・ 児童生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。(例：児童生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施)
- ・ 心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）及びその他関係機関等に応援を要請する。

③ 避難所となった場合

- ・ 避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
- ・ 避難所として運営を開始することの可否を含め、基本的事項について市町村と調整し、定める。
- ・ 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じて、体育館、柔剣道場、多目的ホール、保健室、会議室、調理室、給食室、校庭等を開放する。(教室はやむを得ない場合に限り開放する。)
- ・ 市町村との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
- ・ 避難所運営にあたる市町村職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定される。(対応例：救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等)

イ 短期的な対応

① 復旧及び支援・援助

- ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）及びその他関係機関等に対応を要請する。
- ・ 学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）と調整しながら、諸手続を行う。
- ・ 昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）と調整する。
- ・ 教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）に要請する。

② 心のサポート・ケア

心のサポート・ケアの推進を図る。

③ 避難所としての対応

- ・ 避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校、市町村及び自治組織代表者と調整しながら進める。
- ・ 必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）及びその他関係機関等に応援を要請する。
- ・ 避難所の解消時期等については、被災状況を踏まえながら、市町村と調整する。

ウ 中長期的な対応

① 原因の究明

- ・ 児童生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
- ・ 防災体制の課題の確認を行う。

② 心のサポート・ケア

心のサポート・ケアの充実を図る。

③ 再発防止（危機の予防対策）

- ・ 必要に応じ、防災体制の見直しを行い、それに対応した防災訓練を実施する。
- ・ 防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
- ・ 学校において保護しなければならない児童生徒に対応できる体制等を整備しておく。
- ・ 保護者への災害時における連絡体制及び連絡方法を周知・徹底を図る。

危機終息後の対応について、「学校防災・災害対応指針」（平成24年3月策定）を参照のこと。

●**危機の予防対策（児童生徒の安全確保及び安否確認のための準備）**

- ・ 危機発生時の対応について、避難場所及び児童生徒の引渡し方法などを児童生徒、保護者に周知するとともに、地域との連携を図る。
 - ・ 登校前に津波警報が発表された場合、児童生徒は自宅待機とする。なお、津波注意報が発表された場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。
 - ・ 児童生徒の在宅時、登下校時等（寄宿舎の児童生徒の帰省中及び帰省途中）における避難場所を確認する。（例えば、連絡カードや生徒個票などに避難場所を記入する欄を設ける。）
 - ・ 家庭の連絡先は、可能な限り把握する。（例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等）ただし、個人情報の管理に十分注意する。
 - ・ 引渡しカード等を準備する。（引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。）
 - ・ 災害時における学校と家庭の連絡は、災害用伝言板サービスや一斉メール等が有効な場合があり、連絡体制を周知する。
 - ・ ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード（生徒個票、引渡しカード）、救急医薬品、避難場所（避難所）リスト、懐中電灯、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
 - ・ 速やかな安全の確保及び初動体制の確立のために、緊急地震速報を活用する。
 - ・ 地震・津波の規模や災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。（通学バス乗車時、校外での活動時、避難所対応なども想定）
 - ・ 学校行事等の実施にあたっては、行事ごとに危機管理マニュアル等を作成し、教職員に周知するとともに、来校者に対して、危機発生時の対応について、事前に連絡（アナウンス）する。
 - ・ 夜間定時制及び寄宿舎においては、懐中電灯を活動場所や各部屋に準備する。
 - ・ 避難する際に、多くの教職員等の対応が必要な寄宿舎については、教職員の連絡体制を整備する。
- なお、児童生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など管理の徹底を図る。

●**関係法令等**

- ① 災害対策基本法
- ② 岩手県地域防災計画
- ③ 岩手県災害対策本部規程
- ④ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑤ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑥ 「学校防災・災害対応指針」

【津波警報の発表における初動対応例】

1 児童生徒在校時

状 況	教職員	児童生徒
<div style="border: 1px solid black; background-color: #90ee90; padding: 5px; display: inline-block;"> 緊急地震速報 ・地震発生 </div>	<p>児童生徒に対して、的確な指示を行うとともに、出口を確保する。</p> <p>○落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示</p> <p>○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示（ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあること）に留意</p>	<p>◆教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。</p>

<p>◇教室</p> <p>◇体育館</p> <p>◇校庭</p>		
<p>地震のゆれ終息</p>	<p>○その場で、児童生徒の人的被害（安否）を確認する。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動</p> <p>○施設・設備・通信手段の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。</p> <p>○周辺施設の被害や避難場所を確認し、（第一次）避難場所へ安全に的確な誘導をする。</p> <p>○一次避難後、児童生徒の人的被害（安否）を確認する。</p>	<p>第一次避難場所：()</p> <p>第二次避難場所：()</p>
<p>津波警報発表</p>	<p>●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等</p> <p>○（第二次）避難場所、避難経路を決定し、安全に的確な誘導をする。⇒さらに高台へ避難させる。</p> <p>○二次避難後、児童生徒の人的被害（安否）を確認する。</p>	<p>◆教職員の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。</p> <p>◆負傷者がいる場合は助け合う。</p>
<p>避難完了</p>	<p>学校防災本部設置</p> <p>⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。</p>	<p>◆津波注意報・警報が解除された場合は、保護者とともに帰宅する。</p> <p>◆保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所で待機する。</p>
<p>○人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒及び施設・設備等の被害状況の的確な確認、津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集</p> <p>○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、（携帯）電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等</p> <p>○家族への連絡（避難の状況、提供可能な学校に関する情報）⇒保護者への児童生徒の引渡しは、津波警報が発表中は引渡しは行わない。なお、津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。引き渡す場合は、児童生徒を引渡しカードで確認。引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。（避難場所での待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイレ確保等の分担）</p> <p>○教育委員会（県教育委員会教育企画室・学校教育室）への連絡・報告</p> <p>○関係機関との連携（市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部）</p> <p>⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認</p> <p>○報道機関への対応⇒校長が窓口</p>		

2 学校外（沿岸付近）における諸活動時

状 況	教職員	児童生徒
<p>緊急地震速報 ・地震発生</p>	<p>○地形、施設や周囲の状況を判断し、安全確保の指示を行う。</p> <p>○利用施設において、職員の指示がある場合は、それに従う。</p> <p>○交通機関を利用している時は、乗務員等の指示に従う。</p>	<p>◆施設職員、教職員、乗務員の指示に従って、身体を保護する行動をする。</p>

地震のゆれ終息	○児童生徒の人的被害(安否)を確認し、(第一次)避難場所へ安全に的確な誘導をする。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を行う。	第一次避難場所: ()
津波警報発表	○児童生徒の人的被害(安否)を確認する。	第二次避難場所: ()
	<p>●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等</p> <p>○(第二次)避難場所、避難経路を決定し、安全に的確な誘導をする。⇒さらに高台へ避難させる。</p>	<p>◆施設職員、教職員、地域住民等の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。</p> <p>◆負傷者がいる場合は助け合う。</p>
避難完了	<p>○児童生徒の人的被害(安否)を確認する。</p> <p>○通信手段を確保する。⇒(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害伝言板サービス等</p> <p>○学校へ連絡し、状況を報告、指示を受ける。</p> <p>○学校と連絡が取れない場合や救援要請が必要な場合は、現地の関係機関や地域住民へ連絡する手立てを講ずる。</p> <p>○現地の被害状況の把握に努める。(二次災害に備え、避難場所の移動も想定する。)</p>	<p>◆教職員の指示に従って、避難場所において待機する。</p>
学校の対応	<p style="text-align: center;">学校防災本部設置</p> <p style="text-align: center;">⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。</p>	
	<p>○人的被害(安否)及び施設・設備等の被害状況の的確な確認⇒複数の教職員の現地派遣</p> <p>○通信手段の確保⇒(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等</p> <p>○現地からの児童生徒の移動手段確保</p> <p>○家族への連絡(避難の状況)⇒保護者への児童生徒の引渡しについては、現地の状況の確認後、状況に応じて対応する。二次災害のおそれがある場合及び津波注意報・警報が発令中は、児童生徒の引渡しは行わない。</p> <p>○教育委員会(県教育委員会教育企画室・学校教育室)への連絡・報告</p> <p>○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部)</p> <p>⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認</p> <p>○報道機関への対応⇒校長が窓口</p>	

3 児童生徒登下校時

状 況	教職員	児童生徒
-----	-----	------

<p>緊急地震速報 ・地震発生</p> <p>◇教室</p> <p>◇体育館</p> <p>◇校庭</p>	<p>学校内における児童生徒がいる場所へ出向き、的確な指示を行う。</p> <p>○落下物等から身を守るため、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示</p> <p>○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示(ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意)</p> <p>○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に指示</p>	<p>◆学校内にいる場合 ・教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。 ・教職員がいない場合は、頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる。</p> <p>◆通学路にいる場合 ・ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる。</p> <p>◆公共交通機関に乗車中の場合 ・乗務員の指示に従って身体を保護する行動をする。</p>	
<p>地震のゆれ終息</p>	<p>○学校にいる児童生徒の人的被害(安否)を確認し、(第一次)避難場所へ安全に的確な誘導をする。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を行う。</p>	<p>○安全が確保されていることを確認のうえ、通学路に出向き、避難場所への安全に的確な誘導をする。</p> <p>○施設・設備・通信手段の確認とともに、発火物の適切な処置と確認をする。</p>	<p>第一次避難場所: ()</p> <p>第二次避難場所: ()</p> <p>◆教職員、地域住民、乗務員等の指示に従って、安全に高台の避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。</p>
<p>津波警報発表</p> <p>●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等</p>	<p>○一次避難後、児童生徒の人的被害(安否)を確認する。</p> <p>○(第二次)避難場所、避難経路を決定し、安全に誘導する。⇒さらに高台へ避難する。 ○通学路の児童生徒は、さらに高台の避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○二次避難後、児童生徒の人的被害(安否)を確認する。</p>		
<p>避難完了</p>	<p>学校防災本部設置 ⇒役割分担に従い、速やかに行動を開始する。</p> <p>○人的被害(安否)の確認ができていない児童生徒及び施設・設備等の被害状況の的確な確認、津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集</p> <p>○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等</p> <p>○家族への連絡(避難の状況、提供可能な学校に関する情報)⇒保護者への児童生徒の引渡しは、津波警報が発表中は引渡しは行わない。なお、津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。引き渡す場合は、児童生徒を引渡しカードで確認。引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。(避難場所での待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイレ確保等の分担)</p> <p>○教育委員会(県教育委員会教育企画室・学校教育室)への連絡・報告</p> <p>○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認</p> <p>○報道機関への対応⇒校長が窓口</p>	<p>◆津波注意報・警報が解除された場合は、保護者とともに帰宅する。</p> <p>◆保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所待機する。</p>	

4 児童生徒在宅時

状 況	教職員	児童生徒
<p>地震発生、津波警報</p> <p>◇津波警報(津波)が発表</p> <p>◇津波警報(津波)が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>◇津波警報(大津波)が発表</p>	<p>登校前に津波注意報・警報が発令された場合⇒児童生徒は自宅待機</p> <p>○指定職員配備(1号)体制 ⇒校長及び 連絡担当者のうち1名</p> <p>○指定職員配備(2号)体制 ⇒校長、副校長、事務長、校務分掌の各長</p> <p>○指定職員配備(3号)体制 ⇒全教職員</p> <p>※自主的参集もあり</p>	<p>児童生徒は自宅待機</p> <p>◆頭部を守る。机やテーブルなどの下にもぐる。 ◆壁や棚など倒れやすい物から離れる。 ◆安全な場所に避難する。</p> <p>◆地震がおさまった後、すぐに津波情報を確認する。 ◆避難が必要な場合は、指定されている避難所へ安全に避難する。 ◆緊急を要する場合は、近くの高台に急いで避難する。</p>
<p>学校参集</p>	<p>学校防災本部設置 ⇒参集した教職員により役割分担を行い、速やかに行動を開始する。</p> <p>↓</p> <p>○家族への連絡(児童生徒の人的被害(安否)及び避難場所の確認、提供可能な学校に関する情報) ○教職員の人的被害(安否)の確認 ○施設・設備等の被害状況確認 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、(携帯)電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等 ○教育委員会(県教育委員会教育企画室・学校教育室)への連絡・報告 ○関係機関との連携(市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部) ⇒行方不明者がいる場合は関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口</p>	<p>◆できるだけ早く学校に連絡する。</p>

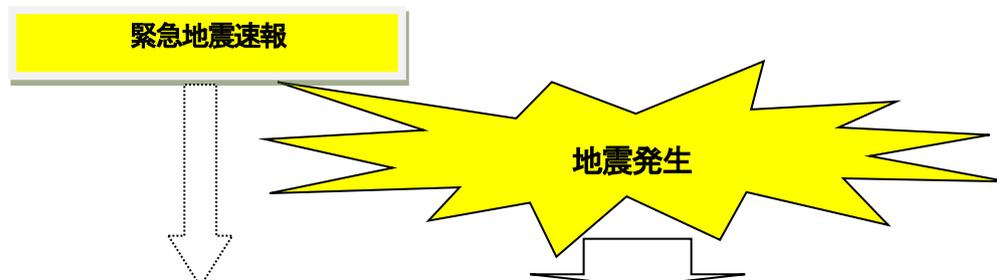
5 保護者や地域の方々等の来校時

状 況	教職員	児童生徒及び来校者
<p>行事等の開始時</p>	<p>児童生徒及び来校者に対して、地震発生等における対応について、事前にアナウンスを行う。 (儀式等においては、携帯電話所持者を配置する)</p>	

<p>緊急地震速報 ・地震発生</p>	<p>児童生徒及び来校者に対して、的確な指示（アナウンス等）を行うとともに、出口を確保する。</p>	<p>◆教職員の指示に従って、身体を保護する行動をする。</p>
<p>◇教室</p>	<p>○児童生徒は、机の下にもぐり、机の脚をもつことを指示。来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から離れ、机間に移動するよう指示</p>	
<p>◇体育館</p>	<p>○体育館に椅子など障害物がない場合⇒窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示（ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全な場合もあることに留意） ○体育館に椅子など障害物がある場合（儀式等）⇒児童生徒は、そのままの場所での待機を指示。（落下物の危険がある場合は、椅子等で頭部を保護する。）来校者は、頭部を保護しながら、速やかに窓や壁際から速やかに離れ、椅子等の間に移動するよう指示</p>	
<p>◇校庭</p>	<p>○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声（マイク等）で明確に指示</p>	
<p>地震のゆれ終息</p>	<p>○その場で児童生徒、来校者の人的被害を把握する。⇒負傷者がいる場合は、迅速な救護活動 ○施設・設備・通信手段の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。 ○周辺施設の被害や避難場所を確認し、（第一次）避難場所へ安全に的確な誘導をする。 ○一次避難後、児童生徒、来校者の人的被害（安否）確認をする。</p>	<p>第一次避難場所: () 第二次避難場所: () ◆教職員の指示に従って、安全に避難場所へ避難する。 ◆負傷者がいる場合は助け合う。</p>
<p>津波警報発表</p>	<p>●津波に関する情報収集⇒ラジオ、ワンセグ、防災無線等 ○（第二次）避難場所、避難経路を決定し、安全に的確な誘導をする。⇒さらに高台へ避難させる。 ○二次避難後、児童生徒、来校者の人的被害（安否）確認をする。</p>	
<p>避難完了</p>	<p>学校防災本部設置⇒役割分担に従い、速やかに行動開始</p>	
<p>○人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒及び施設・設備等の被害状況等の確認、津波注意報・警報等が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況の確認及び情報収集 ○情報収集及び現状把握を行い、学校行事等の実施可否の決定 ○電源・通信手段の確保⇒自家発電機、（携帯）電話、メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言サービス、無線等 ○家族への連絡（避難の状況、提供可能な学校に関する情報）⇒保護者への児童生徒の引渡しは、津波警報が発表中は引渡しは行わない。なお、津波注意報の場合は、防災施設の状況等当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報の場合に準じた対応を行う。引き渡す場合は、児童生徒を引渡しカードで確認。引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。連絡が取れない場合は、そのまま待機させる。（避難場所での待機が長引く場合⇒連絡、物資調達、情報収集、防寒対策、トイレ確保等の分担） ○教育委員会へ（県教育委員会教育企画室・学校教育室）の連絡・報告 ○関係機関との連携（市町村、警察、消防、医療機関、災害対策本部地方支部） ⇒行方不明者がいる場合は、関係機関と連携し消息の確認 ○報道機関への対応⇒校長が窓口</p>		<p>◆津波注意報・警報が解除された場合は、保護者とともに帰宅する。 ◆保護者と連絡が取れない場合は学校または避難場所で待機する。</p>

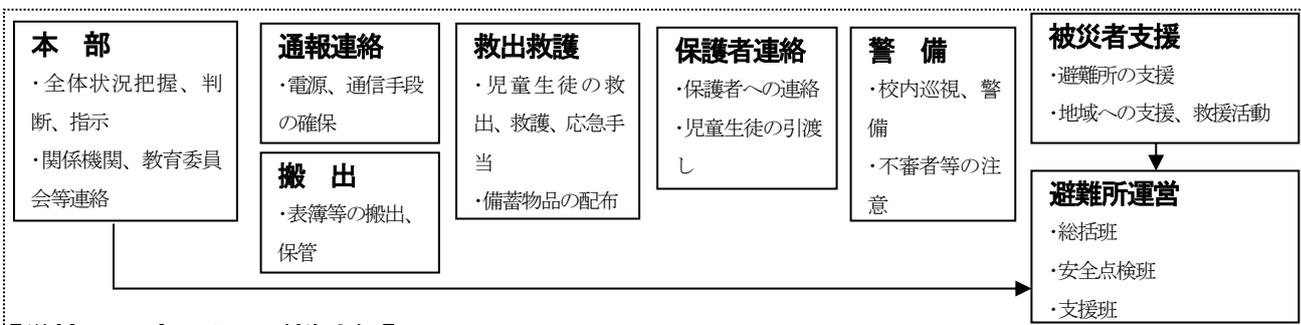
【津波警報の発表における初動体制例】

児童生徒在校時



津波情報の収集

避難誘導 さらに高台への避難経路・場所の確認
 ・避難経路、避難場所の確認 ・安全な誘導



【学校用引渡しカード様式例】

学年・組・番号・児童生徒氏名	年 組 番氏名	性別	
住 所			

保護者名		児童生徒との関係	
在籍している 兄弟姉妹	年 組 番氏名		
	年 組 番氏名		
連絡先 (電話番号、メ ールアドレス 等)	①名前 () 電話 () 携帯 () メールアドレス { } 勤務先名 () 電話 ()	②名前 () 電話 () 携帯 () メールアドレス { } 勤務先名 () 電話 ()	
引取者氏名		児童生徒との関係	
連絡先 (避難場所)		電話番号、メールア ドレス等	
特記事項			
引渡し日時	月 日 ()	時 分	
引渡し職員氏名			

- ※ 保護者があらかじめ太線内の事項について記入する。
- ※ 児童生徒連絡カード、生徒個票など学校において作成している保護者の連絡先等を記載するものに、引渡し
しが確実に確認できる記入欄を設けるなども考えられる。
- ※ 引渡しにあたっては、自宅（避難場所）等行き先までの経路についても確認する。

【児童生徒（保護者）用災害対応携帯カード例】

<p>災害時対応携帯カード(〇〇学校)【平成××年度】 (災害時とは、.....の場合)</p> <p>児童生徒： 年 組 番氏名 保護者氏名</p> <p>1 在宅時 ・自宅が安全でない場合は避難場所(▲▲)に避難する。</p> <p>2 登下校時 ①自宅に近い場合→自宅が安全な場合→自宅に避難 →自宅が安全でない場合→避難場所(▲▲)に避難 ②学校に近い場合→学校が安全な場合→学校に避難 →学校が安全でない場合→避難場所(●●)に避難 ③鉄道やバス等に乗車中の場合→乗務員(引率教員)の指示に従う。 ④通学途中の避難場所→△△、◇◇ ※登校前及び登校途中→安全が確認された場合や鉄道・バス等が回復し た場合は、原則として学校に登校</p>	<p>3 在校時 ・学校が安全な場合→学校に待機 ・学校が安全でない場合→避難場所(●●)に避難 ・保護者が迎えに来た場合→安全が確認されない場合→一緒に待機 →安全が確認された場合→一緒に帰宅 ・鉄道やバス等が回復しない場合→学校で保護 ※保護者は、安全が確認されない場合（二次災害のおそれや津波警報等 が発表されている場合など）→迎えに来ない。保護者も避難する。</p> <p>4 連絡、情報の手段等 ①災害時の情報→学校のホームページや電話で確認 ②連絡や情報等の手段が確保できない場合 学校情報を避難所及び地区等の掲示板に掲示→確認する。 〇〇学校 TEL : FAX : HP : http// メール :</p>
---	--

- ※ 引取りカードを兼ねた保護者用携帯カードとしての活用も考えられる。
- ※ 携帯カードの避難場所の▲▲、△△、◇◇は、児童生徒または保護者が記入し、●●は、学校が記入する。
- ※ 在宅時や登下校時の児童生徒の避難場所を把握しておくため、学校で記入後の写を保管する。

第2章/第2項 自然災害等に係る事項

3 火山噴火

岩手山西側山麓より、相当の規模で噴火が始まった。
周辺市町村への溶岩の流出が予想され、避難勧告が発令された。

●危機発生時の対応

ア 児童生徒在校時

- ① 状況把握及び避難
 - ・ 火山活動の情報を収集する。(例：テレビ、ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等)
 - ・ 周辺の被害状況及び避難場所の確認をする。
 - ・ 避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 児童生徒等の人的被害(安否)の確認をする。
- ② 防災体制の確立及び救急(応急)措置
 - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
 - ・ 電源の確保を図る。(例：停電の場合は自家発電機)
 - ・ 通信手段の確保を図る。(例：(携帯)電話及び(一斉)メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
 - ・ 安全が確認されるまでは児童生徒を避難場所に待機させる。
 - ・ 施設の被害状況や危険箇所を確認する。(写真に撮影・記録する。)
 - ・ 状況により二次避難の準備をする。
 - ・ 避難勧告が解除された場合、通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・ 安全に避難した後、児童生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、避難勧告が解除されるまでは、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
 - ・ 所管する教育委員会(県教育委員会(教育企画室、学校教育室))に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
 - ・ 人的被害(安否)の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化(報道機関への対応)
関係機関や報道関係者等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

イ 児童生徒在宅時

- ① 参集体制
 - ・ 避難勧告の発令を受け、事前に定められている職員配備により、所属校に参集する。(学校所在地

の状況による。)所属校に参集できないやむを得ない事情があるときは、県立学校教職員においては、出勤可能な県立学校に参集し、当該学校の校長の指示に従う。(「学校防災・災害対応指針」P3を参照)

- ② 防災体制の確立
 - ・ 学校防災本部等の設置し、防災体制を速やかに整える。
- ③ 火山活動情報の収集
 - 速やかに的確な情報を収集する。(例：ラジオ、ワンセグ、インターネット、市町村の防災無線等)
- ④ 救急(応急)措置及び状況把握
 - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をするとともに、発火物の適切な処置と確認をする。
 - ・ 電源の確保を図る。(例：停電の場合は自家発電機)
 - ・ 通信手段の確保を図る。(通信手段例：(携帯)電話、(一斉)メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等)
 - ・ 家庭と連絡を取り、児童生徒等、人的被害(安否)の確認をする。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 施設周辺の被害状況の確認をする。(写真に撮影・記録する。)
- ⑤ 教育委員会への連絡・報告
 - 所管する教育委員会(県教育委員会(教育企画室、学校教育室))に速やかにその対応について報告する。
- ⑥ 情報の収集及び関係機関との連携
 - ・ 人的被害(安否)の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害(安否)の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑦ 情報の一元化(報道機関への対応)
 - 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

※ 特別支援学校(特別支援学級)における児童生徒の避難について、P86「特別支援学校(特別支援学級)における配慮すべきポイント」を参照のこと。

●危機終息後の対応

ア 応急的な対応

- ① 学校再開に向けた方針決定
 - ・ 被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業等の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保について所管する教育委員会(県教育委員会教育企画室)と調整する。
 - ・ 学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施する。(学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など)
- ② 心のサポート・ケア
 - ・ 児童生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。(例：児童生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施)
 - ・ 心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)及びその他関係機関等に応援を要請する。
- ③ 避難所となった場合
 - ・ 避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
 - ・ 避難所として運営を開始することの可否を含め、基本的事項について市町村と調整し、定める。

- ・ 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じて、体育館、柔剣道場、多目的ホール、保健室、会議室、調理室、給食室、校庭等を開放する。(教室はやむを得ない場合に限り開放する。)
- ・ 市町村との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
- ・ 避難所運営にあたる市町村職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定する。(対応例：救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等)

イ 短期的な対応

- ① 復旧及び支援・援助
 - ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、所管する教育委員会(県教育委員会教育企画室)及びその他関係機関等に対応を要請する。
 - ・ 学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)と調整しながら、諸手続を行う。
 - ・ 昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、所管する教育委員会(県教育委員会教育企画室)と調整する。
 - ・ 教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、所管する教育委員会(県教育委員会教育企画室)に要請する。
- ② 心のサポート・ケア
 - ・ 心のサポート・ケアの推進を図る。
- ③ 避難所としての対応
 - ・ 避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校、市町村及び自治組織代表者と調整しながら進める。
 - ・ 必要に応じて、所管する教育委員会(県教育委員会教育企画室)及びその他関係機関等に応援を要請する。
 - ・ 避難所の解消時期等については、被災状況を踏まえながら、市町村と調整する。

ウ 中長期的な対応

- ① 原因の究明
 - ・ 児童生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
 - ・ 防災体制の課題の確認を行う。
- ② 心のサポート・ケア
 - ・ 心のサポート・ケアの充実を図る。
- ③ 再発防止(危機の予防対策)
 - ・ 必要に応じ、防災体制の見直しを行い、それに対応した避難訓練を実施する。
 - ・ 防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
 - ・ 学校において保護しなければならない児童生徒に対応できる体制等を整備しておく。
 - ・ 保護者への災害時における連絡体制及び連絡方法を周知・徹底を図る。

危機終息後の対応について、「学校防災・災害対応指針」(平成24年3月策定)を参照のこと。

●危機の予防対策(児童生徒の安全確保及び安否確認のための準備)

- ・ 関係機関と連携を緊密にし、随時、より正確な火山に関する情報を把握する。
- ・ 危機発生時の対応について、避難場所及び児童生徒の引渡し方法など児童生徒、保護者に周知するとともに、地域との連携を図る。
- ・ 児童生徒の在宅時(寄宿舎の児童生徒の帰省中及び帰省途中)における避難場所を確認する。(例えば、連

絡カードや生徒個票などに避難場所を記入する欄を設ける。)

- ・ 家庭の連絡先は、可能な限り把握する。(例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等)ただし、個人情報の管理に十分注意する。
 - ・ 引渡しカード等を準備する。(引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。)
 - ・ 災害における学校と家庭の連絡は、災害用伝言板サービスや一斉メール等が有効な場合があり、連絡体制を周知する。
 - ・ ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード(生徒個票、引渡しカード)、救急医薬品、避難場所(避難所)リスト、懐中電灯、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
 - ・ 災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。(通学バス乗車時、校外での活動時、避難所対応なども想定)
 - ・ 夜間定時制及び寄宿舎においては、懐中電灯を活動場所や各部屋に準備する。
 - ・ 避難する際に、多くの教職員等の対応が必要な寄宿舎については、教職員の連絡体制を整備する。
- なお、児童生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など管理の徹底を図る。

●関係法令等

- ① 災害対策基本法
- ② 活動火山対策特別措置法
- ③ 岩手県地域防災計画
- ④ 岩手県災害対策本部規程
- ⑤ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑥ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑦ 「学校防災・災害対応指針」

詳細なマニュアルは、「岩手山火山被害対策マニュアル」(平成10年11月策定)を参照のこと。

第2章/第2項 自然災害等に係る事項

4 風水害

大型台風の接近により風が強まるとともに豪雨となり、学校周辺の道路上に水が溢れ始めた。さらに強風や冠水、倒木などにより周辺の公共交通機関が混乱した。

●危機発生時の対応

ア 始業後に発生した場合

- ① 状況把握
 - ・ 校内にいる児童生徒を確認する。
 - ・ テレビ、ラジオ及びインターネット等により、気象情報や河川情報、交通情報、避難勧告の発令等を確認する。
- ② 防災体制の確立及び救急（応急）措置
 - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 周辺の被害の状況及び危険箇所の確認をする。（浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、土のう、止水版などをあらかじめ設置することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することなど応急措置を講ずる。写真に撮影・記録する。）
 - ・ 気象情報や河川情報、交通情報等によっては、時間を繰り上げての下校などの措置を講じるとともに、児童生徒の家族にその旨を連絡する。
 - ・ 避難が必要な場合は、避難場所及び避難経路を確認し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 避難後、児童生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
 - ・ 通信手段の確保を図る。（例：（携帯）電話及び（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・ 安全を確認（安全に避難した）後、児童生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
 - ・ 帰宅が困難な児童生徒については学校に待機させ、その旨を保護者に連絡する。
 - ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
 - ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

◆激しい降雨により、土砂災害の危険がある学校の場合

- ・ 情報の収集を行い、気象情報や土砂災害警戒情報、避難指示の発令等を確認する。
- ・ 斜面等の危険な前ぶれ（前兆現象）を観察する。
- ・ 土砂災害の可能性がない避難場所を確認し、天候や道路等の状況に注意しながら、より安全な方法で避難する。
- ・ 避難時は、強風などによる断線した電線や増水した河川等に注意する。
- ・ 避難の前後には児童生徒の人的被害（安否）の確認をする。

イ 始業前に発生した場合

- ① 状況把握及び救急（応急）措置
 - ・ テレビやラジオ及びインターネット等により、気象情報や河川情報、交通情報、避難勧告の発令等を確認する。
 - ・ 通信手段の確保を図る。（例：（携帯）電話及び（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 休校、自宅待機等を児童生徒や保護者等に連絡をする。
- ② 防災体制の確立及び救急（応急）措置
 - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 既に登校している児童生徒がいる場合は、その状況を確認する。
 - ・ 周辺の被害の状況及び危険箇所の確認をする。（浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、土のう、止水版などをあらかじめ設置することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することなど応急措置を講ずる。写真に撮影・記録する。）
 - ・ 避難が必要な場合は、避難場所及び避難経路を確認し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 避難後、児童生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
 - ・ 危険箇所への立入禁止措置をとる。
 - ・ 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・ 登校途中及び自宅待機中の児童生徒の人的被害（安否）の確認をする。
 - ・ 安全を確認（安全に避難した）後、児童生徒等の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
 - ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
 - ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化（報道機関への対応）

関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

ウ 休日・夜間に発生した場合

- ① 参集体制及び状況把握
 - ・ 警報等の発令状況により、事前に定められている職員配備により所属校に参集する。所属校に参

集できないやむを得ない事情があるときは、県立学校教職員においては、出勤可能な県立学校に参集し、当該学校の校長の指示に従う。（「学校防災・災害対応指針」P3を参照）

- ・ テレビやラジオ及びインターネット等により、気象情報や河川情報、交通情報、避難勧告の発令等を確認する。
- ② 防災体制の確立及び救急（応急）措置
 - ・ 学校防災本部等を設置し、防災体制を速やかに整える。
 - ・ 部活動等のため、登校している児童生徒がいる場合は、その状況を確認するとともに、学校以外の場所で部活動等を行っている児童生徒の状況を確認する。
 - ・ 通信手段の確保を図る。（例：（携帯）電話及び（一斉）メール、衛星携帯電話、公衆電話、災害用伝言板サービス、無線等）
 - ・ 周辺の被害の状況及び危険箇所の確認をする。（浸水のおそれがある場合は、必要に応じ、土のう、止水版などをあらかじめ設置することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することなど応急措置を講ずる。写真に撮影・記録する。）
 - ・ 避難が必要な場合は、避難場所及び避難経路を確認し、避難場所への安全で的確な誘導をする。
 - ・ 避難後、児童生徒等の人的被害（安否）の確認をする。
 - ・ 危険箇所への立入禁止措置をとる。
 - ・ 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認及び的確な情報収集を行う。
- ③ 家族及び教育委員会への連絡・報告
 - ・ 安全を確認（安全に避難した）後、学校で部活動等を行っていた児童生徒の家族に対して、速やかにその旨を連絡する。その際、その時点において提供が可能な学校に関する情報について伝える。
 - ・ 児童生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。引き渡す場合は、引渡しカード等を活用し、確実に確認する。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。
 - ・ 学校外で部活動等を行っていた児童生徒の家族に対して、安全に避難したことを確認後、速やかに連絡する。児童生徒の保護者への引渡しについて、二次災害のおそれがある場合は、引渡しは行わない。
 - ・ 所管する教育委員会（県教育委員会（教育企画室、学校教育室））に速やかにその対応について報告する。
- ④ 情報の収集及び関係機関との連携
 - ・ 人的被害（安否）の確認ができていない児童生徒の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 市町村、警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。
 - ・ 児童生徒及びその家族と連絡が取れない場合の人的被害（安否）の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
 - ・ 行方不明者がいる場合は、関係機関と連携して消息の確認を行う。
- ⑤ 情報の一元化（報道機関への対応）
関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

※ 特別支援学校（特別支援学級）における児童生徒の避難について、P86「特別支援学校（特別支援学級）における配慮すべきポイント」を参照のこと。

●危機終息後の対応

ア 応急的な対応

- ① 学校再開に向けた方針決定
 - ・ 被災後の臨時休業、応急教育の必要性及びその計画の策定、その他業務再開に向けた復旧作業等

の方針を決定する。なお、本校舎での授業再開が難しい場合は、仮校舎等の教育環境の確保について所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）と調整する。

- ・ 学校再開に向けて、保護者等へ情報を提供するとともに、学校の状況によっては説明会等を実施する。（学校の情報発信の手立てとして、地区及び避難所の掲示板、学校が開設する緊急時連絡サイト、一斉メール送信、災害用伝言板サービス、報道機関等の活用など）

② 心のサポート・ケア

- ・ 児童生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。（例：児童生徒の個別面談、家庭訪問、避難所訪問などの実施）
- ・ 心のサポート・ケア体制づくりを図る。必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）及びその他関係機関等に応援を要請する。

③ 避難所となった場合

- ・ 避難者がいることを、市町村に連絡し、職員の派遣を依頼する。
- ・ 避難所として運営を開始することの可否を含め、基本的事項について市町村と調整し、定める。
- ・ 避難者収容、医療対応、避難所運営管理、調理、駐車などのスペースを確保することとし、必要に応じて、体育館、柔剣道場、多目的ホール、保健室、会議室、調理室、給食室、校庭等を開放する。（教室はやむを得ない場合に限り開放する。）
- ・ 市町村との連携を図りながら、照明、食料・水、毛布、暖房器具、トイレ等を確保する。
- ・ 避難所運営にあたる市町村職員の対応に協力する。なお、状況によっては、教職員が中心となって当面の運営にあたる場合も想定する。（対応例：救命・救急措置、避難者名簿の作成、避難所の巡回、救援物資の管理、避難者への連絡等）

イ 短期的な対応

① 復旧及び支援・援助

- ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）及びその他関係機関等に対応を要請する。
- ・ 学用品の給与、授業料の減免、修学資金及び転校等について、所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）と調整しながら、諸手続を行う。
- ・ 昼食等の食事及び通学路や通学手段の確保等が必要な場合は、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）と調整する。
- ・ 教育活動に必要な物品等、学校において準備できない場合には、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）に要請する。

② 心のサポート・ケア

- ・ 心のサポート・ケアの推進を図る。

③ 避難所としての対応

- ・ 避難者による自治組織に避難所運営を任せる。また、その運営にあたっては、随時、学校、市町村及び自治組織代表者と調整しながら進める。
- ・ 必要に応じて、所管する教育委員会（県教育委員会教育企画室）及びその他関係機関等に応援を要請する。
- ・ 避難所の解消時期等については、被災状況を踏まえながら、市町村と調整する。

ウ 中長期的な対応

① 原因の究明

- ・ 児童生徒等が被災した場合、その原因を検証する。
- ・ 防災体制の課題の確認を行う。

- ② 心のサポート・ケア
心のサポート・ケアの充実を図る。
- ③ 再発防止（危機の予防対策）
 - ・ 必要に応じ、防災体制の見直しを行い、それに対応した避難訓練を実施する。
 - ・ 防災教育を実施し、防災意識の醸成を図る。
 - ・ 学校において保護しなければならない児童生徒に対応できる体制等を整備しておく。
 - ・ 保護者への災害時における連絡体制及び連絡方法を周知・徹底を図る。

危機終息後の対応について、「学校防災・災害対応指針」（平成24年3月策定）を参照のこと。

●危機の予防対策（児童生徒の安全確保及び安否確認のための準備）

- ・ 関係機関と連携を緊密にし、随時、より正確な気象情報、洪水予報などの災害情報を把握する。
 - ・ 危機発生時の対応について、避難場所及び児童生徒の引き渡しなど児童生徒、保護者及び地域に周知する。
 - ・ 児童生徒の在宅時、登下校時等（寄宿舎の児童生徒の帰省中及び帰省途中）における避難場所を確認する。（例えば、連絡カードや生徒個票などに避難場所を記入する欄を設ける。）
 - ・ 家庭の連絡先は、可能な限り把握する。（例えば、携帯電話番号、メールアドレス、職場の電話番号等）ただし、個人情報の管理に十分注意する。
 - ・ ハンドマイク、携帯ラジオ、連絡カード（生徒個票、引渡しカード）、救急医薬品、避難場所（避難所）リスト、トランシーバー等は緊急時に持ち出せるよう準備する。
 - ・ 災害の状況に応じた避難経路及び避難場所などのシミュレーションを行い、様々な状況に応じた避難訓練等を保護者及び地域との連携を図りながら実施する。（通学バス乗車時、校外での活動時、避難所対応なども想定）
 - ・ 引渡しカード等を準備する。（引渡しを確実に確認し、記録として残す。なお、引き渡す児童生徒は、当該保護者の子どもに限る。）
 - ・ 災害における学校と家庭の連絡は、災害用伝言板サービスや一斉メール等が有効な場合があり、連絡体制を周知する。
 - ・ 夜間定時制及び寄宿舎においては、懐中電灯を活動場所や各部屋に準備する。
 - ・ 避難する際に、多くの教職員等の対応が必要な寄宿舎については、教職員の連絡体制を整備する。
- なお、児童生徒及び教職員が学校の敷地外に避難する場合を想定し、表簿等重要な書類やデータ、及び金銭など管理の徹底を図る。

●関係法令等

- ① 災害対策基本法
- ② 活動火山対策特別措置法
- ③ 岩手県地域防災計画
- ④ 岩手県災害対策本部規程
- ⑤ 岩手県災害対策本部地方支部運営要領
- ⑥ 岩手県災害対策本部教育部運営要領
- ⑦ 「学校防災・災害対応指針」

第2章／第2項 自然災害等に係る事項

5 猛獣（山林でクマを発見）

小学校6年生の課外授業で学校近くの山林に自然観察に行ったとき、クマに関し、次のケースに遭遇した。

(ケース1) クマの足跡やフンを発見した。

(ケース2) 遠くにクマを発見した。

(ケース3) 突然、クマに出遭った。

(ケース4) クマに襲われ、けがをした。

●危機発生時の対応

① 状況把握・応急措置

担当教員は、児童の安全確保を最優先に、児童の精神的な動揺を静めながら、連携して対応する。

(ケース1 クマの足跡やフンを発見した場合)出遭わない工夫をする

- ・ クマに出遭わないように、鈴、笛、ラジオ、テープレコーダーなど音のするものを身につけ、クマに自分の存在を知らせる。(クマは、聴覚が優れている。)
- ・ クマの活動が活発な朝夕や霧がでているときの行動は避ける。(人の存在がわかりにくい。)
- ・ 時々あたりに注意を払い、クマの足跡、フンなどを発見した場合は、すぐに引き返す。

(ケース2 遠くにクマを発見した場合)接近しない

- ・ 遠くにクマを発見した場合は、あわてず、そっと立ち去る。
- ・ 大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけてクマを興奮させないようにする。

(ケース3 クマに出遭った場合)刺激しない

- ・ 子グマを見つけた場合は、親グマが近くにいるので、そっと立ち去る。(子グマを守ろうとして襲ってくる場合がある。)
- ・ クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。クマとの間に立木等の障害物をいれることができる位置に移動することで突進を防ぐことができる場合もある。
- ・ 走って逃げない。背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、厳禁である。

(ケース4 クマに襲われた場合)

- ・ 襲われて負傷した場合は、現場で可能な限り応急措置を施す。
- ・ 下山できる場合は、下山する。
- ・ 携帯電話が使用できる場合は、携帯電話により救助を要請するとともに(119番)、学校に連絡し、応援等を求める。
- ・ 負傷者が下山できず、携帯電話が使用できない場合は、教員が連携して、負傷者を保護する者と、児童とともに下山し救助を求める者に分かれ対応する。

② 学校における対応

- ・ 担当教員は、携帯電話等により、校長に状況を報告する。
- ・ 校長は、状況に応じて、応援職員の派遣等を行う。
- ・ 校長は、状況に応じて、職員会議の開催を行い、児童の登下校時の安全確保について、再確認を行い、児童に対して、集団での登下校時の実施などを指導する。

③ 関係機関との連携

警察(110番) — 校長は、警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。

消防(119番) — 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。

教育委員会・市町村の担当課 — 校長は、所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)にクマ発見の状況等について報告するとともに、市町村の担当課にクマ発見の状況等について報告する。

※ 報告を受けた市町村は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を広域

振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに行い、許可を得た上で(人身被害のおそれがある等緊急の場合は市町村が対応)、追い払い又は駆除を行うものである。

※ 報告を受けた所管する教育委員会においても、周辺の学校(県立、私立を含む)等に連絡し、注意を促す。

保護者 — 保護者に対しては、状況に応じて担任等を通じ連絡をとり、登下校の際の付添い等、協力を得るよう努める。児童が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。

地域関係団体 — 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、児童の登下校時の安全確保についての協力を得るよう努める。

近隣校 — 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

④ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

事故調査の記録をもとに事故原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

② 再発防止

教職員や児童に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

③ 心のケア

負傷した児童及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)に報告する。

●危機の予防対策

① 野外活動が必要な場合は、予め入山地域のクマの出没情報を警察・市町村役場・地元住民等から収集し、危険な場所には近づかないようにする。

② 朝夕、黎明薄暮時は、クマの行動が活発な時間帯であり、山中に入らない。

③ 学校周辺にクマが出没する地域では、児童の登下校時の安全確保のため、児童に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。

④ また、クマに遭遇した場合の安全確保を図るため、状況に応じて、クマ撃退用のスプレーなどを用意する。

⑤ クマを人里周辺に引き寄せないためには、人家の周りに残飯を無造作に捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力して、地域ぐるみで予防措置を講じる。

⑥ キャンプ等でのゴミは必ず持ち帰るなど、クマを引き寄せないようにする。

⑦ 携帯電話が通話可能なエリアでは、不測の事態に備えて携行する。

⑧ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

6 猛獣(学校周辺にクマが出没)

小学校の体育の授業時間中、3年の児童が、校庭の近くの田んぼにクマがいることを発見した。クマは、学校の方に向かってゆっくり歩いてきた。

●危機発生時の対応

ア 児童の安全確保

- ① 担当教員は、他の教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に児童を誘導する。
- ② 近くにいる教職員等の協力を得て、校長にクマの接近を報告する。報告に当たっては、大声をでしながら途中の教室に知らせ、特に1階の玄関や窓の施錠、2階等の安全な場所へ児童を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。
- ③ 教職員自ら校長に情報伝達する場合は、教職員が連携し児童だけとなる状況をつくらない。
- ④ 児童と教職員の身を守るために、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。
- ⑤ 万一の場合に備えて、養護教諭等を中心として、応急手当の準備体制を整える。
- ⑥ 危険の回避後は、他の教職員と連携して、児童の精神的な動揺を静めるよう努める。

イ 校長への情報伝達

- ① 事件発生の状況を校長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。
- ② 情報の内容に応じて、全教職員に一齐に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。

ウ 教育委員会、関係機関との連携

校長又は校長の指示を受けた教職員が、警察、消防署等の関係機関や所管する教育委員会等に対して、直ちに通報を行う。

- | | | |
|----------|---|---|
| 警察(110番) | — | 校長は、警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。 |
| 消防(119番) | — | 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。 |

- | | | |
|---------------|---|---|
| 教育委員会・市町村の担当課 | — | 校長は、所管する教育委員会(県教育委員会学校教育室)にクマ発見の状況等について報告するとともに、市町村の担当課にクマ発見の状況等について報告する。 |
|---------------|---|---|

※ 報告を受けた市町村は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターに行い、許可を得た上で(人身被害のおそれがある等緊急の場合は市町村が対応)、追い払い又は駆除を行うものである。

※ 報告を受けた教育委員会においては、周辺の学校(県立、私立を含む)等に連絡し、注意を促す。

- | | | |
|-----|---|--|
| 保護者 | — | 保護者に対して、状況に応じて、担任(不在の場合は学年主任など他の職員)を通じて、連絡をとり、登下校の際の付添い等の協力を得るよう努める。児童が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。 |
|-----|---|--|

- | | | |
|--------|---|---|
| 地域関係団体 | — | 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、児童の登下校時の安全確保について協力を得るよう努める。 |
|--------|---|---|

- | | | |
|-----|---|---------------------|
| 近隣校 | — | 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。 |
|-----|---|---------------------|

エ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ① 児童の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ② 関係機関や報道機関等外部に情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

- ① 原因の究明
教職員等から状況を確認して事故調査の記録を作成するとともに、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。
- ② 支援・援助
校長等が、負傷した児童を見舞い、保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き及び給付等について説明を行う。
- ③ 学校教育の再開
必要に応じて、所管する教育委員会による支援を受けながら、学校教育再開に向けた体制を整える。
- ④ 再発防止
事故の状況、その後の対応を検証して、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。
- ⑤ 心のサポート・ケア
負傷した児童及び周囲の児童でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。
- ⑥ 報告
事後措置の状況を所管する教育委員会（県教育委員会学校教育室）に報告する。

●危機の予防対策

- ① 学校周辺にクマが出没する地域では、児童の登下校時の安全を確保するため、児童に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。
- ② クマを人里周辺に引き寄せないためには、学校や人家の周りに残飯などを無造作に保管しない、捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力し地域全体で予防措置を講じる。
- ③ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

第3項 その他事項

1 窓口対応

事前に連絡をしないで窓口を訪れ、ある問題に対し教育事務所長へ苦情を申し入れたいとの来客があった。

当日は、教育事務所長が出張中であったため、担当者に案内する旨話したが、教育事務所長以外の対応は不要で、日程を確保して欲しいと言われた。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・ 相手がどこの誰かを確認する。
- ・ 用件の内容を的確に把握する。
- ・ 危険物の所持がないか確認する。

② 対応措置

- ・ 用件の内容を確認するため、相手に対して復唱する。
- ・ 問題の内容については、担当で検討していることを説明する。
- ・ 一人の職員ではなく複数の職員で対応する。

③ 関係機関との連携

- ・ 警察の要請が必要か検討する。
- ・ 訪問者が組織として来庁した場合は、関係機関との連携を図る。

●危機終息後の対応

来庁の目的を把握するとともに、来庁目的が適法なものか検討する。

●危機の予防対策

- ① 常に適正な事務処理を行うとともに、県民に対する説明責任を十分に果たすなど、苦情等がでない運営に努める。
- ② 再度の来庁に備え、対応を検討する。

2 空からの落下物

通信衛星が、何らかの原因で故障し岩手県内に落下する危険があるとの情報が入った。
衛星のコントロールが不可能であり、県内における落下場所の特定は不可能とのことである。

●危機発生時の対応

- ① 状況把握
落下場所の特定をするため、情報の収集に努める。
- ② 対応措置
 - ・ 避難場所の確認をする。
 - ・ 落下物には、触れないように周知する。
 - ・ 連絡体制の確認をする。
 - ・ 関係機関等への連絡体制を確認する。
 - ・ 関係機関等への連絡に当たってはファックス、電子メールやインターネット等を活用し速やかに情報伝達を行うとともに、文書で情報を伝達する。
- ③ 関係機関との連携
 - ・ 関係部局、警察、消防との連携を図る。
 - ・ 救急体制の整備を図る。
- ④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
 - ・ 速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
 - ・ 報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。
- ⑤ 教育委員会等関係機関への連絡報告
 - ・ 市町村教育委員会との連携を図る。
 - ・ 県立学校との連絡を速やかにできる体制を確保する。
- ⑥ 被害状況の把握
 - ・ 児童・生徒等の被害がないか確認する。
 - ・ 施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

●危機終息後の対応

- ① 関係部局等から、原因、被害状況等の情報を収集する。
- ② 児童・生徒等の避難が適切になされたか把握する。
- ③ 復旧及び支援・援助
早期に授業や事業ができるよう、対応策を検討し実行する。
- ③ 心のケア
児童・生徒等の被害については、医師等関係機関との連携を図り、心のケアに対応する。

●危機の予防対策

不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。

3 本庁における不審物対応

教育企画室倉庫前の廊下に所属等の表示がないダンボール箱があり、中から時計のような音が聞こえている。

●危機発生時の対応

① 本庁各室課の対応

ア 初期被害発生・拡大防止策

不審郵便物等の特徴を踏まえた取扱いにより、初期被害発生・拡大防止策を講じる。

イ 避難

不審郵便物等が発見された部屋にいる職員等を早期に室外に避難させる。

ウ 通報

速やかに所属長に連絡し、必要と判断された場合は、所属長は警察署（110番）へ通報する。

エ 報告

所属長は速やかに教育企画室企画課長に報告し、教育企画室企画課長は次により、庁内関係課に報告する。

(ア) 教育企画室企画課長は、教育長、関係室課長、総務部法務学事課総括課長、管財課総括課長及び総合防災室長に報告する。

(イ) 教育長は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）に報告する。

オ 警察署からの指示の遵守

警察署から不審郵便物等の状況に応じた指示がなされるので、それに従った迅速な対応をとる。

② 総務部における対応

ア 管財課

発見現場の周辺への被害拡大を防ぐため、警察署の指示に従い、立入禁止区域の設定、空調システムの停止等被害発生・拡大防止策を講じる。

イ 総合防災室

(ア) 被害発生・拡大防止策の進捗状況を把握し、必要に応じて庁内関係課等の活動を支援する。

(イ) 被害規模を勘案し、必要に応じて災害対策本部（本部長：知事）を設置する。

③ 被害状況の取りまとめ

総合防災室は、教育企画室、不審郵便物等発見課、管財課、警察署等から情報を入手し、知事等に報告する。

④ 情報の提供及び公表

・ 総合防災室は、外部に情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、教育企画室及び関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

・ 報道機関への公表は、記者会見、記者クラブへの配布等により、勤務時間中は秘書広報室広報課を通じて、それ以外は幹事社を通じて、総合防災室が行う。

●危機終息後の対応等

① 不審郵便物等の早期発見

本庁各室課においては、郵便物等の取扱いに当たっては、関係機関（保健福祉部健康国保課及び総合防災室等）から示される不審郵便物等の特徴をもとに、その早期発見に努めるものとする。

② 日常とるべき対応（本庁各室課は、常日頃から、次のような対応に努めるものとする。）

・ 情報収集→ 不審郵便物等の特徴に関する情報の早期入手のため、関係機関と連携を密にする。

・ 入室者の把握→ 不審物持込防止のため、入室者の確認を徹底する等不審者の入室防止に努める。

② 室内外の見回り→ 室内外の死角をなくし、目の届かない所については、見回りを行う。

詳細なマニュアルは「不審郵便物等対応マニュアル」（平成13年11月15日付教総第232）

号教育長通知を参照のこと。

第2章／第3項 その他事項

4 本庁における不審者対応

普段、見慣れない人物が手提げ袋を片手に持ち、エレベーターホール周辺を、約1時間以上に渡り、何か独り言を話ながら徘徊している。

●危機発生時の対応

① 状況把握・救急（応急）措置

- ・ 用件（探している担当課等）を確認する。
（例：「どちらか、お探しの課はございますか。私がお案内いたしますが。」等）
- ・ 不審物を所持している等、明らかに不審者と見受けられる場合には、一人で対応せず、複数の職員で上記の対応を行う。
- ・ 用件確認の結果、特に用件もなく徘徊している場合には、総務部総合防災室防災危機管理監及び管財課並びに教育企画室へ連絡する。
- ・ 総務部管財課に連絡を取り、不審者の監視に当たるよう依頼する。
- ・ 既に凶器を振りかざす等（素手による暴力も含む。）、他人に危害を加えるおそれが差し迫っている場合には、大声で周囲に身の危険を知らせる。
また、知らせを受けた職員は、直ちに警察（110番）に通報するとともに、管財課及び教育企画室に連絡する。
- ・ 極力、警察官又はガードマンが到着するまで、不審者には近づかず、安全な執務室に集合のうえ施設するなどし、避難することが望ましいが、止むを得ず相手にする場合は、複数で取り囲み、かさ、イス等により身を守りながら行く手を阻みながら警察官の到着を待つ。
- ・ 万一負傷者がでた場合は、直ちに救急車（119番）の出動を要請する。また、明らかに軽症と考えられる場合であっても念のため医師の診断を受けるようにする。

② 関係機関との連携

- ・ 凶器を所持する等、周囲に危害を加えるおそれのある不審者の侵入にあっては、速やかに警察官の出動を要請する。
- ・ 負傷者が発生した場合は、直ちに救急車の出動を要請する。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

全ての情報は、速やかに教育企画室あて報告することとし、報道機関への対応は教育企画室が行う。

④ 教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

- ・ 庁舎管理担当課である管財課と密接に連携を図る。
- ・ 負傷者が出た場合は、家族に連絡する。

●危機終息後の対応

今後の対応の参考とするため、不審者の侵入を前段階（玄関等）で阻止することができなかったのか等、管財課と連携を図りつつ不審者の行動及び関係者の対応を検証する。

●危機の再発防止及び予防対策

- ① 職員に対して名札着用を徹底し、来客者と職員の違いが容易に判別できるようにする。
- ② 不審者に限らず、来客者がエレベーターホール等で、目的の課を探して迷っている場面を見かけた場合は、必ず声をかけ、担当課まで案内する。

5 テロへの対処

●テロを疑う事案の初動対応

① 警察、消防、保健所等との連絡通報体制の構築

県民、医療機関、その他の機関等から、テロを疑う事案に関する通報が警察、消防、保健所等の関係機関にあった場合、速やかに県庁関係課へ伝達されるよう連絡通報体制を構築する。また、自らテロを疑う事案を認知した課にあっては、速やかに所轄の警察署、又は消防署及び総合防災室に通報する。

② 知事等への迅速な通報

①の通報を受けた県庁関係課及び自らテロを疑う事案を認知した課は、知事、副知事、担当部長及び総務部長（総合防災室）に速やかに通報する。

③ 事故対策本部等の設置

発生事案の担当部局においては、被害が拡大し、組織を挙げて事案に対応する必要があると認めるときは、「岩手県〇〇事故（事件）対策本部設置要領（準則）」に基づき事故対策本部（本部長：担当部長）等を設置し、被害情報の収集及び応急措置を実施する。

④ 総合防災室と関係課の連携、協力

総務部（総合防災室）は、テロ対処に関する総合所管課として、事故対策本部等を設置し事案に対処している関係部局及び警察本部等と相互に連携、協力し、関係情報の収集、報道機関への情報提供等、迅速かつ的確に対応する。

●テロと断定された場合又はその可能性が高いと判断された場合の対応

政府及び捜査機関等により、テロと断定された場合又はその可能性が高いと判断された場合、知事は、速やかに、岩手県災害対策本部（本部長：知事）を設置する。この場合、本部長は、副本部長のほか、事故対策本部の本部長であった関係部長及び警察本部長など、一部の本部員の出席により、直ちに本部員会議を開催することがある。

なお、各部局において設置した事故対策本部等は、災害対策本部に統合される。

●情報の提供及び公表

① 対応状況等の県民への公表

県のテロに関する対応状況等について、総務部（総合防災室）が、報道機関を通じて県民に公表する。

② 情報提供を行うに当たっては、事件の再発防止、社会不安の解消、県民による協力の確保等の観点から、その内容、発表時期及び方法等について、事前又は事後に関係省庁及び警察等の関係機関等と相互に十分な調整と連絡を行う。

●国外及び他の都道府県でテロが発生した場合の対応

① 必要に応じた岩手県災害対策本部の設置

国外及び他の都道府県でテロが発生し又はその可能性が高い事案が発生した場合、政府の対応状況や被害の状況等から判断し、本県で相当規模の被害発生のおそれがある等、知事が必要と認めるときには、岩手県災害対策本部（本部長：知事）を設置し、被害発生等に備えた必要な対応を行うこととする。

② 県関係者の安否確認

国外及び他の都道府県で発生したテロにより、多数の県関係者が被害に巻き込まれ、又はそのおそれがあるときは、「県関係者安否確認対応マニュアル」に従って対応する。

詳細なマニュアルは「テロ対処に対する基本方針」（平成13年10月30日付総防第939号総務部長通知）を参照のこと。

教育委員会危機管理検討委員会設置要綱

（設置）

第1 県教育委員会において、安全管理、火災予防、防災体制等に関する指針等を定め、児童・生徒等の安全の確保に努め、さらに、その徹底を図るため、平成13年12月に危機管理マニュアルを作成したところであるが、今般、危機発生の予測を大きく上回る東日本大震災津波の発生を受け、これまでの危機管理体制等の見直

しが必要となったことから、教育委員会危機管理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理対応方針の策定に関すること。
- (2) 危機管理マニュアルの作成に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

（構成）

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は学校教育室の分掌に係る事務を担当する教育次長を、副委員長は他の教育次長をもって充てる。

3 委員は、別表1のとおりとする。

（委員長及び副委員長）

第4 委員長は、委員会の会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（ワーキングチーム）

第6 委員会に、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは別表2に掲げる所属職員をもって構成する。

（庶務）

第7 委員会の庶務は、学校教育室において処理する。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

別表1（第3関係）

《検討委員》

別表2（第6関係）

《ワーキングチーム》

岩手県教育委員会危機管理対応方針

(趣旨)

第1 この方針は、幼児・児童・生徒及び教職員並びに県民の生命、身体、財産に何らかの被害若しくは損害が生じ又は生じるおそれのある災害、事件、事故や、県教育行政の円滑な運営に支障を生じる恐れのある不測の緊急事態等（以下「危機」という。）に対し、迅速かつ的確に対処するため、教育委員会が所管又は管理する学校、社会教育施設、文化施設、社会体育施設（以下「学校等」という。）及び教育委員会事務局における危機への対応について定めるものとする。

(市町村教育委員会に対する指導・助言・支援)

第2 この方針は、県教育委員会における危機管理について定めるものであるが、危機という非常事態に直面した場合、関係機関が密接な連携と共通理解のもとで対応する必要があることから、市町村教育委員会に対しては、この方針に基づいた指導・助言・支援を行うものとする。

(危機管理マニュアル)

第3 様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、別途、標準的な危機管理マニュアルを作成するものとする。

(平常時に取り組むべき事項)

第4 教育委員会事務局及び学校等は平常時においても、常に法令及び通知等の遵守に努めるとともに危機管理マニュアルを点検確認し、施設や周辺環境の変化に注意を払い、危機が発生した場合に、関係機関等と連携を図り、迅速かつ的確に対応できるよう体制の整備に努めるものとする。

(学校等において危機が発生した場合の対応)

第5 学校等において危機が発生した場合には、次により対応するものとする。

(1) 学校等

ア 危機が発生した場合、ただちに危機管理マニュアルに基づき、初動体制を確立し、事実関係の確認、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行い、必要に応じて応急措置を実施するとともに、速やかに教育委員会事務局担当課(以下「担当課」という。)に状況の報告を行うものとする。

イ 収集する主な情報は、次のとおりである。

(ア) 危機発生状況

(イ) 市町村及び関係機関の実施する応急措置状況

(ウ) 幼児・児童・生徒及び地域住民の避難等状況

ウ 危機発生直後においては、情報窓口の一元化について、特に配慮するものとする。

エ 危機が発生した場合は、危機管理マニュアルを基本としつつも、危機の状況に応じて、臨機応変な対応を行い、被害等を最小限にするよう努めるものとする。

(2) 教育委員会事務局

ア 学校等に危機が発生した場合、各室課及び教育事務所は速やかに危機管理マニュアルに基づき、初動体制を確立し、事実関係の確認、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うものとする。

イ 学校等の危機に対する初期対応を円滑に進めるために、必要に応じて職員を派遣する等の方法により学校等を積極的に支援するよう努めるものとする。

なお、市町村立小中学校等についても、同様の支援を行うものとする。

ウ 事故（事件）対策本部等

- ① 担当課においては、危機発生後、事故（事件）が拡大し、組織を挙げて危機に対応する必要性が生じた場合、別に定める岩手県教育委員会事故（事件）対策本部設置要領に基づき事故対策本部（本部長：教育長）を設置し、被害情報の収集及び応急措置を実施するものとする。
- ② 岩手県地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部が設置された場合、上記で設置した事故対策本部は、災害対策本部に統合されるものとする。
- ③ 事故対策本部は、本部長が危機による被害等の発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

エ 関係部局との連携

① 総務部への報告

総務部が定める「危機管理対応方針について（平成12年2月10日制定）」の5(1)の基準により報告するものとする。

② 関係部局との連絡調整

教育委員会事務局担当課は、部局横断的な対応が必要となる危機が発生した場合、必要な応急措置について、関係部局と十分調整を行うものとする。

（危機終息後に取り組むべき事項）

第6 教育委員会事務局等は、危機終息後において取組状況を点検し、その結果を危機管理マニュアル等に反映させることなど、再発防止に努めるものとする。

（危機管理の担当区分）

第7 危機管理の担当区分は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会事務局

教育委員会事務局の担当区分は次のとおりとする。

本庁各室課	岩手県教育委員会行政組織規則に定める、各室課の分掌事務に係る危機を 担当する。
教育事務所	市町村立小中学校等の危機管理について、管轄する各市町村教育委員会に 対し指導・助言する。

(2) 学校等

学校等の長は、別に定める標準的なマニュアルに基づき、当該学校等の実態に即した危機管理マニュアルを作成するものとする。

附 則

この方針は、平成13年12月28日から施行する。

岩手県教育委員会事故（事件）対策本部設置要領

（平成 13 年 12 月 28 日教育長決裁）

（趣旨）

第 1 この要領は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第 5 第 2 号ウに基づき、必要な事項を定める。

（設置基準）

第 2 事故（事件）対策本部（以下「本部」という。）の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 危機の発生等により、被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、教育長が必要と認めるとき。
- ② その他、教育長が必要と認めるとき

（所掌事項）

第 3 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- ① 危機及び被害の発生状況の把握に関すること。
- ② 市町村等の対応状況の把握に関すること。
- ③ 応急措置の実施に関すること。
- ④ その他情報の収集等に関すること。

（組織）

第 4 本部は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。

2 本部長は、教育長を、副本部長は教育次長を、本部職員は担当課の長及びその他本部長が必要と認める職員をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第 5 本部長は、本部の事務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

（事務所）

第 7 本部の事務所は、担当課に置く。

（支部）

第 8 事故対策活動を効果的に実施するため、教育事務所に支部を置くことができる。

（廃止基準）

第 9 本部は、本部長が危機による被害等の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

2 県地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、本部はその組織に統合されるものとする。

（その他）

第 10 危機による被害等が相当規模を超えると見込まれ、本部長が本部での対応が困難であると認めるときは、岩手県災害対策本部を所管する総務部長に速やかに報告する。

（補則）

第 11 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成 13 年 12 月 28 日から施行する。ただし、この要領第 8 により設置した支部の所掌事務は、当分の間、市町村立小学校及び中学校に係るものに限る。

岩手県教育委員会危機対応支援チーム設置要領

(平成13年12月28日教育長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号イに定める支援を行うため、岩手県教育委員会危機対応支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置及び派遣)

第2 教育長は、教育機関の長若しくは県営施設の管理の委託を受けた者又は市町村教育委員会からの要請を受け、必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うことができる。

(支援業務)

第3 第2第1項により派遣される支援チームは、派遣先の長の指示に基づき支援業務を行うものとする。

2 第2第2項により派遣される支援チームは、教育長がその都度指示する支援業務を行うものとする。

(組織)

第4 支援チームは、教育長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第5 支援チームに関する庶務は、総務課において処理する。

(解散等)

第6 支援チームは、教育長が指示した日に解散する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。

教育事務所管内別、警察・消防等連絡先一覧

【県下共通】

警察への事件・事故の急報 110 火事・救助・救急車 119 海の事件・事故の通報 118	岩手県教育委員会事務局（県庁代表 019-651-3111）	
	教育企画室	019-629-6106(直通) 019-629-6119 (FAX)
	学校教育室	019-629-6135(直通) 019-629-6144 (FAX)
	生涯学習文化課	019-629-6171(直通) 019-629-6179 (FAX)
	スポーツ健康課	019-629-6191(直通) 019-629-6199 (FAX)
	教職員課	019-629-6122(直通) 019-629-6134 (FAX)

【盛岡教育事務所管内 盛岡教育事務所 直通 019-629-6741 FAX 019-629-6754】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
盛 岡 市	盛岡西警察署 019-645-0110 盛岡東警察署 019-606-0110 紫波警察署 019-671-0110	盛岡中央消防署 019-622- 2175 盛岡西消防署 019-647- 2234 盛岡南消防署 019-638- 5001	盛岡市教育委員会 019-651-4111
八幡平市	岩手警察署 0195-62-0110	八幡平消防署 0195-76- 2119	八幡平市教育委員会 0195-74-2111
雫石町	盛岡西警察署 019-645-0110	盛岡西消防署雫石分署 019-692-	雫石町教育委員会 019-692-2111

		3215	
葛 卷 町	岩手警察署 0195-62-0110	盛岡中央消防署葛巻分署 0195-66-2709	葛巻町教育委員会 0195-66-2111
岩 手 町	岩手警察署 0195-62-0110	盛岡中央消防署岩手分署 0195-62-2109	岩手町教育委員会 0195-62-2111
滝 沢 村	盛岡西警察署 019-645-0110	盛岡西消防署滝沢分署 019-687-2251	滝沢村教育委員会 019-684-2111
紫 波 町	紫波警察署 019-671-0110	紫波消防署 019-672-2400	紫波町教育委員会 019-672-3362
矢 巾 町	紫波警察署 019-671-0110	盛岡南消防署矢巾分署 019-697-2755	矢巾町教育委員会 019-697-2111

【中部教育事務所管内 中部教育事務所 直通 0198-22-4981 FAX 0198-23-1837】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
花 巻 市	花巻警察署 0198-23-0110	花巻中央消防署 0198-24-2119 花巻中央消防署大迫分署 0198-48-2030 花巻中央消防署東和分署 0198-42-2119 花巻北消防署 0198-45-2119	花巻市教育委員会 0198-45-1311
北 上 市	北上警察署 0197-61-0110	北上消防署 0197-64-1122 北上消防署和賀中部分署 0197-73-5852	北上市教育委員会 0197-64-2111
遠 野 市	遠野警察署 0198-62-0110	遠野消防署 0198-62-4311	遠野市教育委員会 0198-62-4412
西和賀町	北上警察署 0197-61-0110	西和賀消防署 0197-84-2507	西和賀町教育委員会 0197-85-2337

【県南教育事務所管内 県南教育事務所 直通 0191-26-1419 FAX 0191-26-1426】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
------	-------	-------	-----------

一 関 市	一関警察署 0191-21-0110 千厩警察署 0191-51-0110	一 関 西 消 防 署 0191-25-0119 一 関 南 消 防 署 0191-82-0119 一 関 北 消 防 署 0191-71-0119 一関南消防署藤沢分署 0191-63-0119 一 関 東 消 防 署 0191-51-0119 一関北消防署東山分署 0191-47-0119 一関東消防署室根分署 0191-64-0119 一関東消防署川崎分署 0191-43-0119	一関市教育委員会 0191-21-8823
奥 州 市	水沢警察署 0197-25-0110 江刺警察署 0197-31-0110	水 沢 消 防 署 0197-24-7211 江 刺 消 防 署 0197-35-8119 水沢消防署前沢分署 0197-56-3820 水沢消防署胆沢分署 0197-46-2441 水沢消防署衣川分署 0197-52-3226	奥州市教育委員会 0197-35-2111
金ヶ崎町	水沢警察署 0197-25-0110	水沢消防署金ヶ崎分署 0197-44-2442	金ヶ崎町教育委員会 0197-42-2111
平 泉 町	一関警察署 0191-21-0110	一関西消防署平泉分署 0191-46-0119	平泉町教育委員会 0191-46-5576

【沿岸南部教育事務所管内 沿岸南部教育事務所 直通 0192-27-9910 FAX 0192-25-1380】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
大船渡市	大船渡警察署 0192-26-0110	大 船 渡 消 防 署 0192-27-2119 大船渡消防署三陸分署 0192-44-2119	大船渡市教育委員会 0192-27-3111
陸前高田市	大船渡警察署 0192-26-0110	陸前高田市消防署 0192-54-2552	陸前高田市教育委員会 0192-54-2111

釜石市	釜石警察署 0193-22-0110	釜石消防署 0193-22-2525	釜石市教育委員会 0193-22-8832
住田町	大船渡警察署 0192-26-0110	大船渡消防署住田分署 0192-46-2119	住田町教育委員会 0192-46-3863
大槌町	釜石警察署 0193-22-0110	大槌消防署 0193-42-3121	大槌町教育委員会 0193-42-6100
海上保安	第二管区海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署	022-363-0111 0193-23-2001 0193-62-6560	

【宮古教育事務所管内 宮古教育事務所 直通 0193-64-2222 FAX 0193-62-3995】

市町村名	警察署	消防署	教育委員会
宮古市	宮古警察署 0193-64-0110	宮古消防署 0193-62-5533 宮古消防署田老分署 0193-87-2545 宮古消防署新里分署 0193-72-2011 宮古消防署川井分署 0193-76-2110	宮古市教育委員会 0193-62-5840
山田町	宮古警察署 0193-64-0110	山田消防署 0193-82-3139	山田町教育委員会 0193-82-3111
岩泉町	岩泉警察署 0194-31-0110	岩泉消防署 0194-22-3456	岩泉町教育委員会 0194-22-2111
田野畑村	岩泉警察署 0194-31-0110	宮古消防署田野畑分署 0194-34-2100	田野畑村教育委員会 0194-34-2226
海上保安	第二管区海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署	022-363-0111 0193-23-2001 0193-62-6560	

【県北教育事務所管内 県北教育事務所 直通 0194-53-4991 FAX 0194-52-8813】

市町村名	警察署	消防署	教育委員会
久慈市	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署 0194-53-0119 久慈消防署山形分署 0194-72-3119	久慈市教育委員会 0194-52-2154
二戸市	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署 0195-23-7119 二戸消防署浄法寺分署 0195-38-4119	二戸市教育委員会 0195-23-3111
普代村	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署普代分署 0194-35-2119	普代村教育委員会 0194-35-2711

軽米町	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署軽米分署 0195-46-4119	軽米町教育委員会 0195-46-4743
野田村	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署野田分署 0194-78-2119	野田村教育委員会 0194-78-2936
九戸村	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署九戸分署 0195-42-3119	九戸村教育委員会 0195-42-2111
洋野町	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署種市分署 0194-65-6119 久慈消防署大野分署 0194-77-4119	洋野町教育委員会 0194-65-2111
一戸町	二戸警察署 0195-29-0110	二戸消防署一戸分署 0195-33-3119	一戸町教育委員会 0195-33-2111
海上保安	第二管区海上保安部 022-363-0111 釜石海上保安部 0193-23-2001 宮古海上保安署 0193-62-6560		

教育委員会危機管理マニュアル【改訂版】

(平成24年3月)

発行 岩手県教育委員会
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話 019-629-6106
(岩手県教育委員会事務局教育企画室)